

平成十七年農林水産省令第二十七号

農業協同組合法施行規則

農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）及び農業協同組合法施行令（昭和三十七年政令第二百七十一号）の規定に基づき、農業協同組合法施行規則（平成十三年農林水産省令第四百四十八号）の全部を改正する省令を次のように定める。

目次

第一章 事業（第一条―第五十二条）

第二章 共済契約に係る契約条件の変更（第五十三条―第六十条）

第三章 子会社等（第六十一条―第七十四条の二）

第四章 管理

第一節 議決権行使の期限（第七十五条・第七十六条）

第二節 役員（第七十六条の二―第八十六条）

第三節 決算書類

第一款 総則（第八十七条―第九十二条）

第二款 貸借対照表（第九十三条―第一百六条）

第三款 損益計算書（第一百七条―第一百七条）

第四款 剰余金処分案又は損失処理案（第一百八条―第二百一一条）

第五款 注記表（第二百二十二条―第二百三十九条）

第六款 事業報告（第二百三十五条―第二百三十九条）

第七款 附属明細書（第二百四十条―第二百四十二条）

第八款 部門別損益計算書（第二百四十三条）

第四節 決算書類の監査

第一款 通則（第二百四十四条）

第二款 会計監査人設置組合以外の組合における監査（第二百四十五条・第二百四十六条）

第三款 会計監査人設置組合における監査（第二百四十七条―第二百五十六条）

第五節 決算書類の組合員への提供及び承認の特則に関する要件

第一款 決算書類の組合員への提供（第五十七條）

第二款 決算書類の承認の特則に関する要件（第五十八條）

第六節 機関等（第五十九條―第八十一条）

第七節 総計帳簿

第一款 総計帳簿（第八十二条）

第二款 資産及び負債（第八十三条―第八十四条）

第三款 純資産（第八十五条―第八十九条）

第八節 剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法（第九十条―第二百一十條）

第九節 業務報告書の行政庁への提出等（第二百一十條―第二百一十條）

第十節 解散、合併、新設分割及び清算（第二百一十條―第二百一十條）

第五章 農事組合法人（第二百一十條―第二百一十條）

第六章 組織変更（第二百一十條―第二百一十條）

第七章 指定紛争解決機関（第二百一十條の二―第二百一十條の十六）

第八章 監督（第二百一十條―第二百一十條）

第九章 雑則（第二百一十條―第二百一十條）

附則

第一章 事業

（農地等）に併せて信託をすることを相当とする不動産

第一条 農業協同組合法（以下「法」という。）

第十条第三項第二号の農林水産省令で定める不動産は、次に掲げる不動産とする。

一 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二条第一項に規定する森林をいう。

二 農地（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第一項に規定する農地（同法第四十三条第一項の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第二条第一項に規定する農地を含む。）をいう。）又は採草放牧地（同項に規定する採草放牧地をいう。）の利用のため必要な土地、立木及び建物その他の工作物

（保険会社の業務の代理又は事務の代行）

第二条 法第十条第八項の農林水産省令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるもの（農業協同組合にあつては、第一号イに掲げるもの）とする。

一 次に掲げる業務の代理

イ 保険募集（保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）

ロ 損害査定代理であつて、農業協同組合連合会が行うことが保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者の利便の増進等の観点から合理的であるもの

二 次に掲げる事務の代行

イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等の代行

ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務の代行

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査の代行

ニ 保険募集及び損害査定を行う者の教育及び管理の代行

ホ 前号の業務に関連する電子計算機に関する事務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守を含む。）の代行であつて、農業協同組合連合会が法第十一条の六十八第一項第一号に掲げる保険会社（第三十二条第一号を除き、以下「保険会社」という。）の委託を受けて行うもの

2 前項第一号イの事業は、組合員（組合員と同一の世帯に属する者を含む。次項において同じ。）を対象とするものとする。

3 前項の規定にかかわらず、組合員のためにする当該事業の遂行を妨げない限度において、組合員以外の者に当該事業を利用させることができる。この場合において、組合員以外の者の利用は、一事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分の一を超えてはならない。

（員外利用が認められる者の基準）

第三条 法第十条第二十一項の農林水産省令で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

一 組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の組合員であること。

二 組合と組合の行う販売に係る物資の共同開発を行う者であること。

（出資の総額の最低限度）

第四条 法第十条の第三項の農林水産省令で定める区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の農林水産省令で定める額は当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 農業協同組合法施行令（以下「令」という。）第五条第一項各号に掲げる要件に該当する農業協同組合 千万円

二 前号に掲げる農業協同組合以外の農業協同組合 一億円

三 全国の区域を地区とする農業協同組合連合会 百億円

四 前号に掲げる農業協同組合連合会以外の農業協同組合連合会 十億円

（組合又はその子会社が有する議決権に含めない議決権）

第五条 法第十一条の二第三項（法第十一条の六十五第七項（法第十一条の六十七第二項及び第十一條の六十九第二項において準用する場合を含む）、令第十条第五項並びに第六十四條第三項、第六十六條第四項、第七十條第四項、第七十四條第四項、第七十七條第四項並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）第三十四條第十八項、第三十五條第五項、第三十八條第五項、第四十二條第三項、第四十四條第五項及び第五十八條第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により組合又はその子会社（法第十一条の二第二項に規定する子会社をいう。以下同じ。）が有する議決権（同項前段に規定する議決権をいう。第三号及び第四号並びに次条第二項第一号から第三号まで及び同条第三項第一号から第三号まで並びに第二百五條第一号イ及び第二号イを除き、以下同じ。）に含まないものとされる農林水産省令で定める議決権は、次に掲げる議決権とする。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社である証券専門会社（法第十一条の六十六第一項第二号に規定する証券専門会社をいう。）が業務として有する議決権

二 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第六條の規定により元本の補填又は利益の補足の契約をし

ている金銭信託以外の信託に係る信託財産である株式又は持分（当該株式又は持分に係る議決権について、委託者又は受益者が行使し、又はその行使について組合若しくはその子会社に指図を行うことができるものを除く。）

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は保有する議決権（有限責任組合員が議決権を行使することができるときは、議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

四 民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約することによって成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業務執行組合員」という。）となり、組合財産として取得し、若しくは所有する株式又は持分（非業務執行組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行うことができる場合を除く。）

2 法第十一条の二第三項の規定により、信託財産である株式又は持分に係る議決権で、組合又はその子会社が委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるものから除かれる農林水産省令で定める議決権は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号。以下この項、第六十一条第四項第十一号及び別表第一において「投資信託法」という。）第十条の規定により子会社が投資信託法第二条第一項に規定する投資信託委託会社（第六十一条第四項第十一号及び第六十七条第二項第十九号において「投資信託委託会社」という。）としてその行使について指図を行う議決権とする。

第六条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（当該事業と併せて法第十条第一項第三号の事業を行う組合を除く。）の特定関係者は、次に掲げる者とする。

一 当該組合の子法人等

二 当該組合の関連法人等

2 前項第一号に規定する「子法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて当該組合がその意思決定機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下同じ。）を支配していないことが明らかであると認められるものを除く。）をいう。この場合において、当該組合及び子法人等又は子法人等が他の法人等（令第十一条第三項に規定する法人等をいう。以下同じ。）の意思決定機関を支配している場合における当該他の法人等は、当該組合の子法人等とみなす。

一 当該組合が議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）

二 当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該組合の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該組合が当該他の法人等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該他の法人等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。第三十条の十第一項第二号ニにおいて同じ。）の総額の過半について当該組合が

融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下同じ。）を行つていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該組合が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

3 第一項第二号に規定する「関連法人等」とは、次に掲げるもの（財務上又は事業上の関係からみて当該組合（当該組合の子法人等を含む。以下この項において同じ。）がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるということが明らかであると認められるもの並びに子法人等を除く。）をいう。

一 当該組合が他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、当該組合がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる）と認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該他の法人等

二 当該組合が他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該組合の役員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該組合がその財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役員に就任していること。

ロ 当該組合から重要な融資を受けていること。

ハ 当該組合から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該組合との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他当該組合がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

4 特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社又は事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体（以下同じ。））については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。第三十条の十第三項において同じ。）に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、当該組合の子法人等に該当しないものと推定する。

（特定関係者との間の取引等を行うやむを得ない理由）

第七條 法第十一条の九ただし書の農林水産省令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一 当該農業協同組合連合会が当該農業協同組合連合会の取引の通常の条件に照らして当該農業協同組合連合会に不利益を与える取引又は行為を、当該農業協同組合連合会の特定関

係者（法第十一条の四第三号に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）に該当する特定農業協同組合（経営困難農業協同組合（農業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第五項に規定する経営困難農業協同組合に該当する農業協同組合をいう。以下同じ。）及び経営困難農業協同組合の権利義務の全部又は一部を承継する農業協同組合をいう。この号及び第六十一条第四項第十八号において同じ。）との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければならない当該特定農業協同組合の事業の継続に支障を生ずるおそれがあること。

二 当該組合が、当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与える取引又は行為を経営の状況の悪化した当該組合の特定関係者との間で合理的な経営改善のための計画に基づき行う場合において、当該取引又は行為を行うことが当該特定関係者の経営の状況を改善する上で必要かつ不可欠であると見込まれること。

三 前二号に掲げるもののほか、当該組合がその特定関係者との間で当該組合の取引の通常条件に照らして当該組合に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、農林水産大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合に該当すること。

（特定関係者との間の取引等の承認の申請等）

第八条 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、法第十一条の九ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁（都道府県の区域を超える区域を地区とする組合及び都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会）については農林水産大臣（これらの組合が法第十条第一項第三号の事業を行う場合にあっては、農林水産大臣及び管轄財務局長（当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）をいう。第二百三十六条の二において同じ。）（第六十三条第一項第九号、第二項及び第三項の規定に係るものについては、農林水産大臣及び金融庁長官）、その他の組合については都道府県知事である。以下同じ。）に提出しなければならない。理由書

2 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合が法第十一条の九各号に掲げる取引又は行為を行うことに付いて前条に規定するやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（特定関係者との間の取引等）

第九条 法第十一条の九第一号の農林水産省令で定める取引は、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして特定関係者と同様であると認められる当該特定関係者以外の者との間で、当該特定関係者との間で行う取引と同種及び同量の取引と同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引をいう。

（特定関係者の利用者等との間の取引等）

第十条 法第十一条の九第二号の農林水産省令で定める取引又は行為は、次に掲げるものとする。

一 当該特定関係者の利用者又は顧客（第二十条の九を除き、以下「利用者等」という。）との間で行う取引で、当該組合が、その行う業務の種類、規模、信用度、財務内容等に照らして当該特定関係者の利用者等と同様であると認められる当該特定関係者の利用者等以外の者との間で、当該特定関係者の利用者等との間で行う取引と同種及び同量の取引を同様の状況の下で行った場合に成立することとなる取引の条件と比べて、当該組合に不利な条件で行われる取引（当該特定関係者と当該特定関係者の利用者等が当該特定関係者が営む事業に係る契約を締結することをその条件にしているものに限る。）

二 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該組合の取引の通常条件に照らして当該特定関係者に不当に不利益を与えるものと認められるもの

三 何らの名義によつてするかを問わず、法第十一条の九の規定による禁止を免れる取引又は行為

（共済規程の記載事項）

第十一条 法第十一条の十七第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業の実施方法に関する事項
イ 被共済者又は共済の目的の範囲
ロ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合の委託を受けて当該組合のために共済契約

の締結の代理又は媒介を行う者の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項

ハ 共済金額及び共済期間の制限

ニ 被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手續に関する事項

ホ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項
ヘ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類

ト 再保険（第三十二条に規定する再保険をいう。）に関する事項

チ 共済契約の特約に関する事項

リ 契約者割戻し（法第十一条の三十五第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。）に関する事項

又 共済約款の規定による貸付けに関する事項

ル 共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合に関する事項

ヲ 特別勘定（法第三十七条第一項に規定する特別勘定をいう。以下同じ。）を設ける場合においては、次に掲げる事項

(1) 特別勘定を設ける共済契約の種類
(2) 特別勘定に属する財産の種類及び評価の方法

ワ 法第十条第一項第十号の事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない同号の事業を行う組合（以下「共同事業組合」という。）においては、その旨

二 共済契約に関する事項

イ 組合が共済金を支払わなければならない事由

ロ 組合がその義務を免れる事由

ハ 組合がその義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期

ホ 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによつて受ける損失
ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務

ト 契約者割戻しを受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲

チ 共済約款の適用に関する事項

三 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項

イ 共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

ロ 責任準備金（法第三十二条に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項

ハ 返戻金の額その他の被共済者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項

ニ 契約者割戻しに充てるための準備金及び契約者割戻しの計算の方法に関する事項

ホ 未収共済掛金の計上に関する事項

ヘ 第三十一条第一項第一号に掲げる共済掛金積立金を計算する共済契約については、共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合における計算の方法に関する事項

2 その他共済の数理に關して必要な事項
ト 共同事業組合は、前項第一号に掲げる事項及び同号イからフまでに掲げる事項に係る技術的事項、同項第二号イからチまでに掲げる事項並びに同項第三号イ及びハからトまでに掲げる事項を共済規程に記載しないことができる。

（共済規程の変更の承認を要しない事項）

第十二条 法第十一条の十七第三項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容的実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

（健全性の基準に用いる出資の総額、利益準備金の額等）

第十三条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一条の十八第一号の出資の総額、利益準備金の額その他の農林水産省令で定めるものの額は、次に掲げる額から繰延税金資産（税効果会計（貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税、事業税（利益に關連する金額を課税標準として課される事業

税をいう。)をいう。以下同じ。)の金額を適切に期間配分することにより、税引前当期利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。以下同じ。)の適用により資産として計上される金額をいう。以下同じ。)の不算入額として農林水産大臣が定めるところにより算出した額を控除した額とする。

一 純資産の部の合計額から剰余金の処分として支出する金額、貸借対照表の評価・換算差額等(第九十八条第一項第二号に掲げる評価・換算差額等をいう。)の科目に計上した金額及び繰延資産として貸借対照表の資産の部に計上した金額の合計額を控除した額

二 法第十一号の三十四第一項に規定する価格変動準備金の額

三 第三十一条第一項第三号に掲げる異常危険準備金の額

四 一般貸倒引当金の額

五 当該組合が有するその他有価証券(売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。以下同じ。)、満期保有目的の債券(満期まで所有する意図をもって取得したものに限定)をいう。以下同じ。))及び子会社等(法第五十四条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。))の株式以外の有価証券をいう。以下同じ。))については、貸借対照表計上額の合計額と帳簿価額の合計額の差額に農林水産大臣が定める率を乗じた額

六 当該組合が有する土地については、時価と帳簿価額の差額に農林水産大臣が定める率を乗じた額

七 その他前各号に準ずるものとして農林水産大臣が定めるものの額

八 前項第六号中「時価」とは、共済金等(法第十一号の十八に規定する共済金等をいう。以下同じ。))の支払能力の充実の状況を示す比率の算出を行う日の適正な評価価格に基づき算出した額をいう。

(通常の予測を超える危険に対応する額)

第十四条 法第十号第一項第十号の事業を行う組合(共同事業組合を除く。)の経営の健全性を判断するための基準に用いる法第十一号の十八第二号の共済契約に係る共済事故の発生その他の理由により発生し得る危険であつて通常の予測を超えるものに対応する額は、次に掲げる額

を基礎として農林水産大臣が定めるところにより計算した額とする。

一 共済リスク(実際の共済事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険をいう。以下同じ。))に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

二 予定利率リスク(責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険をいう。以下同じ。))に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

三 財産運用リスク(財産の運用等に関する危険であつて、保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格の変動その他の理由により発生し得る危険をいう。))に対応する額として次のイからへまでに掲げる額の合計額

イ 価格変動等リスク(保有する有価証券その他の資産の通常の予測を超える価格変動等により発生し得る危険をいう。))に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

ロ 信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいう。))に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

ハ 子会社等リスク(子会社等への投資その他の理由により発生し得る危険をいう。))に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

ニ デリバティブ取引リスク(デリバティブ取引(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十条に規定するデリバティブ取引をいう。以下同じ。))、金融等デリバティブ取引(法第十号第六項第三号に規定する金融等デリバティブ取引をいう。以下同じ。))、先物外国為替取引その他これらと類似の取引により発生し得る危険をいう。))に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

ホ 信用スプレッドリスク(金融商品取引法第二号第二十一項第五号に掲げる取引(同号イに係るものに限る。))若しくは同条第二十二項第六号に掲げる取引(同号イに係るものに限る。))又はこれらに類似する取引において、通常の予測を超える価格の変

動その他の理由により発生し得る危険をいう。))に対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

ヘ イからホまでに規定するリスクに準ずるものに対応する額として農林水産大臣が定めるところにより計算した額

四 経営管理リスク(業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険であつて、前三号に規定するリスクに該当しないものをいう。))に対応する額として、前三号に掲げる額に基づき農林水産大臣が定めるところにより計算した額

(書面の内容等)

第十五条 法第十一号の十九第一項第一号に規定する書面には、産業標準化法(昭和二十四年法律第八十五号)に基づく日本産業規格(第二十一条の二十八において「日本産業規格」という。))Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項の書面を申込者等(法第十一条の十九第一項に規定する申込者等をいう。以下同じ。))に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

(申込みの場所)

第十六条 法第十一号の十九第四号の農林水産省令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 法第十号第一項第十号の事業を行う組合の事務所

二 共済代理店(法第十一号の十九第一項第四号に規定する共済代理店をいう。第二十二号の三から第二十二号の五までを除き、以下同じ。))の営業所又は事務所

三 前二号に掲げる場所に準ずる場所

第十七条 法第十一号の十九第五号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 申込者等が、営業若しくは事業(当該組合の組合員の営み、又は従事する農業(法第二号第三項に規定する農業をいう。以下同じ。))を除く。以下この号において同じ。))のため

に、又は営業若しくは事業として締結する共済契約として申込みをしたとき。

二 一般社団法人若しくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が共済契約の申込みをしたとき。

三 申込者等が、自ら指定した場所において共済契約の申込みをすることを請求した場合において、当該共済契約の申込みをしたとき。

四 申込者等が郵便を利用して共済契約の申込みをしたとき。

五 申込者等がファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用して共済契約の申込みをしたとき。

六 申込者等が貯金又は預金の口座に対する払込みにより共済契約の申込みをしたとき。

七 申込者等が組合が設置した機器を利用して共済契約の申込みをしたとき。

八 申込者等が、組合の指定する医師による被共済者の診査をその成立の条件とする共済契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

九 当該共済契約が、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約であるとき。

十 当該共済契約が、金銭消費貸借契約、貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための共済契約であるとき。

十一 当該共済契約が、既に締結されている共済契約(以下「既契約」という。))の更改(共済金額その他の給付の内容又は共済期間の変更に係るものに限る。))若しくは更新に係るもの又は既契約の共済金額、共済期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

(共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法)

第十八条 法第十号第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一号の十九第二項の規定により同項に規定する事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該申込者等に対し、次に掲げる事項を示し、書面又は電磁的方法(同項に規定する電磁的方法をいう。次項において同じ。))による承諾を得なければならない。

一 次条第一項各号に掲げる方法のうち当該組合が用いるもの

二 ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た同項の組合は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該申込者等に対し、法第十一条の十九第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第十九条 法第十一条の十九第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの(法第十六条第四項及び第四十三条の第三項の電磁的方法については、イに掲げるものに限る。)

イ 組合の使用に係る電子計算機と申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法(法第十一条の十九第二項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができないう形式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、申込者等がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができないものでなければならぬ。

3 第一項各号に掲げる方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、申込者等に当該事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の申込者等が確実に当該事項

の内容を了知する方法により提供しなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、組合の使用に係る電子計算機と、申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第二十條 法第十一条の十九第三項の農林水産省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

(共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金)

第二十一條 法第十一条の十九第五項の農林水産省令で定める金額は、当該共済契約に係る共済掛金として既に受領し、又は受領すべき金額の額を当該共済契約の共済期間のうち当該金銭の額に対応する期間(以下「共済掛金期間」という。)の総日数で除した額に、当該共済掛金期間の開始の日から当該共済契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定により算出した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(情報の提供)

第二十一條之二 法第十一条の二十第一項に規定する農林水産省令で定める特殊の関係のある者は、団体共済(同項に規定する団体共済をいう。以下同じ。)に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者その他のこれに準ずる者(当該団体共済に係る共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行った者を除く。)とする。

2 法第十一条の二十第一項に規定する農林水産省令で定めるときは、一の団体又はその代表者を共済契約者とし、当該団体に所属する者を被共済者とする団体共済に係る共済契約者又は前項に定める者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して当該加入させるための行為を行う場合であつて、当該団体と当該加入させるための行為の相手方との間に、当該団体共済に係る共済契約に関する利害の関係、当該相手方が当該団体の構成員となるための要件及び当該団体の活動と当該共済契約に係る補償の内容との関係等に照らし、一定の密接な関係があることにより、当該団体から当該加入させるための行為の相手方に対して必要な情報が適切に提供されることが期待できると認められる場合とする。

3

法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は共済代理店は、法第十一条の二十第一項の規定により共済契約の内容その他の共済契約者等(同項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。)の参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。

一 共済契約の内容その他の共済契約に関する情報のうち次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明(書面に記載すべき事項が電磁的記録(法第十一条の五十七第一項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。)及び次に掲げる事項を記載した書面の交付

イ 商品の仕組み

ロ 共済給付に関する事項(共済金等の主な支払事由及び共済金等が支払われない主な場合に関する事項を含む。)

ハ 付加することのできる主な特約に関する事項

ニ 共済期間に関する事項

ホ 共済金額その他の共済契約の引受けに係る条件

ヘ 共済掛金に関する事項

ト 共済掛金の払込みに関する事項

チ 共済契約の解除に関する事項

リ 共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

ヌ 共済契約の申込みの撤回等(法第十一条の十九第一項に規定する申込みの撤回等を含む。)に関する事項

ル 共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項

ヲ 共済責任の開始時期に関する事項

ワ 共済掛金の払込猶予期間に関する事項

カ 共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項

コ 次の(一)又は(二)に掲げる場合の区分に応じ、当該(一)又は(二)に定める事項

(1) 指定共済事業等紛争解決機関(法第九十二条の九第一項に規定する指定共済事業等紛争解決機関をいう。以下同じ。)

が存在する場合 共済契約を締結する組

合が法の規定により自己の共済事業等(法第九十二条の六第五項第三号に規定する共済事業等をいう。以下同じ。)に係る手続実施基本契約(法第九十二条の六第一項第八号に規定する手続実施基本契約をいう。以下同じ。)を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(2) 指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 共済契約を締結する組合が法の規定により講ずる自己の共済事業等に関する苦情処理措置(法第十一条の第三十二項第一号に規定する苦情処理措置をいう。以下同じ。)及び紛争解決措置(同項第二号に規定する紛争解決措置をいう。以下同じ。)の内容

タ イからヨまでに掲げる事項のほか、共済契約者又は被共済者が商品の内容を理解するために必要な事項及び共済契約者又は被共済者の注意を喚起すべき事項として共済契約者又は被共済者の参考となるべき事項のうち、特に説明がされるべき事項

二 共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自ら締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為(当該団体共済に係る共済契約の締結の代理又は媒介を行った者以外の者が行う当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を含む。、当該団体共済に係る共済契約者又は第一項に定める者が当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を行う場合であつて、前項に規定する場合における当該団体共済に係る共済契約に加入させるための行為を除く。第二十三条第一項第四号において同じ。)に關し、共済契約の締結又は共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項に関する説明

三 次に掲げる共済契約を取り扱う場合であつて、共済契約者又は被共済者との合意に基づき方法その他当該共済契約の特性等に照らし、前二号に掲げる方法によらなくとも、当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者の理解に資する他の方法があるときは、当該他

の方法（ハに掲げる共済契約を取り扱う場合にあつては、当該共済契約に係る共済契約者に対する情報の提供に係る部分に限る。）

イ 事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。第六号及び第二十二条の二十九第一項第四号を除き、以下同じ。）の事業活動に伴つて生ずる損害を填補する共済契約その他内容の個別性又は特殊性が高い共済契約

ロ 一年間に支払う共済掛金の額（共済期間が一年未満であつて共済期間の更新をすることができ共済契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である共済契約

ハ 団体共済に係る共済契約（第八号及び第九項第二号において「既契約」という。）の一部の変更をすることを内容とする共済契約（当該変更に係る部分に限る。）

四 共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービス（共済金を受け取るべき者が当該共済契約に係る共済金の全部又は一部を対価として当該組合が提携する事業者（以下「提携事業者」という。）が取り扱う商品等（商品、権利又は役務をいう。以下同じ。）を購入し又は提供を受けることとした場合に、当該組合が当該商品等の対価の全部又は一部として当該共済金を受け取るべき者に代わり当該共済金の全部又は一部を提携事業者に支払うことをいう。第二十二条の二十九第一項第二号及び第三十条の五において同じ。）を受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合（当該説明に係る当該商品等の内容又は水準が共済契約の締結又は共済契約に加入することの判断に重要な影響を及ぼす場合に限る。第二十二条の二十九第一項第二号及び第三十条の五において同じ。）にあつては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

五 特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

イ 特別勘定に属する資産（以下この号及び第九号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ 資産の運用方針

ハ 資産の運用実績により将来における共済金等の額が不確定であること。

六 共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約（事業者（法人その他の団体及び事業（当該組合の組合員の営み、又は従事する農業を除く。以下この号において同じ。）として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。第二十二条の二十九第一項第四号において同じ。）を共済契約とするものを除く。）を取り扱う場合にあつては、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、当該共済契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

七 共済掛金の計算に際して予定解約率を用いて行う説明及び当該書面の交付

七 共済掛金の計算に際して予定解約率を用いて行う説明及び当該書面の交付

ハ 既契約を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する共済契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによつて成立する共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあつては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあつては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

イ 共済約款及び給付のある主要な特約（この既契約及び新契約に関する共済の種類、共済金額、共済期間及び共済掛金払込期間その他共済契約に関する重要な事項）

ハ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法があること及びその方法

九 特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあつては、資産の運用に関して別表第一又は別表第二に掲げる事項を記載した書面の交付

四 前項の組合又は共済代理店は、同項第一号、第四号、第七号及び第九号の規定による書面の

交付（同項第七号の規定による書面の交付にあつては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付を除く。）に代えて、第七項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条及び第二十二条の二十九において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合又は当該共済代理店は、当該交付をしたものとみなす。

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機と共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて当該共済契約者又は当該被共済者の閲覧に供し、当該共済契約者又は当該被共済者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、当該組合又は当該共済代理店の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

五 前項各号に掲げる方法は、共済契約者又は被共済者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならぬ。

六 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、第三項の組合又は共済代理店の使用に係る電子計算機と、共済契約者又は被共済者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

七 第三項の組合又は共済代理店は、第四項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共

済者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第四項各号に掲げる方法のうち当該組合又は共済代理店が用いるもの

二 ファイルへの記録の方法

八 前項の規定による承諾を得た組合又は共済代理店は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該共済契約者又は当該被共済者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

九 法第十一条の二十第一項ただし書に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 次に掲げる共済契約を取り扱う場合（当該共済契約に係る共済契約者以外の者に対する情報の提供に係る場合に限る。）

イ 被共済者（共済契約者以外の者に限る。ロにおいて同じ。）が負担する共済掛金の額が零である共済契約

ロ 共済期間が一月以内であり、かつ、被共済者が負担する共済掛金の額が千円以下である共済契約

ハ 被共済者に対する商品の販売若しくは役務の提供又は行事の実施等（以下ハにおいて「主たる商品の販売等」という。）に付随して引き受けられる共済に係る共済契約（当該共済契約への加入に係る被共済者（共済契約者以外の者に限る。）の意思決定を要しないものであつて、当該主たる商品の販売等起因する損害等を対象とするものその他の当該主たる商品の販売等と関連性を有するものに限る。）

二 法律に基づき公的年金制度又は共済制度を運営する団体その他法律又は団体が定める規程に基づき年金制度を運営する団体を共済契約者（当該年金制度の資産管理機関（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第二十七条第一号ロに規定する資産管理機関をいう。）又は同法第六十一条の規定により事務を委託された者が共済契約者となる場合を含む。）とし、当該年金制度の加入者が被共済者となる共済契約

者となる場合を含む。）とし、当該年金制度の加入者が被共済者となる共済契約

二 既契約の一部の変更をすることを内容とする共済契約を取り扱う場合であつて、次のイ又はロに掲げるとき。

イ 当該変更に伴い既契約に係る第三項の規定による情報の提供の内容に変更すべきものがないとき。

ロ 当該変更に伴い第三項第三号に掲げる方法により情報の提供を行っているとき（当該変更に係る部分を除く。）。

10 法第十一条の二十第三項第三号に規定する農林水産省令で定める事項は、共済代理店の商号、名称又は氏名とする。

（意向の把握等を要しない場合）

第二十一条の三 法第十一条の二十一に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 前条第九項各号に掲げる場合
- 二 他の法律の規定により利用者が共済契約の締結又は共済契約への加入を義務付けられている共済契約を取り扱う場合
- 三 勤労者財産形成促進法第六条に規定する共済契約を取り扱う場合

（共済代理店の社内規則等）

第二十一条の四 共済代理店は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務（法第十一条の二十二に規定する共済契約の締結の代理又は媒介の業務をいう。第二十二條の二及び第二十二條の四において同じ。）を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに利用者の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定の団体共済における共済契約者から加入者への情報提供等の確保）

第二十一条の五 共済代理店は、第二十一条の二第二項の規定による加入させるための行為が行われる団体共済に係る共済契約を取り扱う場合においては、当該団体共済に係る共済契約者か

ら当該団体共済に係る共済契約に加入する者に對して必要な情報が適切に提供されること及び当該共済契約者による当該共済契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の管理措置等）

第二十一条の六 共済代理店は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（個人利用者情報の漏えい等の報告）

第二十一条の六の二 共済代理店は、その取り扱う個人である利用者に関する情報（個人情報情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第十六条第三項に規定する個人データに該当するものに限る。第三十条の二において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第二十一条の七 共済代理店は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（自己契約に係る共済掛金の合計額）

第二十一条の八 法第十一条の二十三第二項に規定する共済契約の締結の代理又は媒介を行った自己契約に係る共済掛金（以下この項において「自己契約に係る共済掛金」という。）の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において自己契約に係る共済掛金（自己を共済契約者とする共済契約にあつては、次に掲げる全ての条件を満たす共済契約に係る共済掛金を除く。）の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

一 共済契約者に被共済利益（共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的利益をいう。）がないこと。

二 共済掛金は、被共済者が負担していること。

三 自己を共済契約者とすることについて、やむを得ない事情があること。

2 法第十一条の二十三第二項に規定する共済契約の締結の代理又は媒介を行った共済契約に係る共済掛金の合計額として農林水産省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において共済契約の締結の代理又は媒介を行った共済契約に係る共済掛金の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

3 前二項に規定する共済掛金については、共済代理店が二以上の法第十条第一項第十号の事業を行う組合の共済契約の締結を代理又は媒介する場合においては、当該二以上の組合の全てに係る共済掛金を合計するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する共済掛金は、実際に収受した額により計算するものとし、分割払いの共済契約及び共済期間が一年を超える共済契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額の共済掛金とする。

（共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に関する禁止行為）

第二十二条 法第十一条の二十四第四号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 共済契約者又は被共済者に対して、不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している共済契約を消滅させて新たな共済契約の申込みをさせ、又は新たな共済契約の申込みをさせて既に成立している共済契約を消滅させる行為

二 共済契約者又は被共済者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して共済契約の申込みをさせ、又は既に成立している共済契約を消滅させる行為

三 共済契約者又は被共済者に対して、共済規程に基づかない共済掛金の割引、割戻しその他特別の利益の提供を約し、又は提供する行為

四 何らの名義によつてするかを問わず、前号に規定する行為の同号の規定による禁止を免れる行為

五 共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対して、一の共済契約の契約内容につき他の共済契約若しくは保険契約の契約内容と比較した事項であつて誤解させるおそれのあるものを告げ、又は表示する行為

六 共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対して、将来における契約者割戻し又は資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する共済金等若しくは共済掛金について、断定的判断を示し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げ、若しくは表示する行為

七 共済契約者に対して、共済契約に係る共済の種類を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

八 共済契約者又は被共済者に対して、当該共済契約者又は被共済者に当該組合の特定関係者（共同事業組合にあつては、当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、当該共済責任の全部を負担部分とする法第十条第一項第十号の事業を行う組合（以下「責任共同事業組合」という。）の特定関係者を含む。）が特別の利益の供与を約し、又は提供していることを知りながら、当該共済契約の申込みをさせる行為

九 組合（法第十条第一項第二号の事業を併せ行う組合に限る。）との間で共済契約を締結することを条件として当該組合又は当該組合の特定関係者が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込みをさせる行為

十 共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対して、共済契約等に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

（規模が大きい共済代理店）

第二十二條の二 法第十一条の二十五第一項において読み替えて準用する保険業法（以下「準用保険業法」という。）第三百三条に規定する農林水産省令で定めるものは、当該事業年度において二以上の法第十条第一項第十号の事業を行う組合から共済契約の締結の代理又は媒介の業務に関して受けた手数料、報酬その他の対価の額の総額が十億円以上であるものとする。

2 前項の規定の適用については、当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した同項の組合（以下この項において「委託した組合」という。）が共同事業組合である場合において、他の委託した組合（次に掲げるも

のに限る。)があるときは、これらの者は当該共同事業組合と同一の者とみなす。

一 当該共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担する責任共同事業組合

二 他の共同事業組合(前号の責任共同事業組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担するものに限る。)

(共済代理店の業務に関する帳簿書類の保存)

第二十二條の三 共済代理店(準用保険業法第三百三条に規定する共済代理店をいう。次条及び第二十二條の五において同じ。)は、共済契約の締結の日から五年間、当該共済契約に係る準用保険業法第三百三条に規定する帳簿書類を保存しなければならない。

(共済代理店が備え置かなければならない帳簿書類)

第二十二條の四 準用保険業法第三百三条に規定する農林水産省令で定める事項は、当該共済代理店に共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託した組合ごとに、次に掲げる事項とする。

- 一 共済契約の締結の年月日
- 二 共済契約の引受けを行う組合の名称
- 三 共済契約に係る共済掛金
- 四 共済契約の締結の代理又は媒介に関して当該共済代理店が受けた手数料、報酬その他の対価の額

(共済代理店の事業報告書の様式等)

第二十二條の五 準用保険業法第三百四条に規定する事業報告書は、共済代理店が法人である場合においては別紙様式第一号(一)により、個人である場合においては別紙様式第一号(二)により、それぞれ作成しなければならない。

(特定共済契約)

第二十二條の六 法第十一条の二十七の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる共済契約とする。

- 一 第四十条に規定する共済契約
- 二 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場(金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。)における相場その他の指標に係る変動により共済掛金の合計額を下回ることとなるおそれがある共済契約(前号に掲げるものを除く。)
- 三 共済金等の額を外国通貨をもって表示する共済契約(次に掲げるものを除く。)
- イ 前二号に掲げるもの

ロ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害を填補することを約し、共済掛金を收受する共済契約であつて、当該組合が填補すべき損害の額を当該外国通貨をもつて表示するもの(共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約する共済契約を除き、事業者を共済契約者とするものに限る。)

(契約の種類)

第二十二條の七 法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法(以下「準用金融商品取引法」という。)第三十四条の農林水産省令で定めるものは、特定共済契約(法第十一条の二十七に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。)とする。

(申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項)

第二十二條の八 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項に規定する申出者は、同条第二項の規定による承諾を行った法第十条第一項第十号の事業を行う組合のみから対象契約(同項に規定する対象契約をいう。第二十二條の十一において同じ。)に関して特定投資家(金融商品取引法第二十三条第三十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。)以外の利用者として取り扱われることになる旨とする。

(情報通信の技術を利用した提供)

第二十二條の九 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項(準用金融商品取引法第三十四条の三第十二項(準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。)、第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの
- イ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合(同号の事業を行う組合で準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供するものとの契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方(以下この条において「利用者」という。))又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条に

おいて同じ。)の使用に係る電子計算機と利用者等(利用者又は利用者との契約により利用者ファイル(専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。))を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。))の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法(同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同号の事業を行う組合で同項に規定する事項を提供するもの使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ロ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法(準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、同号の事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

ハ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイル)をいう。以下この条において同じ。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法(利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。)にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記載する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間)、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾(令第十二条第一項に規定する電磁的方法(次条において「電磁的方法」という。)による承諾をいう。)を得て同号イ若しくはロ若しくは前項第二号に掲げる方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記載された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記載された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 利用者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合

3

第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、法第十条第一項第十号の事業を行う組合の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを用いた利用者等又は同号の事業を行う組合の使用に係る

る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第二十二條の十 令第十二条第一項及び第十三条

第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第一項各号又は第二十二條の十二第一項各号に掲げる方法のうち法第十条第一項第十号の事業を行う組合が用いるもの
- 二 ファイルへの記録の方法

(特定投資家への復帰申出をした者が同意を行う書面の記載事項)

第二十二條の十一 準用金融商品取引法第三十四

条の二第十一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 準用金融商品取引法第三十四條の二第十一項の規定による承諾をする日(以下この条において「承諾日」という。)
- 二 対象契約が特定共済契約である旨

三 復帰申出者(準用金融商品取引法第三十四條の二第二十一項に規定する復帰申出者をいう。以下この条において同じ。) が次に掲げる事項を理解している旨

イ 準用金融商品取引法第四十五條各号(第三号及び第四号を除く。)に掲げる規定は、対象契約に関して復帰申出者が当該各号に定める者である場合(同条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨

ロ 対象契約に関して特定投資家として取り扱われることがその知識、経験及び財産の状況に照らして適當ではない者が特定投資家として取り扱われる場合には、当該者の保護に欠けることとなるおそれがある旨

四 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、復帰申出者を再び特定投資家として取り扱う旨

五 復帰申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四條の二第一項の規定による申出ができる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第二十二條の十二 準用金融商品取引法第三十四

条の二第二十二項(準用金融商品取引法第三十四條の三第三項(準用金融商品取引法第三十四條の四第六項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四條の二第二十二項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「利用者」という。) の使用に係る

電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ イの組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

二 前項各号に掲げる方法は、同項第一号イの組合がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

三 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、同号イの組合の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場合の期限日)

第二十二條の十三 準用金融商品取引法第三十四

条の三第二項の農林水産省令で定める場合は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公表の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四條の三第二十二項に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十二條の十五において同じ。) とする旨

二 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の農林水産省令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であつて承諾日(同条第二項第一号に規定する承諾日をいう。次条第二項第三号及び第二十二條の十五において同じ。) から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第二十二條の十四 準用金融商品取引法第三十四

条の三第二項第四号イの農林水産省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号(第三号及び第四号を除く。) に掲げる規定が、対象契約(同項第二十二項に規定する対象契約をいう。次項及び第二十二條の十六において同じ。) に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四條の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。) が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する場合を除く。) には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四條の三第二項第

七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合で準用金融商品取引法第三十四條の三第二項の規定による承諾をしたもののみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることに関する旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四條の三第九項の規定による申出ができる旨

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が更新申出をするために必要な期間)

第二十二條の十五 準用金融商品取引法第三十四

条の三第七項の農林水産省令で定める期間は、十一月(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める期間)とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合(次号に掲げる場合を除く。) 当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

二 準用金融商品取引法第三十四條の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

(特定投資家以外の利用者への復帰申出をした法人に交付する書面の記載事項)

第二十二條の十六 準用金融商品取引法第三十四

条の三第十一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四條の三第十項の規定による承諾をする日(第三号において「承諾日」という。)

二 対象契約が特定共済契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四條の三第九項の規定による申出をした法人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)

第二十二條の十七 準用金融商品取引法第三十四

条の四第一項第一号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

一 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五條に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

二 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項第一号の農林水産省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合(同法第二条に規定する有限責任事業組合をいう。) の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 準用金融商品取引法第三十四條の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

（特定投資家として取り扱うよう申し出ることのできる個人）

第二十二條の十八 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の農林水産省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日）をいう。次号、次条第二項、第二十二條の二十第二項第三号及び第二十二條の二十一において同じ。）における申出者（準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第二十二條の二十において同じ。）の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）デリバティブ取引に係る権利

ハ 法第十一条の五に規定する特定貯金等、

水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条の十一に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）第六条の五の十一第一項に規定する特定預金等、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十九条の二第一項に規定する特定預金等、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第十七條の二に規定する特定預金等、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三條の四に規定する特定預金等、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十九條の三に規定する特定預金等及び株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）第二十九条に規定する特定預金等

ニ 特定共済契約、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十二條の三第一項に規定する特定共済契約、水産業協同組合法第十五條の十二に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の七の五第二項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百條の二に規定する特定保険契約に基づく共済金、保険金、返戻金その他の給付金に係る権利

ホ 信託業法（平成十六年法律第百五十四号）第二十四條の二に規定する特定信託契約に係る信託の受益権（チに掲げるものに該当するものを除く。）

ヘ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

ト 商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第十項に規定する商品市場における取引、同条第十三項に規定する外国商品市場取引及び同条第十四項に規定する店頭商品デリバティブ取引に係る権利

チ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令（令和五年内閣府令第四十八号）第四十三條各号に掲げるもの

三 申出者が最初に当該組合との間で特定共済契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第二十二條の十九 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の農林水産省令で定める場合は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項第一号及び第二十二條の二十一において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条

の三第二項の農林水産省令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であつて承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項）

第二十二條の二十 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イの農林水産省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五條各号（第三号及び第四号を除く。）に掲げる規定が、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項及び第二十二條の二十二において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五條ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合で準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をしたもののみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

三 申出者は、承諾日以後いつでも、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出ができる旨

（申出をした特定投資家以外の利用者である個人が更新申出をするために必要な期間）

第二十二條の二十一 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第七項の農林水産省令で定める期間は、十一月（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める期間）とする。

一 承諾日から期限日までの期間が一年に満たない場合（次号に掲げる場合を除く。）当該期間から一月を控除した期間

二 承諾日から期限日までの期間が一月を超えない場合 一日

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条

の三第八項に規定する場合における前項の規定の適用については、同項中「承諾日」とあるのは、「前回の期限日の翌日」とする。

（特定投資家以外の利用者への復帰申出をした個人に交付する書面の記載事項）

第二十二條の二十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第十一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第五項の規定による承諾をする日（第三号において「承諾日」という。）

二 対象契約が特定共済契約である旨

三 承諾日以後に対象契約の締結の勧誘又は締結をする場合において、準用金融商品取引法第三十四条の四第四項の規定による申出をした個人を再び特定投資家以外の利用者として取り扱う旨

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告の類似行為）

第二十二條の二十三 準用金融商品取引法第三十七条各項の農林水産省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に基き作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定共済契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げる全ての事項のみが表示されている景品その他の物品（ロからニまでに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあっては、当該景品その他の

物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。イ 商品の名称（通称を含む）。ロ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合でこの号に規定する方法により多数の者に對して同様の内容で情報の提供を行うものの名称又はその通称

ハ 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあっては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるい大きな文字又は数字で表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第二十二条の三十第一項第二号に規定する契約変更書面

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法）

第二十二條の二十四 法第十条第一項第十号の事業を行う組合がその行う特定共済契約の締結の事業の内容について広告又は前条に規定する行為（次項において「広告等」という。）をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号（第二号を除く。）に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならない。

2 前項の組合がその行う特定共済契約の締結の事業の内容について広告等をするときは、令第十四条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

（特定共済契約の締結の事業の内容についての広告等に表示する利用者が支払うべき対価に関する事項）

第二十二條の二十五 令第十四条第一号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他のいかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に關して利用者が支払うべき対価（以下「手数料等」という。）の種類ごとの金額若しくは

はその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあっては、その旨及びその理由とする。

2 特定共済契約に係る共済掛金として收受した金銭その他の資産の運用が投資信託受益権等（金融商品取引法第二十一条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。）の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合は、当該他の投資信託受益権等を当該投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により投資信託受益権等とみなされた他の投資信託受益権等に係る財産がこれら以外の投資信託受益権等に対して出資され、又は拠出される場合について準用する。

（特定共済契約に關して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第二十二條の二十六 令第十四条第三号の農林水産省令で定める事項は、当該特定共済契約に關する重要な事項について利用者の不利益となる事実とする。

（特定共済契約の締結の事業の内容について誇大広告をしてはならない事項）

第二十二條の二十七 準用金融商品取引法第三十七条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定共済契約の解除に關する事項
- 二 特定共済契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に關する事項
- 三 特定共済契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に關する事項
- 四 特定共済契約に關して利用者が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に關する事項

（特定共済契約に關する契約締結前交付書面の記載方法）

第二十二條の二十八 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項を、日本産業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同項第五号及び第二十二条の三十二第八号に掲げる事項を、枠の中に日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第二十二条の三十二第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号（第二号及び第六号を除く。）に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとし、そのうち特に重要な商品の仕組み及び同項第五号に掲げる事項を日本産業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載するものとする。

（情報の提供）

第二十二條の二十九 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十七において読み替えて準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により共済契約者等に参考となるべき情報の提供を行う場合には、共済契約者及び被共済者に對し、次に掲げる方法により行うものとする。

一 特定共済契約の締結に關し、特定共済契約の締結又は特定共済契約に加入することの判断に参考となるべき事項に關する説明（契約締結前交付書面の交付により提供される情報を除く。）

二 特定共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び提携事業者が取り扱う商品等の内容又は水準について説明を行う場合にあつては、当該商品等の内容又は水準その他必要な事項を記載した書面を用い

て行う説明（書面に記載すべき事項が電磁的記録に記録されている場合は、当該記録された事項を電子計算機の映像面へ表示したものをを用いて行う説明を含む。以下この項において同じ。）及び当該書面の交付

三 特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

イ 特別勘定に属する資産（以下この号及び第七号において「資産」という。）の種類及びその評価の方法

ロ 資産の運用方針

ハ 資産の運用実績により将来における共済金等の額が不確実であること。

四 共済金等の額を外国通貨をもって表示する特定共済契約（事業者を共済契約者とするものを除く。以下この号において同じ。）を取り扱う場合にあっては、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、当該特定共済契約の締結時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

五 共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ、特定共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した特定共済契約を取り扱う場合にあっては、特定共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付

六 既に締結されている共済契約（特定共済契約を含む。以下この号において「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する特定共済契約（以下この号において「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによって成立する特定共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）を取り扱う場合にあっては、次に掲げる事項を記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付（イに掲げる事項の記載にあっては、既契約と新契約が対比できる方法に限る。）

イ 共済約款及び給付のある主要な特約ごとの既契約及び新契約に關する共済の種類、共済金額、共済期間及び共済掛金

口 既契約及び新契約に関する共済掛金払込期間その他特定共済契約に関する重要な事項

ハ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法があること及びその方法

七 特別勘定を設けた共済契約を取り扱う場合にあっては、資産の運用に関して別表第一又は別表第二に掲げる事項を記載した書面の交付

2 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項第二号から第七号までの規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該共済契約者又は当該被共済者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

3 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、その用いる第二十一条の二第四項各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

4 前項の規定による承諾を得た組合は、当該共済契約者又は当該被共済者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該共済契約者又は当該被共済者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該共済契約者又は当該被共済者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約に関して契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第二十三条の三十 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合であつて、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載

した書面（以下「契約変更書面」という。）を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の規定並びに第二十二条の九の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(特定共済契約に関する契約締結前交付書面に記載する利用者が支払うべき対価に関する事項)

第二十三条の三十一 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 第二十三条の二十五第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

(特定共済契約に関する契約締結前交付書面の記載事項)

第二十三条の三十二 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面を十分に読むべき旨

二 特定共済契約の申込みの撤回等（法第十一条の十九第一項に規定する申込みの撤回等を含む。）に関する事項

三 共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項

四 共済責任の開始時期に関する事項

五 共済掛金の払込猶予期間に関する事項

六 特定共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項

七 特定共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

八 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標
ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

九 当該特定共済契約に関する租税の概要
利用者が当該組合に連絡する方法

十 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）となつていて認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体）をいい、当該特定共済契約が当該認定投資者保護団体の認定業務（同項に規定する認定業務をいう。）の対象となるものである場合に有無（対象事業者となつていない場合にあっては、当該認定投資者保護団体の名称）

十二 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項
イ 指定共済事業等紛争解決機関が存在する場合 当該組合が法第十一条の三十一第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

ロ 指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合の法第十一条の三十一第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

十三 その他利用者の注意を喚起すべき事項
(特定共済契約に関する契約締結時交付書面の記載事項)

第二十三条の三十三 特定共済契約が成立したとき作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあつては、当該共済証書に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

一 当該組合の名称

二 当該特定共済契約の成立の年月日

三 当該特定共済契約に係る手数料等に関する事項

四 利用者の氏名又は名称

五 利用者が当該組合に連絡する方法

六 被共済者及び共済金額を受け取るべき者の商号、名称又は氏名（被共済者及び共済金額

を受け取るべき者の商号、名称又は氏名を記載することができない場合にあつては、これらの者の範囲）

七 当該特定共済契約の種類及びその内容
共済の目的及びその価額

八 共済金額
共済期間の始期及び終期

九 共済掛金及びその支払方法
(特定共済契約に関して契約締結時交付書面の交付を要しない場合)

第二十三条の三十四 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを含むとする特定共済契約が成立した場合であつて、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第十二条の規定並びに第二十二条の九の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(信用格付業者の登録の意義その他の事項)

第二十三条の三十五 準用金融商品取引法第三十八條第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義

二 信用格付（金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下この条において同じ。）を付与した者に関する次に掲げる事項

イ 商号、名称又は氏名

ロ 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）であるときは、役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名又は名称

ハ 本店その他の主たる営業所又は事務所の名称及び所在地

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要

四 信用格付の前提、意義及び限界

二 前項の規定にかかわらず、特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第六十六条の三第二項に規定する特定関係法人をいう。以下この項において同じ。）の付与した信用格付については、準用金融商品取引法第三十八条第三号の金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義その他の事項として農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 金融商品取引法第六十六条の二十七の登録の意義
- 二 金融庁長官が金融商品取引業等に関する内閣府令第六十六条の三第二項の規定に基づき、その関係法人（同令第二百九十五条第三項第十号に規定する関係法人をいう。）を当該特定関係法人として指定した信用格付業者の商号又は名称及び登録番号
- 三 当該特定関係法人が信用格付業（金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称
- 四 信用格付を付与した特定関係法人が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を第二号に規定する信用格付業者から入手する方法
- 五 信用格付の前提、意義及び限界

（特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為）

第二十二條の三十六 準用金融商品取引法第三十八條第九号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 第二十二條各号に掲げる行為
- 二 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、利用者（特定投資家（準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者とみなされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）を除く。以下この号において同じ。）に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項（契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号

まで及び第七号に掲げる事項に係るもの）について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定共済契約を締結する行為

三 特定共済契約の締結又は解約に関し、利用者（個人に限る。）に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為（特定投資家を相手方とする場合における行為規制の適用除外の例外）

第二十二條の三十七 準用金融商品取引法第四十五条ただし書の農林水産省令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、利用者の締結した特定共済契約に関する照会に対して速やかに回答することができ、その体制が整備されていない場合とする。

（共済事業の運営に関する措置）

第二十三條 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の二十九の規定により、その共済事業（法第十一条の十七第二項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 特別勘定を設けた共済契約に関し、当該組合の役員又は使用人が、一年ごとに、共済契約者に対し、当該共済契約に係る資産の運用状況を記載した書面を交付するための措置
- 二 当該組合の役員若しくは使用人又は共済代理店の役員若しくは使用人（以下この条及び第二十七條において「役員等」という。）の公正な共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う能力の向上を図るための措置
- 三 共済代理店を置く組合にあつては、次に掲げる基準を満たすために必要な措置
- イ 当該共済代理店の利用者の情報の管理が適切に行われること。
- ロ 当該共済代理店において、代理業務に係る財産と共済代理店の固有の財産とが分別して管理されること。
- ハ 当該共済代理店において行う業務が、組合員の利便に照らし必要なものとして農林水産大臣が定める業務であること。
- ニ 当該組合が当該共済代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

ホ 当該共済代理店が保険募集を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知

識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。

- (1) 共済契約ではないこと。
- (2) 契約の主体
- (3) その他共済契約との誤認防止に関し参考となる認められる事項

四 共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自らが締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、役員等が、共済契約者及び被共済者（第二十一条の二第九項第一号イからニまでの規定による被共済者を除く。第三十条の五において同じ。）に対し、共済契約の内容につき、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

五 第二十一条の二第二項の規定による加入させるための行為が行われる団体共済に係る共済契約に関し、当該団体共済に係る共済契約者から当該団体共済に係る共済契約に加入する者に対して必要な情報が適切に提供されること及び当該共済契約者による当該共済契約に加入する者の意向の適切な確認を確保するための措置

二 前項の組合の役員又は使用人は、同項第一号の規定による書面の交付に代えて、当該共済契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができ、この場合において、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供した当該組合の役員又は使用人は、当該交付をしたものとみなす。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
- イ 当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と共済契約者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて共済契約者の閲覧に供し、当該共済契約者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該書面に記載すべき事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、当該組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

三 前項各号に掲げる方法は、共済契約者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

四 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、第一項の組合の役員又は使用人の使用に係る電子計算機と、共済契約者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

五 第一項の組合の役員又は使用人は、第二項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該共済契約者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- 一 第二項各号に掲げる方法のうち当該組合の役員又は使用人が用いるもの
- 二 ファイルへの記録の方式

六 前項の規定による承諾を得た組合の役員又は使用人は、当該共済契約者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該共済契約者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該共済契約者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（保険契約と共済契約との誤認防止）

第二十四條 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、同条第八項の規定により保険募集を行う場合には、契約の種類に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を

防止するため、次に掲げる事項の説明を行わなければならない。

一 共済契約ではないこと。

二 契約の主体

三 その他共済契約との誤認防止に関し参考となるべき事項

(金銭債権等と共済契約との誤認防止)

第二十五条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、同項第三号の事業を併せ行う場合であつて次に掲げる商品を取り扱うときは、当該商品の種類に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

一 法第十条第六項第六号に規定する金銭債権(国内で発行された譲渡性貯金又は譲渡性預金の貯金証書又は預金証書を持って表示されるものを除く。)

二 金融商品取引法第三十三条第二項第一号から第四号までに掲げる有価証券(同法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券(政府が元本の償還及び利息の支払について保証しているものに限る。))並びに前号に掲げる有価証券に該当するものを除く。)

三 貯金又は定期積金

二 前項の組合は、同項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 共済契約ではないこと。

二 元本の返済が保証されていないこと。

三 契約の主体

四 その他共済契約との誤認防止に関し参考となること認められる事項

三 第一項の組合は、その事務所において、同項各号に掲げる商品を取り扱う場合には、前項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事務所内において利用者の目につきやすい場所に適切に掲示しなければならない。

四 前項の場合において、第一項の組合は、前項の規定による掲示の内容を当該組合のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合と他の者との誤認防止)

第二十六条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、電気通信回線に接続している電子計算

機を利用してその共済事業を行う場合には、利用者が当該組合と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社との共同訪問に係る誤認防止)

第二十七条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、その役員等が、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に際して、当該組合の特定関係者(共同事業組合にあつては、責任共同事業組合の特定関係者を含む。次条及び第二十九条第一項において同じ。))に該当する保険会社の取締役、執行役若しくは監査役又は使用人とともに利用者を訪問する場合に、当該利用者に対して、当該組合と当該保険会社は別の法人であること等を記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置を講じなければならない。

二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の規定による書面の交付に代えて、次項に定めるところにより、当該利用者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該組合は、当該交付をしたものとみなす。

三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、前項の事項を電磁的方法により提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用者に対し、その用いる第二十二号の十各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

四 前項の規定による承諾を得た法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該利用者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けたい旨の申出があつたときは、当該利用者に対し、書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

第二十八条 削除

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の特定関係者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報の取扱い)

第二十九条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、その特定関係者に該当する保険会社の顧客に関する非公開情報(当該保険会社の取締

役、執行役若しくは監査役又は使用人が職務上知り得た顧客の保険契約、保健医療等に係る情報その他の特別の情報をいう。以下この項において同じ。))が当該組合が引き受ける共済に係る共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に利用されないことを確保するため措置を講じなければならない。ただし、当該非公開情報が共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に利用されることにつき事前に当該顧客の書面による同意がある場合は、この限りでない。

二 前項の組合は、同項の規定による顧客の書面による同意に代えて、当該顧客の承諾を得て、当該顧客の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により得ることができる。この場合においては、当該顧客の同意を電磁的方法により得た組合は、当該顧客の書面による同意を得たものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 当該組合の使用に係る電子計算機と顧客の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該顧客による同意に関する事項を電気通信回線を通じて顧客の閲覧に供し、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該顧客の同意に関する事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに顧客の同意に関する事項を記録したものを得る方法

三 前項各号に掲げる方法は、顧客がファイルへの記録を出力することにより書面を作成できるものでなければならない。

四 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、第一項の組合の使用に係る電子計算機と、顧客の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

五 第一項の組合は、第二項の規定により顧客の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該顧客に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に掲げる方法のうち当該組合が用いるもの

二 ファイルへの記録の方法

六 前項の規定による承諾を得た組合は、当該顧客から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該顧客の同意を電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該顧客が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の内部規則等)

第三十条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスク並びに当該組合が講ずる法第十一条の三十第一項に定める措置の内容の説明並びに利用者の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。))に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。))を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

二 前項の組合が、人の死亡に関し一定額の共済金を支払うことを約し共済掛金を収受する共済であつて被共済者が十五歳未満であるもの又は被共済者本人の同意がないもの(いづれも不正な利用のおそれがないと認められるものを除く。以下この項において「特定死亡共済」という。))の引受けを行う場合には、内部規則等に、特定死亡共済の不正な利用を防止することにより被共済者を保護するための共済金の限度額その他引受けに関する定めを設けなければならない。

(個人情報利用情報の管理措置等)

第三十条の二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(個人情報利用情報の漏えい等の報告)

第三十条の二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、その取り扱う個人である利用者

に関する情報の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じた旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならない。

（返済能力情報の取扱い）

第三十条の三 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び当該組合に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（特別の非公開情報の取扱い）

第三十条の四 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

（特定の財産又は役務の提供に係る業務の的確な遂行を確保するための措置）

第三十条の五 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介又は自ら締結した若しくは締結の代理若しくは媒介を行った団体共済に係る共済契約に加入することを勧誘する行為その他の当該共済契約に加入させるための行為に際して、当該組合又は共済代理店が、共済契約者又は被共済者に対し、当該共済契約に係る共済事故が発生したときにおいて共済金を受け取るべき者の選択により、共済金の支払又は直接支払いサービスを受けることができる旨及び当該商品等の内容又は水準について説明を行う場合において、当該共済金を受け取るべき者に対し適切な提携事業者を提示するための体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。（消費生活に関する事項について専門的な知識経験を有する者）

第三十条の六 法第十一条の第三十二項第一号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談（消費者

契約法（平成十二年法律第六十一号）第十三条第三項第五号イに規定する消費生活相談をいう。第二百二十三条の十二第二項において同じ。）に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会（大正七年二月二十六日に財団法人国産奨励会という名称で設立された法人をいう。第二百二十三条の十二第二項第二号において同じ。）が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会（昭和三十六年九月五日に財団法人日本消費者協会という名称で設立された法人をいう。第二百二十三条の十二第二項第三号において同じ。）が付与する消費生活コンサルタントの資格

（共済事業等に関する苦情処理措置及び紛争解決措置）

第三十条の七 法第十一条の第三十二項第一号の苦情処理措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 次に掲げる全ての措置を講じること。

イ 共済事業等関連苦情（共済事業等に関する苦情をいう。以下この条において同じ。）の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる業務運営体制を整備すること。

ロ 共済事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するための内部規則（当該業務に関する組合内における責任分担を明確化する規定を含むものに限る。）を整備すること。

ハ 共済事業等関連苦情の申出先を利用者（利用者以外の共済契約者等を含む。）に周知し、並びにイの業務運営体制及びロの内部規則を公表すること。

ニ 認定投資者保護団体（金融商品取引法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。次項第一号において同じ。）が行う苦情の解決により共済事業等関連苦情の処理を図ること。

三 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第十九条第一項又は第二十五条に規定するあつせんにより共済事業等関連苦情の処理を図ること。

四 法第九十二条の六第一項の規定による指定（その紛争解決等業務の種別（同条第四項に

規定する紛争解決等業務の種別をいう。）が同条第五項第二号に規定する信用事業等であるものに限り、次項第四号において同じ。）又は令第五十条各号に掲げる指定を受けた者が実施する苦情を処理する手続により共済事業等関連苦情の処理を図ること。

五 共済事業等関連苦情の処理に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人（法第九十二条の六第一項第一号に規定する法人をいう。次項第五号において同じ。）が実施する苦情を処理する手続により共済事業等関連苦情の処理を図ること。

2 法第十一条の第三十二項第二号の紛争解決措置として農林水産省令で定める措置は、次の各号のいずれかとする。

一 認定投資者保護団体のあつせん（金融商品取引法第七十九条の十三において準用する同法第七十七条の二第一項の規定によるあつせんをいう。）により共済事業等関連紛争（共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができものをいう。以下この条において同じ。）の解決を図ること。

二 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十三条第一項に規定する会則若しくは当該会則の規定により定められた規則に規定する機関におけるあつせん又は当該機関における仲裁手続により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

三 消費者基本法第十九条第一項若しくは第二十五条に規定するあつせん又は同条に規定する合意による解決により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

四 法第九十二条の六第一項の規定による指定又は令第五十条各号に掲げる指定を受けた者が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

五 共済事業等関連紛争の解決に関する業務を公正かつ的確に遂行するに足りる経理的基礎及び人的構成を有する法人が実施する紛争の解決を図る手続により共済事業等関連紛争の解決を図ること。

3 前二項（第一項第五号及び前項第五号に限る。）の規定にかかわらず、法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、次の各号のいずれかに該当する法人が実施する手続により共済事業等関連苦情の処理又は共済事業等関連紛争の解決を図ってはならない。

一 法又は弁護士法の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない法人

二 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十二条の六第一項の規定による指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人又は令第五十条各号に掲げる指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない法人

三 その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十四第一項若しくは法第九十二条の八第一項において準用する銀行法第五十二条の八十四第一項の規定により法第九十二条の六第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る業務の範囲）

第三十条の八 法第十一条の三十一第一項の農林水産省令で定める事業又は業務は、共済事業に係る事業又は業務（次条において「共済事業関連業務」という。）とする。

（利用者等の利益が不当に害されることがないよう必要な措置）

第三十条の九 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、当該組合又は当該組合の子金融機関等（法第十一条の三十一第二項に規定する子金融機関等をいう。以下この条において同じ。）が行う取引に伴い、これらの者が行う共済事業

関連業務に係る利用者等の利益が不当に害されることのないよう、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 対象取引を適切な方法により特定するための体制の整備

二 次に掲げる方法その他の方法により当該利用者等の保護を適正に確保するための体制の整備

イ 対象取引を行う部門と当該利用者等との取引を行う部門を分離する方法

ロ 対象取引又は当該利用者等との取引の条件又は方法を変更する方法

ハ 対象取引又は当該利用者等との取引を中止する方法

ニ 対象取引に伴い、当該利用者等の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該利用者等々に適切に開示する方法

三 前二号に掲げる措置の実施の方針の策定及びその概要の適切な方法による公表

四 次に掲げる記録の保存

イ 第一号の体制の下で実施した対象取引の特定に係る記録

ロ 第二号の体制の下で実施した利用者等の保護を適正に確保するための措置に係る記録

二 前項第四号に規定する記録は、その作成の日から五年間保存しなければならない。

3 第一項の「対象取引」とは、法第十条第一項第十号の事業を行う組合又は当該組合の子金融機関等が行う取引に伴い、これらの者が行う共同事業関連業務に係る利用者等の利益が不当に害されるおそれがある場合における当該取引をいう。

（利用者等の利益の保護のための体制整備に係る法第十条第一項第十号の事業を行う組合の子法人等及び関連法人等）

第三十条の十 令第十六条第三項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務上又は事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 当該組合が議決権の過半数を自己の計算において所有している他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従

属関係が存在しないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）

二 当該組合が議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該組合の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該組合が当該他の法人等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該組合と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額の総額の過半について当該組合が融資を行っていること（当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）

ホ その他当該組合が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 組合が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の議決権の過半数を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等であつて、前号ロからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

令第十六条第四項の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる法人等とする。ただし、財務

上又は事業上の関係からみて組合（当該組合の子法人等（令第十六条第三項に規定する子法人等）を含む。以下この条において同じ。）を含む。が子法人等以外の他の法人等の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められるときは、この限りでない。

一 組合（当該組合の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた子法人等以外の他の法人等その他これらに準ずる子法人等以外の他の法人等であつて、当該組合がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができないと認められるものを除く。以下この項において同じ。）の議決権の百分の二十以上を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等

二 組合（当該組合の子法人等を含む。）が子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の十五以上、百分の二十未満を自己の計算において所有している場合における当該子法人等以外の他の法人等であつて、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの

イ 当該組合の役員若しくは使用人である者又はこれらであつた者であつて当該組合がその財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものが、その代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役員に就任していること。

ロ 当該組合から重要な融資を受けていること。

ハ 当該組合から重要な技術の提供を受けていること。

ニ 当該組合との間に重要な販売、仕入れその他の事業上の取引があること。

ホ その他当該組合がその財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができることが推測される事実が存在すること。

三 組合（当該組合の子法人等を含む。）が自己の計算において所有している議決権と当該組合と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該組合の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所

有している議決権とを合わせて、子法人等以外の他の法人等の議決権の百分の二十以上を占めている場合（当該組合が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等であつて、前号イからホまでに掲げるいずれかの要件に該当するもの

特別目的会社については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した組合から独立しているものと認め、第一項の規定にかかわらず、組合の子法人等に該当しないものと推定する。

（責任準備金の積立て）

第三十一条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該事業年度末以前に収入した共済掛金を基礎として、当該各号に定める金額（共同事業組合にあつては、第二号に定める金額）を共済規程に記載された方法に従つて計算し、責任準備金として積み立てなければならない。

一 共済掛金積立金 共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、共済の数理に基づき計算した金額

二 未経過共済掛金 共済契約又は共済掛金の特性により、次に掲げるいずれかの方法により計算した金額

イ 未経過期間（共済契約に定めた共済期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額

ロ 当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十一条の三十三に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第三十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

ニ 未経過期間（共済契約に定めた共済期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額

ロ 当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十一条の三十三に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第三十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

ニ 未経過期間（共済契約に定めた共済期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額

ロ 当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十一条の三十三に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第三十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

ニ 未経過期間（共済契約に定めた共済期間のうち、事業年度末において、まだ経過していない期間をいう。）に対応する責任に相当する額として計算した金額

ロ 当該事業年度における収入共済掛金（共済契約の契約の日又はその年応当日以後の期間（以下「経過期間」という。）に係るものに限る。）の合計額から、当該共済掛金を収入した共済契約のために経過期間において支払った共済金及び返戻金並びに支払備金（法第十一条の三十三に規定する支払備金をいう。以下同じ。）（第三十四条第一項第二号に掲げる支払備金を除く。）の額の合計額を差し引いて得た額

三 異常危険準備金 共済契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額

二 事業年度末以前に共済掛金が収入されなかった当該事業年度末において有効に成立している共済契約のうち、当該事業年度末から当該共済契約が効力を失う日までの間に共済掛金の収入が見込めないものについては、当該事業年度末から当該共済契約が効力を失う日までの間における共済事故の発生による共済金の支払のために必要なものとして計算した金額は、前項第二号に掲げる未経過共済掛金として積み立てるものとする。

三 事業年度末までに収入されなかった共済掛金は、貸借対照表の資産の部に計上してはならない。

四 共済掛金積立金は、次の各号に定めるところにより積み立てるものとする。

一 共済契約（特別勘定を設けた共済契約を除く。）に係る共済掛金積立金については、平準純共済掛金式（共済契約に基づく将来の債務の履行に備えるための資金を全共済掛金払込期間にわたって平準化して積み立てる方式をいう。以下同じ。）により計算した金額を下回ることができない。

二 特別勘定を設けた共済契約に係る共済掛金積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

三 第一号の規定は、組合の業務又は財産の状況、共済契約の特性に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、共済掛金積立金の額は、共済の数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

四 第一項、第二項及び前項の規定により積み立てられた責任準備金のみでは、将来の債務の履行に支障を来すおそれがあると認められる場合には、共済規程を変更することにより、追加して共済掛金積立金を積み立てなければならない。

五 異常危険準備金は、次に掲げるものに区分して積み立てなければならない。

一 共済リスクに備える異常危険準備金

二 予定利率リスクに備える異常危険準備金
異常危険準備金の積立て及び取崩しは、農林水産大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準によるものとする。ただし、組合の業務又は

財産の状況等に照らし、やむを得ない事情がある場合には、当該基準によらないで積立て又は取崩しを行うことができる。

（再保険契約の責任準備金）

第三十二条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済契約を再保険（共済契約により負う共済責任の一部を次に掲げる者に保険することをいう。以下同じ。）に付した場合には、次に掲げる者に再保険を付した部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。

一 保険業法第二条第二項に規定する保険会社
二 保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等

三 保険業法第二百九条第一項に規定する引受社員であつて、同法第二百二十四条第一項の届出のあつた者

四 保険業法第二条第六項に規定する外国保険業者（第六十七条第二項第一号において「外国保険業者」という。）のうち、前二号に掲げる者以外の者であつて、業務又は財産の状況に照らして当該再保険を付した組合の経営の健全性を損なうおそれがないもの

（支払義務が発生したものに準ずる共済金等）

第三十三条 法第十一条の三十三の農林水産省令で定める共済金等は、法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、毎事業年度末において、まだ支払事由の発生を報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等とする。

（支払準備金の積立て）

第三十四条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において、次に掲げる金額を支払準備金として積み立てなければならない。

一 共済契約に基づいて支払義務が発生した共済金等（当該支払義務に係る訴訟が係属しているものを含む。）のうち、当該組合が毎事業年度末において、まだ支出として計上していないものがある場合は、当該支払のために必要な金額

二 前条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが共済契約に規定する支払事由が既に発生したと認める共済金等について、その支払のために必要なものとして農林水産大臣が定める金額
前項の組合の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる事情がある場合

には、同項の規定にかかわらず、同項第二号に規定する共済金等については、一定の期間を限り、共済規程に規定する方法により計算した金額を支払準備金として積み立てることができる。

第三十二条の規定は、支払準備金の積立てについて準用する。

（価格変動準備金対象資産）

第三十五条 法第十一条の三十四第一項の農林水産省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。ただし、特別勘定に属する財産は、含まないものとする。

一 国内の法人の発行する株式その他の農林水産大臣が定める資産

二 外国の法人の発行する株式その他の農林水産大臣が定める資産

三 日本政府（地方公共団体を含む。以下同じ。）及び日本政府と同等以上の信用力を有する外国の中央政府並びに国際機関が発行する又は元利金を保証する邦貨建の債券その他の農林水産大臣が定める資産

四 前号に規定する債券以外の邦貨建の債券その他の農林水産大臣が定める資産

五 日本政府及び日本政府と同等以上の信用力を有する外国の中央政府並びに国際機関が発行する又は元利金を保証する外貨建の債券その他の農林水産大臣が定める資産

六 前号に規定する債券以外の外貨建の債券その他の農林水産大臣が定める資産

七 外貨建の預金、貸付金その他の農林水産大臣が定める資産

八 前項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号に掲げる資産については、満期保有目的の債券を含めないことができる。

（価格変動準備金の計算）

第三十六条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、毎事業年度末において保有する資産を、別表第三の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額以上を法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金として積み立てなければならない。この場合において、価格変動準備金の限度額は、毎事業年度末において保有する資産を、同表の上欄に掲げる対象資産の別に応じて区分し、当該区分した資産の帳簿価額に同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額を合計した額とする。

（価格変動準備金の不積立て等に関する認可の申請等）

第三十七条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第十一条の三十四第一項ただし書又は第二項ただし書の規定による認可を受けようとするときは、決算書類（非出資組合（法第十四条第四項に規定する非出資組合をいう。以下同じ。）及び出資組合（法第十四条第二項に規定する出資組合をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ法第三十六条第二項の規定により作成すべきものをいう。以下同じ。）の作成後、速やかに、認可申請書に当該決算書類その他参考となるべき書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

二 行政庁は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該認可の申請をした組合の業務又は財産の状況等に照らし、やむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

（契約者割戻しの基準）

第三十八条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合が法第十一条の三十五第一項の規定により契約者割戻しを行う場合には、共済契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者割戻しの対象となる金額を計算し、次に掲げるいずれかの方法により、又はこれらの方法の併用により行わなければならない。

一 当該組合が収受した共済掛金及び当該組合が共済掛金として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、共済金等の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法

二 契約者割戻しの対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各共済契約の責任準備金、共済金その他の基準となる金額に応じて分配する方法

三 契約者割戻しの対象となる金額を共済期間等により把握し、各共済契約の責任準備金、共済掛金その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法
四 その他前三号に掲げる方法に準ずる方法

（契約者割戻準備金）

第三十九条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合が契約者割戻しに充てるため積み立てる準備金は、契約者割戻準備金とする。

二 組合は、毎事業年度末において、前項の契約者割戻準備金を積み立てなければならない。

3 組合が第一項の契約者割戻準備金を積み立てる場合には、次に掲げるものの合計額を超えてはならない。

一 据置割戻し（共済契約者に分配された契約者割戻しで利息を付して積み立てているものをいう。以下同じ。）の額

二 共済契約者に分配された契約者割戻しで支払われていないもののうち、据置割戻し以外のものの額（翌事業年度に分配する予定の契約者割戻しの額を含む。）

三 共済契約のすべてが消滅したと仮定して計算した当該共済契約の消滅時に支払う契約者割戻しの額

四 その他前三号に掲げるものに準ずるものとして共済規程において定める方法により計算した額

（特別勘定を設置する共済契約）

第四十条 法第十一条の三十七第一項の農林水産省令で定める共済契約は、当該共済契約に係る責任準備金の金額に対応する財産の価額により、共済金等の金額が変動する共済契約とする。

（勘定間の振替に係る例外）

第四十一条 法第十一条の三十七第二項の農林水産省令で定める場合は、共済掛金の収受、共済金等の支払、共済契約者に対する貸付け又はその返済、特別勘定以外の勘定からの借入れ又はその返済その他これらに準ずる金銭の振替であつて共済規程に定める場合とする。

（農業協同組合の共済事業に係る財産の運用方法）

第四十二条 法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合（令第三十二条第一項に規定する特定農業協同組合（次項において「特定農業協同組合」という。）を除く。）の財産で法第十一条の三十六の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用については法第十一条の三十八の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合、農林中央金庫、銀行その他農林水産大臣の指定する金融機関への預け金

二 国債証券、地方債証券、政府保証債券（その債券に係る債務を政府が保証している債券をいう。以下同じ。）又は農林中央金庫その他の金融機関が発行する債券の取得

三 特別の法律により設立された法人の発行する債券（前号に規定する債券に該当するものを除く。）の取得

四 信託会社又は信託業務を営む金融機関（以下「信託会社等」という。）への金銭信託

五 証券投資信託（農林水産大臣の指定するものに限る。）又は貸付信託の受益証券の取得

六 金銭債権（農林水産大臣の指定するものに限る。）の取得

七 短期社債等（法第十条第九項に規定する短期社債等をいう。以下同じ。）の取得（第二号に該当するものを除く。）

八 第二号若しくは第三号に規定する債券又は第五号に規定する受益証券の信託会社等への信託

九 共済契約に基づき、共済契約者に対して、当該共済契約に係る共済掛金積立金の額の範囲内において行う貸付け

六 特定農業協同組合の財産で法第十一条の三十六の規定により共済事業に係るものとして区分された会計に属するものの運用についての法第三十一条の三十八の農林水産省令で定める方法は、前項各号に掲げる方法及び次に掲げる方法とする。

一 その発行する株式が金融商品取引所（金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場されている株式会社が発行する株式の取得

二 金融機関以外の株式会社が発行する債券（政府保証債券を除く。）の取得

三 信託会社等への金銭の信託で金銭信託以外のもの（農林水産大臣の指定するものに限る。）

四 第二号に規定する債券の信託会社等への信託

五 第一号から第三号までに掲げる方法に準ずるものとして農林水産大臣の指定する方法（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の財産の運用方法）

第四十三条 法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の財産の運用については法第三十一条の三十八の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一 貯金又は預金

二 金銭債権の取得

三 短期社債等の取得

四 有価証券（金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされるものをいう。）の取得（前二号、第五号、第八号及び第十号に該当するものを除く。）

五 民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は商法第五百三十五條に規定する匿名組合契約に係る出資

六 金銭の貸付け（コールローンを含む。）

七 不動産の取得

八 金銭、有価証券等の信託会社等への信託

九 有価証券の貸付け

十 有価証券関連デリバティブ取引（金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引をいう。以下同じ。）

十一 デリバティブ取引（前号に掲げるものに該当するものを除く。）

十二 金融等デリバティブ取引

十三 先物外国為替取引

十四 前各号に掲げるもののほか農林水産大臣の承認を受けた方法

二 前項の農業協同組合連合会の財産（特別勘定を設ける場合については、当該特別勘定に属するものとして経理された財産を除く。以下この条において同じ。）のうち次の各号に掲げる方法により運用する資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額）は、当該各号に掲げる方法ごとに、それぞれ当該農業協同組合連合会の総資産の額（未払込出資金及び未収共済掛金の額を除くものとし、その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額とする。以下同じ。）の十分の二（第四号に掲げる方法にあつては、十分の一）に相当する額を超えてはならない。

一 株式の取得（証券投資信託、外国投資信託及び金銭の信託のうち株式を運用対象とするもの並びに前項第五号に掲げる出資を含む。）

二 不動産の取得

三 外貨建資産（先物外国為替取引その他の取引に係る契約により円貨額が確定しているものを除く。以下同じ。）の取得（金銭の信託のうち外貨建資産を運用対象とするものを含む。）

四 債券の取得、金銭の貸付け及び有価証券の貸付け（農林水産大臣の指定するものに限る。）

三 第一項の農業協同組合連合会の財産のうち同一人に対する次に掲げる方法により運用する資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額）の合計額は、当該農業協同組合連合会の総資産の額の十分の一に相当する額を超えてはならない。ただし、特別の理由がある場合において農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該同一人が発行する社債（短期社債等を除く。）若しくは株式の取得又はこれらを担保とする金銭の貸付け

二 当該同一人に対する金銭の貸付け（コールローンその他農林水産大臣が指定するものを除く。）又は有価証券の貸付け（現金を担保とする有価証券の貸付けのうち当該担保の額に相当する額を除く。）

三 当該同一人に対する貯金（当座貯金及び普通貯金を除く。）又は預金（当座預金及び普通預金を除く。）

四 当該同一人が保証する金銭の貸付け

四 第一項の農業協同組合連合会の財産のうち前項第二号に掲げる方法により運用する資産の額（その他有価証券にあつては、貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を上回る場合には帳簿価額の合計額）は、当該農業協同組合連合会の総資産の額の百分の三に相当する額を超えてはならない。ただし、特別の理由がある場合において農林水産大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（共済計理人の選任を要しない農業協同組合の要件）

第四十四条 法第十一条の三十九第一項の農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 共済期間が長期にわたる共済契約であつて共済の数理的知識及び経験を要するものに係る共済掛金及び責任準備金の算出を行わないこと。

二 契約者割戻準備金の算出及び積立てを行わないこと。

（共済計理人の関与事項）

第四十五条 法第十一条の三十九第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものに係る共済の数理に関する事項とする。

一 共済掛金の算出方法

二 責任準備金の算出方法

三 契約者割戻しに係る算出方法

四 契約者価額の算出方法

五 未収共済掛金の算出 六 支払備金の算出 七 その他共済計理人がその職務を行うに際し必要な事項 (共済計理人の要件)	第四十六条 法第十一条の三十九第二項の農林水産省令で定める要件は、公益社団法人日本アクトリアー会（昭和三十八年五月十四日に社団法人日本アクトリアー会という名称で設立された法人をいう。）の正会員であり、かつ、共済の数理に関する業務に五年以上従事した者であることとする。 (共済計理人の確認業務)	第四十七条 共済計理人は、毎事業年度末において、法第十一条の四十第一項各号に掲げる事項について、次に掲げる基準その他農林水産大臣が定める基準により確認しなければならない。 一 責任準備金が第三十一条に規定するところにより適正に積み立てられていること。 二 契約者割戻しが第三十八条に規定するところにより適正に行われていること。 三 共済金等の支払能力の充実の状況について、法第十一条の十八の規定並びに第十三条及び第十四条の規定に照らして適正であること。 (責任準備金に関して確認の対象となる共済契約)	第四十八条 法第十一条の四十第一項第一号の農林水産省令で定める共済契約は、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の自動車損害賠償責任共済（以下「責任共済」という。）を除く全ての共済契約とする。 (共済計理人の確認事項)	第四十八条の二 法第十一条の四十第一項第三号の農林水産省令で定める事項は、共済金等の支払能力の充実の状況が共済の数理に基づき適当であるかどうかとする。 (共済計理人の意見書)	第四十九条 共済計理人は、決算書類の作成後、最初に招集される理事会に、次に掲げる事項を記載した意見書を提出しなければならない。 一 組合の名称及び共済計理人の氏名 二 提出年月日 三 第四十八条に定める共済契約に係る責任準備金の積立に関する事項 四 契約者割戻しに関する事項 五 契約者割戻準備金の積立に関する事項
六 前条の規定による確認に関する事項 七 第三号から前号までに掲げる事項に対する共済計理人の意見 共済計理人は、法第十一条の四十第一項の規定により意見書を理事会に提出するとき、及び同条第二項の規定により意見書の写しを行政庁に提出するときは、同条第一項各号に掲げる事項についての確認の方法その他確認の際に基礎とした事項を記載した附属報告書を添付しなければならない。 (信託規程の記載事項)	第五十条 法第十一条の四十二第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 信託事業の種類 二 信託を引き受ける財産の範囲 三 信託期間の制限その他信託の引受けの制限に関する事項 四 信託契約の締結の手續に関する事項 五 信託財産の充渡し又は貸付けの相手方の選定その他充渡し又は貸付けの手續に関する事項 六 信託財産に係る収益金の受益者に対する支払に関する事項 七 信託財産に係る費用の負担及び徴収に関する事項 八 信託財産に係る損失のてん補に関する事項 九 信託契約を変更する場合に関する事項 十 信託の終了に関する事項 十一 信託事業に係る経理に関する事項	第五十一条 法第十一条の四十二第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業の種類 二 事業の実施地区の範囲 三 事業の実施方針 四 事業の経理の区分 五 契約の締結方法 六 契約の相手方 七 手数料等の基準 法第十一条の四十八第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業の実施地区の名称の変更（事業の実施地区の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。）	第五十二条 法第十一条の四十八第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業の種類 二 事業の実施方針 三 事業実施の手續 四 事業の経理の区分 法第十一条の五十一第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 事業の実施区域の名称の変更（事業の実施区域の範囲の実質的な変更を伴わないものに限る。） 二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理	第五十三条 法第十条第十号の事業を行う組合は、法第十一条の五十二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 一 理由書 二 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類	二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理 第二章 共済契約に係る契約条件の変更（契約条件の変更の申出） 第五十三条 法第十条第十号の事業を行う組合は、法第十一条の五十二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 一 理由書 二 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類
三 その他参考となるべき事項を記載した書類（契約条件の変更に係る総会の招集通知の記載事項） 第五十四条 法第十一条の五十五第三項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 契約条件の変更がやむを得ない理由 二 契約条件の変更の内容 三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測 四 共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項 五 経営責任に関する事項 六 その他契約条件の変更に関し必要な事項（契約条件の変更に係る備置書類）	第五十五条 法第十一条の五十七第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 契約条件の変更がやむを得ない理由 二 契約条件の変更の内容 三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測 四 共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱い 五 経営責任に関する事項 六 その他契約条件の変更に関し必要な事項（共済調査人の選任等）	第五十六条 行政庁は、法第十一条の五十八第一項の規定により共済調査人を選任したとき、又は同条第三項の規定により共済調査人を解任したときは、その旨及び当該共済調査人の商号、名称又は氏名を同条第五項に規定する被調査組合に通知するものとする。 (契約条件の変更に係る承認)	第五十七条 法第十条第十号の事業を行う組合は、法第十一条の六十一第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 一 理由書 二 総会（総代会を含む。以下同じ。）の議事録 三 法第十一条の五十五第一項の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類 四 第五十五条各号（第二号を除く。）に掲げる書類 五 その他参考となるべき事項を記載した書類	三 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理 第二章 共済契約に係る契約条件の変更（契約条件の変更の申出） 第五十三条 法第十条第十号の事業を行う組合は、法第十一条の五十二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 一 理由書 二 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類	二 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理 第二章 共済契約に係る契約条件の変更（契約条件の変更の申出） 第五十三条 法第十条第十号の事業を行う組合は、法第十一条の五十二第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。 一 理由書 二 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

（契約条件の変更に係る通知書類）
第五十八條 法第十一条の六十二項の農林水産省令で定める書類は、第五十五条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を示す書類とする。

（共済契約に係る債権の額）
第五十九條 法第十一条の六十二第四項の農林水産省令で定める金額は、共済掛金積立金を積み立てる共済契約にあつては第一号に掲げる金額とし、それ以外の共済契約にあつては第二号に掲げる金額とする。

一 法第十一条の六十二第一項の公告（以下「公告」という。）の時間において被共済者のために積み立てるべき金額
 二 共済契約に定めた共済期間のうち、公告の時に、まだ経過していない期間に対応する共済掛金の金額

（契約条件の変更後の公告事項）
第六十條 法第十一条の六十三第一項の農林水産省令で定める事項は、法第十一条の六十二第一項から第四項までに規定する手続の経過とする。

第三章 子会社等

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合の子会社の範囲等）
第六十一條 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第二項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 他の事業者等（法人その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。以下この条及び第六十七条において同じ。）のための不動産（原則として、自らを子会社とする当該農業協同組合若しくはその子会社から取得し、又は賃借した営業用不動産若しくはは事業用不動産に限る。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務
- 二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務
- 三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務
- 四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務
- 五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務

（第九号に掲げる業務に該当するものを除く。）
 六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の現金自動支払機等の保守、点検その他の管理を行う業務

八 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務又は封書の作成又は発送を行う業務

九 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となっている財産の管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

十 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となっている財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十一 他の事業者等の行う資金の貸付けに関し相談に応ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに必要となる事務を行う業務

十二 他の事業者等の行う外国為替取引、信用状若しくは旅行小切手に関する業務又は輸出入その他の対外取引のため直接必要な資金に関する貸付け、手形の割引、債務の保証若しくは手形の引受けに関し必要となる事務を行う業務

十三 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十五 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十六 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十七 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十八 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十九 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第二十一号に掲げる業務に該当するものを除く。）

二十 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

二十一 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十二 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十三 自らを子会社とする農業協同組合が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該農業協同組合のために当該債権の担保の目的となっている財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に関し必要となる事務を行う業務

二十四 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

二十五 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

2 法第十一条の六十四第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、前項各号に掲げる業務とする。

3 法第十一条の六十四第二項第三号に掲げる農業協同組合についての同条第一項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 第一項第一号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十三号から第二十三号までに掲げる業務
- 二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務
- 三 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）
- 4 法第十一条の六十四第二項第一号に掲げる農業協同組合についての同条第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の業務（法第十一条第二項に規定する信用事業に限る。）の代理又は媒介

一の二 次に掲げる業務の代理又は媒介
 ロ 銀行の業務

ロ 信用金庫、信用協同組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会を含む。）の業務

ハ 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会の業務

ニ 水産業協同組合法第十一条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合、同法第八十七条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合連合会、同法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合又は同法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会の業務（漁業協同組合にあつては同法第十一条の五第二項、水産加工業協同組合にあつては同法第九十六条第一項において準用する同法第九十一条の五第二項に規定する信用事業に限る。）

ホ 農林中央金庫の業務

一の三 保険募集
 一の四 保険媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百号）第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。）

二 共済事故その他の共済契約に係る事項の調査を行う業務

三 共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介、保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

四 共済契約者からの共済事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は共済契約に関し相談に応ずる業務

五 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

六 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形、割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの

七 法第十条第一項第二号又は第三号の事業に附帯する業務及び同条第六項各号に掲げる業務（同項第八号及び第八号の二に掲げる業務、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる業務）

る行為を行う業務その他農林水産大臣の定める業務に該当するものを除く。）

八 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第二百六十六号）第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二条各号に掲げる業務（同条第二号に掲げる業務を行う場合にあつては、農林水産大臣の定める基準を全て満たす場合に限る。）

九 確定拠出年金法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる業務を行う業務

十 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣が定める基準により主として法第十條第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十一 投資信託委託会社又は資産運用会社（投資信託法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号及び第六十七條第二項第十九号において同じ。）として行う業務（投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

十二 投資助言業務（金融商品取引法第二十八條第六項に規定する投資助言業務をいう。第六十七條第二項第二十号において同じ。）又は投資一任契約（同法第二条第八項第十二号に規定する投資一任契約をいい、暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。以下この号において同じ。）の価値等（暗号等資産の価値、暗号等資産関連オプション（同法第八十五條の二十三第一項に規定する暗号等資産関連オプションをいう。）の対価の額又は暗号等資産関連金融指標（同法第八十五條の二十二第一項第一号に規定する暗号等資産関連金融指標をいう。）の動向をいう。）の分析に基づく投資判断（同法第二条第八項第十一号に規定する投資判断をいう。）の全部又は一部を一任されるものを除く。第六十七條第二項第二十号において同じ。）に係る業務

十二の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（前二号に該当するものを除く。）

十二の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

十三 他の事業者等の経営に関する相談の実施、当該他の事業者等の業務に関連する事業者等又は顧客の紹介その他の必要な情報の提供及び助言並びにこれらに関連する事務の受託（第六十七條第二項第二十一号において「経営相談等業務」という。）

十四 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

十五 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

十六 主として子会社対象会社（法第十一条の六十四第一項に規定する子会社対象会社をいう。次号、第二百二十八條第五号並びに第二百三十一條第一項第二号及び第九号において同じ。）に該当する会社その他農林水産大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

十七 主として子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣の定める金融機関の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成又は販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十八 農水産業協同組合貯金保険法第六十二條第二項第一号に規定する子会社であつて、特定農業協同組合の事業の遂行又は合併若しくは事業譲渡に資するため、これらの保有する貸出債権を適正な価格で購入し管理回収その他当該貸出債権に関し必要となる事務を行う業務

十八の二 算定制当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第二条第七項に規定する算定制当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

十八の三 電子記録債権法（平成十九年法律第百二号）第五十一条第一項に規定する電子債権記録業

十九 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

二十 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

五 法第十一条の六十四第二項第二号に掲げる農業協同組合についての同条第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 前項第一号から第一号の四まで及び第六号から第十八号の三までに掲げる業務

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

六 法第十一条の六十四第二項第三号に掲げる農業協同組合についての同条第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 第四項第一号の三から第五号まで、第八号から第十号まで及び第十三号から第十七号までに掲げる業務

一の二 職業安定法（昭和二十二年法律第四百一十一号）第三十條第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

二 その他前号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

三 前二号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

（法第十一条の六十四第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十二條 法第十一条の六十四第三項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

二 前号の農業協同組合又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該農業協同組合又はその子会社の意思によらない事実の発生により取得するものに限る。）

三 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該農業協同組合又はその子会社の請求による場合を除く。）

四 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する株式又は持分の消却、併合又は分割

五 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する会社の自己の株式又は持分の取得（法第十一条の六十五第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十三條 法第十一条の六十五第二項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二 前号の農業協同組合又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

三 第一号の農業協同組合又はその子会社の、その取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該農業協同組合又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであつて、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該農業協同組合又はその子会社の意思によらない事実の発生により取得するものに限る。）

五 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該農業協同組合又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する株式又は持分の消却、併合又は分割

七 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 第一号の農業協同組合又はその子会社が所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 第一号の農業協同組合又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するため必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他合理的な理由があるもの

のとしてあらかじめ行政庁の承認を受けた場合

2 前項第九号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社（法第十一条の六十五第一項に規定する特定事業会社である国内の会社をいう。次号、次条第一項第二号及び第三号、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第八号において同じ。）の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数（法第十一条の六十五第一項に規定する基準議決権数をいう。次項、次条第一項第三号及び第二項、第二百二十八条第五号並びに第二百三十一条第一項第七号から第九号までにおいて同じ。）を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分する方法に関する方針を記載した書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

3 行政庁は、第一項第九号の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした農業協同組合が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第六十四条 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第十一条の六十五第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした農業協同組合又は

その子会社が基準議決権数を超えて議決権を有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第十一条の二第三項の規定は、第一項第三号の議決権について準用する。

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を有することができる場合）

第六十五条 法第十一条の六十五第四項第一号の農林水産省令で定める場合は、法第四十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が法第五十条の二第三項の認可を受けて他の組合の信用事業（法第十一条第二項に規定する信用事業をいう。以下同じ。）の全部又は一部の譲受けをした場合とする。

（新たな事業分野を開拓する会社等の範囲等）

第六十六条 法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七号の十一第一項に規定する店頭売買有価証券登録簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する会社とする。

一 新事業活動（新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動をいう。以下この号において同じ。）を行う中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。）である会社であつて、設立の日又は会社が現に行っている事業活動と異なる種類の新事業活動を開始した日以後十年を経過していない会社

二 中小企業等経営強化法第十四条第一項の承認を受けている会社

三 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けている会社

四 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けている会社

五 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十五条第四項に規定する再生支援決定を受けている会社

六 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第十三号）第十九条第四項に規定する支援決定を受けている会社

七 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第五十九条第一項に規定する産業復興機構による支援を受けている会社

八 産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二十三条第一項の認定を受けている会社

九 合理的な経営改善のための計画（銀行等（銀行又は令第四十五条各号に掲げる者をいう。次号において同じ。）、株式会社商工組合中央金庫、保険会社（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）、銀行法第二条第十三項に規定する銀行持株会社、長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社若しくは保険業法第二条第十六項に規定する保険持株会社又はこれらの子会社（以下この号及び次号において「特定金融機関等」という。）が、当該特定金融機関等に対する会社の債務について次に掲げる措置のいずれかを実施することを内容とするものであつて、当該措置の実施により相対の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り）を実施している会社

イ 当該債務の全部又は一部を免除する措置

ロ 当該債務の全部又は一部を消滅させるために株式を取得する措置

ハ 当該債務に係る債権の全部又は一部が当該会社に対する他の債権に後れることとする措置（当該会社の財務指標が当該特定金融機関等及び当該会社の間であらかじめ定めた一定の基準を下回った場合に、当該会社が期限の利益を喪失する措置を併せて講じているものに限り）

十 当該銀行等が有する金銭債権を有する銀行等（当該銀行等がない場合にあつては、農業協同組合連合会又はその子会社が当該会社の議決権を取得するときに係る当該農業協同組合連合会）及び次のいずれかに該当する者が関与して作成した合理的な経営改善のための計画（特定金融機関等が当該会社に対してその事業に必要な資金を出資することを内容とするものであつて、当該出資により相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限り。）を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

ハ イ又はロに準ずる者

ニ 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 他の事業者等の経営に関する相談に応ずる業務を営む会社（当該農業協同組合連合会の子会社等以外の会社に限り。）

十一 代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に係る計画に基づく支援を受けている会社

2 前項に規定する会社のほか、会社であつて、その議決権を法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合において、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に前項に規定する会社に該当していたものも、その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない限り、当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当するものとする。

3 前二項の規定にかかわらず、次項に規定する会社（以下この項において「特定子会社」という。）がその取得した次の各号に掲げる会社（以下「新規事業分野開拓会社等」という。）の議決権を処分基準日（当該各号に規定する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社等は、処分基準日の翌日から当該農業協同組合連合会に係る法第十一条の六十八第一項第四号の農林水産省令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該農業協同組合連合会又はその子会社が有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基準議決権数（法第十一条の六十九第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この項、第七十条第一項第五号、第七十四条第

一項第三号及び第二項、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十号から第十三号までにおいて同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該農業協同組合連合会又はその子会社の有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基準議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 新規事業分野開拓会社（第一項に規定する会社（同項第一号に該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社（子会社となる会社を含む。以下この項において同じ。）により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八條第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに最後に取得されたとき）に第一項に規定する会社（同項第一号に該当するものに限る。）に該当していたもの（その議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

二 事業再生会社（第一項に規定する会社（同項第二号から第十一号までのいずれかに該当するものに限る。）及び前項の規定に該当する会社（その議決権を法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社による担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八條第一項第一号に掲げる事由によらずに取得されたとき（当該会社の議決権が当該農業協同組合連合会又はその子会社により二回以上にわたり取得された場合においては、担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十五年を経過する日

連合会又はその子会社により担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は同条第一項第一号に掲げる事由によらずに新たに取得されない場合に限る。）に限る。）をいう。）その議決権の取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第一項に規定する会社（同項第七号又は第八号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）

法第十一條の六十八條第一項第四号の農林水産省令で定めるものは、次条第二項第十七号に掲げる業務及び当該業務に附帯する業務を専ら営む会社とする。

法第十一條の六十八條第一項第五号の農林水産省令で定める特許会社は、同項第三号及び第四号に掲げる会社を子会社とする特許会社であつて、専ら当該子会社の経営管理を行う業務及びこれに附帯する業務並びに同項各号及び同条第二項各号に掲げる業務を営むものとする。ただし、当該特許会社は次条第一項各号に掲げる業務を営む場合にあつては、当該業務は、農林水産大臣が定める基準により主として法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社の営む業務のために営むものでなければならぬ。

法第十一條の二第三項の規定は、第二項及び第三項の議決権について準用する。

（法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）

第六十七條 法第十一條の六十八條第二項第一号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一 他の事業者等の所有する不動産（原則として、当該他の事業者等から取得した不動産を含む。以下この号において同じ。）の賃貸又は他の事業者等の所有する不動産若しくはそれに付随する設備の保守、点検その他の管理を行う業務

二 他の事業者等の役員又は職員のための福利厚生に関する事務を行う業務

三 他の事業者等の事務の用に供する物品の購入又は管理を行う業務

四 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の印刷又は製本を行う業務

五 他の事業者等の業務に関する広告、宣伝、調査、情報の分析又は情報の提供を行う業務（第八号に掲げる業務に該当するものを除く。）

六 他の事業者等のための自動車の運行又は保守、点検その他の管理を行う業務

七 他の事業者等の業務に係る契約の締結についての勧誘又は当該契約の内容に係る説明を行う業務又は封書の作成又は発送を行う業務

八 他の事業者等の行う資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の担保の目的となる財産の評価及び当該担保の目的となる財産の管理その他当該財産に關し必要となる事務を行う業務

九 他の事業者等が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該他の事業者等のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産（不動産を除く。）の売買の代理又は媒介を行う業務

十 他の事業者等の行う資金の貸付けに關し相談に應ずる業務又は当該資金の貸付けに係る事務の取次ぎその他当該資金の貸付けに關し必要となる事務を行う業務

十一 他の事業者等の事務に係る計算を行う業務

十二 他の事業者等の事務に係る文書、証券その他の書類の作成、整理、保管、発送又は配送を行う業務

十三 他の事業者等と当該他の事業者等の顧客との間の事務の取次ぎを行う業務

十四 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第二条第三号に規定する労働者派遣事業

十五 他の事業者等のために電子計算機に関する事務を行う業務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計、開発若しくは保守又はプログラムの設計、作成、販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）若しくは保守を行う業務を含む。）

十六 他の事業者等の役員又は職員に対する教育又は研修を行う業務

十七 他の事業者等の現金、小切手、手形又は有価証券の輸送を行う業務（次号及び第十九号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十八 他の事業者等の主要な取引先に対する現金、小切手、手形又は証書の集配を行う業務

十九 他の事業者等の主要な取引先との間で当該他の事業者等の業務に係る有価証券の受渡しを行う業務

二十 他の事業者等のために現金、小切手、手形又は有価証券を整理し、その金額若しくは枚数を確認し、又は一時的にその保管を行う業務

二十一 自らを子会社とする法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会のために投資を行う業務

二十二 自らを子会社とする法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が資金の貸付けその他の信用供与に係る債権の回収のために担保権を実行する必要がある場合に、当該農業協同組合連合会のために当該債権の担保の目的となつてゐる財産を適正な価格で購入し、並びに購入した財産の所有及び管理その他当該財産に關し必要となる事務を行う業務

二十三 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

二十四 前各号に掲げる業務に附帯する業務（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限る。）

法第十一條の六十八條第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。

一 保険会社（外国保険会社を含む。）又は少額短期保険業者の保険業に係る業務の代理（次号に掲げる業務に該当するものを除く。）又は事務の代行

二 保険募集

二の二 保険媒介業務

三 共済事故、保険事故その他の契約に係る事項の調査を行う業務

四 共済契約の締結、共済契約の締結の代理若しくは媒介、保険募集又は保険媒介業務を行う者の教育を行う業務

五 債権管理回収業に関する特別措置法第二条第二項に規定する債権管理回収業及び同法第十二條各号に掲げる業務（同条第二号に規定する業務を行う場合にあつては、農林水産大臣の定める基準を全て満たす場合に限る。）

六 確定拠出年金法第二条第七項に規定する確定拠出年金運営管理業又は同法第六十一条第一項各号に掲げる事務を行う業務

七 老人福祉施設等（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する

老人福祉施設及び同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホームをいう。）に関する役務その他老人、身体障害者等の福祉に関する役務の提供を行う業務

八 健康の維持若しくは増進のための運動を行う施設又は温泉を利用して健康の維持若しくは増進を図るための施設の運営を行う業務

九 事故その他の危険の発生防止若しくは危険の発生に伴う損害の防止若しくは軽減を図るため、又は危険の発生に伴う損害の規模等を評価するための調査、分析又は助言を行う業務

十 健康、福祉又は医療に関する調査、分析又は助言を行う業務

十一 主として子会社対象会社（法第十一条の六十八第一項に規定する子会社対象会社をいう。第二十四号、次条第一項第七号、第二十三号第五号並びに第二百三十一条第一項第四号及び第十二号において同じ。）に該当する会社若しくは保険募集人の業務又は事業者等の財務に関する電子計算機のプログラムの設計、作成若しくは販売（プログラムの販売に伴い必要となる附属機器の販売を含む。）を行う業務及び計算受託業務

十二 確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）第二条第一項に規定する確定給付企業年金その他これに準ずる年金に係る掛金又は給付金等の計算に関する業務及び書類等の作成又は授受に関する業務

十三 共済契約者若しくは保険契約者からの共済事故若しくは保険事故に関する報告の取次ぎを行う業務又は共済契約若しくは保険契約に関し相談に応ずる業務

十四 自動車修理業者等のあつせん又は紹介に関する業務

十五 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの

十六 機械類その他の物件を使用させる業務（農林水産大臣が定める基準により主として法第十條第二十三項第一号に掲げる業務が行われる場合に限る。）

十七 次に掲げる行為により他の株式会社に対しその事業に必要な資金を供給する業務
イ 当該会社に対し資金の貸付けを行うこと。

ロ 当該会社の発行する社債（法第十條第九項第一号に掲げる短期社債を除く。）を取得すること。

ハ 当該会社の発行する新株予約権を取得すること。

ニ 株式に係る配当を受け取り又は株式に係る売却益を得ることを目的として当該会社の発行する株式を取得すること。

ホ イからニまでのいずれかに掲げる行為を行うことを目的とする民法第六百六十七條第一項に規定する組合契約又は投資事業有限責任組合契約に関する法律第三條第一項に規定する投資事業有限責任組合契約を締結すること。

十八 農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第二条第二項に規定する農林漁業法人等投資育成事業

十九 投資信託委託会社又は資産運用会社として行う業務（外国においてはこれらと同種類のもの及び投資信託委託会社がその運用の指図を行う投資信託財産又は資産運用会社が資産の運用を行う投資法人の資産に属する不動産の管理を行う業務を含む。）

二十 投資助言業務又は投資一任契約に係る業務

二十の二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第三条第一号、第二号及び第六号から第八号までに掲げる資産に対する投資として、他人のために金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行う業務（前二号に該当するものを除く。）

二十の三 他の事業者等の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を行う業務

二十一 経営相談等業務

二十二 金融その他経済に関する調査又は研究を行う業務

二十三 個人の財産形成に関する相談に応ずる業務

二十四 主として子会社対象会社に該当する会社その他農林水産大臣の定める金融機関の業務に関するデータ又は事業者等の財務に関するデータの処理を行う業務及びこれらのデータの伝送役務を提供する業務

二十四の二 算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務

二十四の三 次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
イ 当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引

ロ 当事者の一方の意思表示により当事者間において前号の契約に係る取引及びイに掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当該当事者の一方がこれに対して対価を支払うことを約する取引その他これに類似する取引

二十五 職業安定法第三十條第一項の規定に基づき許可を得て行う職業紹介事業

二十六 その他前各号に掲げる業務に準ずるものとして農林水産大臣が定める業務

二十七 前各号に掲げる業務を営む者が営むもの（当該各号に掲げる業務を営む者が営むものに限り。）

（法第十一條の六十八第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第六十八條 法第十一條の六十八第三項において読み替へて準用する法第十一條の六十四第三項本文の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

二 前号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する議決権を行使することができない株式又は持分に係る議決権の取得（当該農業協同組合連合会又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限り。）

三 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該農業協同組合連合会又はその子会社の請求による場合を除く。）

四 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する株式又は持分の消却、併合又は分割

五 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

六 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の自己の株式又は持分の取得

七 第一号の農業協同組合連合会の子会社である法第十一條の六十八第一項第四号に掲げる会社による株式又は持分の取得

2 法第十一條の六十八第三項において準用する法第十一條の六十四第三項ただし書の農林水産省令で定める事由は、前項第七号に掲げる事由とする。

（法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の認可対象会社から除かれる会社が専ら営む業務）

第六十九條 法第十一條の六十八第四項の農林水産省令で定める業務は、第六十七條第二項各号に掲げる業務とする。

（法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等）

第七十條 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第十一條の六十八第四項の規定による認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該農業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況をj知ることができる書類

ロ 当該認可後における収支の見込みを記載した書類

三 当該農業協同組合連合会及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ 当該農業協同組合連合会及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。）その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況をj知ることができる書類

ロ 当該認可後における当該農業協同組合連合会及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支の見込みを記載した書類

四 当該認可に係る認可対象会社（法第十一條の六十八第四項に規定する認可対象会社をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる書類
イ 名称及び主たる営業所又は事務所的位置を記載した書類
ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

五 当該認可に係る認可対象会社を子会社にするにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社（法第十一条の六十九第一項に規定する国内の会社をいう。以下この項、第七十四条第一項第二号及び第三号、第二百三十条第五号並びに第二百三十一条第一項第十一号において同じ。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類

行政庁は、前項の規定による認可の申請があったときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該申請をした農業協同組合連合会（以下「申請連合会」という。）の純資産の額が当該申請に係る認可対象会社の議決権を取得し、又は保有するに足りる十分な額であること。

二 申請連合会の最近における業務、財産及び損益の状況が良好であること。

三 申請連合会の子会社等の収支が良好であり、当該認可に係る認可対象会社を子会社とした後も良好に推移することが見込まれること。

四 申請連合会が当該認可に係る認可対象会社の業務の健全かつ適切な遂行を確保するための措置を講ずることができること。

五 当該認可に係る認可対象会社がその業務の確かつ公正に遂行することができること。

三 前二項の規定は、法第十一条の六十八第五項において準用する法第十一条の六十六第五項ただし書及び第六項の規定による認可について準用する。

四 法第十一条の二第三項の規定は、第一項第五号（前項において準用する場合を含む。）の議決権について準用する。

（法第十一条の六十八第四項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十一条 法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第五項の農林水産省令で定める事由は、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若し

くはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八条第一項第一号から第六号までに掲げる事由とする。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の総会への報告）

第七十二条 法第十一条の六十八第五項において読み替えて準用する法第十一条の六十六第九項の規定による総会への報告は、次に掲げる書類（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を示して行わなければならない。

一 子会社の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

二 子会社の役員の役職名及び氏名を記載した書類

三 当該農業協同組合連合会及びその子会社につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書類を含む。）

四 当該農業協同組合連合会及びその子会社の収支の状況を記載した書類

五 その他子会社の業務及び財務の状況を知るため参考となるべき事項を記載した書類

（法第十一条の六十九第一項の規定が適用されないこととなる事由）

第七十三条 法第十一条の六十九第二項において読み替えて準用する法第十一条の六十五第二項の農林水産省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の取得

二 前号の農業協同組合連合会又はその子会社の代物弁済の受領による株式又は持分の取得

三 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社の経営改善のための計画に基づく株式又は持分の取得（当該農業協同組合連合会又はその子会社に対する当該会社の債務を消滅させるために行うものであって、当該株式又は持分の取得によって相当の期間内に当該会社の経営の状況が改善されることが見込まれるものに限る。）

四 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する議決権を行使することができな

い株式又は持分に係る議決権の取得（当該農業協同組合連合会又はその子会社の意思によらない事象の発生により取得するものに限る。）

五 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の株式の転換（当該農業協同組合連合会又はその子会社の請求による場合を除く。）

六 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する株式又は持分の消却、併合又は分割

七 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の定款の変更による株式又は持分に係る権利の内容又は一単元の株式の数の変更

八 第一号の農業協同組合連合会又はその子会社が所有する会社の自己の株式又は持分の取得

九 新規事業分野開拓会社等の議決権の処分を行おうとするときにおいて、やむを得ないと認められる理由により当該議決権を譲渡することが著しく困難であるため当該議決権を処分することができないこと。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が基準議決権数を超えて議決権を有することについての承認の申請等）

第七十四条 法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第十一条の六十九第二項において読み替えて準用する法第十一条の六十五第二項ただし書の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなった部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書類

四 その他参考となるべき事項を記載した書類

行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした農業協同組合連合会又はその子会社が基準議決権数を超えて議決権を有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

3 法第十一条の二第三項の規定は、第一項第三号の議決権について準用する。

（特例対象会社）

第七十四条の二 法第十一条の六十九第四項に規定する農林水産省令で定める特殊の関係にある会社は、新規事業分野開拓会社等の子会社等（子法人等（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第十条第二項に規定する子法人等をいう。）及び関連法人等（同条第三項に規定する関連法人等をいう。）をいう。）であつて、当該会社の議決権を、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社である新規事業分野開拓会社等以外の子会社が、合算して、当該会社の総株主等の議決権（法第十一条の二第二項前段に規定する総株主等の議決権をいう。）に百分の十を乗じて得た議決権の数を超えて保有していないものとする。

2 法第十一条の二第三項の規定は、前項に規定する議決権について準用する。

第四章 管理

第一節 議決権行使の期限

第七十五条 法第十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百十一条第一項に規定する農林水産省令で定める時は、総会の日の直前の業務時間の終了時（第六十六条第三号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号の特定の時）とする。

（電磁的方法による議決権行使の期限）

第七十六条 法第十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法第三百十二条第一項に規定する農林水産省令で定める時は、総会の日の直前の業務時間の終了時（第六十六条第三号に掲げる事項についての定めがある場合にあっては、同号の特定の時）とする。

2 令第二十条第一項及び第二十四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

(1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する

電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
二 ファイルへの記録の方法

第二節 役員
(理事の定数の過半数を認定農業者等とすること等を要しない場合)

第七十六条の二 法第三十条第十二項ただし書(法第六十六条第三項(法第七十条の三第五項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 理事の定数の十分の六以上が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は次に掲げる者(以下この条において「認定農業者に準ずる者」という。)であり、かつ、理事の定数の十分の三以上が同項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

イ 認定農業者(農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下この条において同じ。)である法人の使用人(当該法人の行う農業に関する権限及び責任を有する者に限る。以下この号において同じ。)

ロ 認定農業者(法人にあつては、その役員又は使用人)であつた者

ハ 認定農業者の行う農業に従事し、その経営に参画する親族

ニ 認定就農者(農業経営基盤強化促進法第十四条の五第一項に規定する認定就農者をいう。)(法人にあつては、その役員又は使用人)

ホ 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)第二条第四項第一号ハの組織の役員

へ 農業の振興に関する国若しくは地方公共団体の計画において位置付けられた農業者であつて当該農業協同組合の地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるもの(法人にあつては、その役員又は使用人)又はその者の行う農業に従事しその経営に参画する親族

ト 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者

チ 基本構想(農業経営基盤強化促進法第六

条第一項に規定する基本構想をいう。))における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者(法人にあつては、その役員又は使用人)又はその者の行う農業に従事しその経営に参画する親族

リ 当該農業協同組合の正組員(法第十二条第一項第一号の規定による組員をいう。以下この条において同じ。)が農作物の種類等ごとに構成する組織(当該農業協同組合に置かれておるもので農業の振興を目的とするものに限る。)の代表者

二 当該農業協同組合の正組員である認定農業者の数が当該農業協同組合の理事の定数に十を乗じて得た数を下回る場合(以下この項において「認定農業者が少ない場合」という。)であつて、次のいずれにも該当する

イ 理事の定数の過半数が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ 理事の選挙又は選任(理事の定数の全部を改選する場合に限る。次号ロにおいて同じ。)に先立つて当該農業協同組合の正組員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

三 理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者とする(以下この条において「認定農業者が少なくない場合」という。)(以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。)であつて、次のいずれにも該当する

イ 理事の定数の四分の一を下回らない範囲内において行政庁の承認を受けて定める数

以上が法第三十条第十二項各号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ 理事の選挙又は選任に先立つて当該農業協同組合の正組員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

ハ 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を公表しているとき。

四 前三号に掲げる場合を除くほか、理事の定数の過半数を法第三十条第十二項各号に掲げる者(以下この条において「特別理由」という。)がある場合であつて、次のいずれにも該当する

イ 特別理由を公表しているとき。

ロ 特別理由について農林水産大臣の承認を受けたとき。

2 法第三十条の二第四項(法第六十六条第四項(法第七十条の三第五項において準用する場合を含む。))において読み替えて準用する場合を含む。において読み替えて準用する法第三十条第十二項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 経営管理委員の定数の十分の六以上が法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

二 当該農業協同組合の正組員である認定農業者の数が当該農業協同組合の経営管理委員の定数に二十を乗じて得た数を下回る場合(以下この項において「認定農業者が少なくない場合」という。)であつて、次のいずれにも該当する

イ 経営管理委員の定数の過半数が法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ 経営管理委員の選挙又は選任(経営管理委員の定数の全部を改選する場合に限る。次号ロにおいて同じ。)に先立つて当該農業協同組合の正組員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

三 経営管理委員の定数の過半数を法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者(以下この条において「認定農業者が少なくない場合」という。)(以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。)であつて、次のいずれにも該当する

イ 理事の定数の四分の一を下回らない範囲内において行政庁の承認を受けて定める数

場合に限る。)(以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。)であつて、次のいずれにも該当する

イ 経営管理委員の定数の四分の一を下回らない範囲内において行政庁の承認を受けて定める数以上が法第三十条第十二項第一号に掲げる者又は認定農業者に準ずる者であるとき。

ロ 経営管理委員の選挙又は選任に先立つて当該農業協同組合の正組員である認定農業者の数に関する調査を行い、その結果を公表しているとき。

ハ 選挙又は選任が困難な場合に該当する理由を公表しているとき。

四 前三号に掲げる場合を除くほか、経営管理委員の定数の過半数を法第三十条第十二項第一号に掲げる者(以下この条において「特別理由」という。)がある場合であつて、次のいずれにも該当する

イ 特別理由を公表しているとき。

ロ 特別理由について農林水産大臣の承認を受けたとき。

(組合員等以外の者からの監事の選任を要しない農業協同組合の基準)

第七十七条 法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合は、次の各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、当該各号に該当する農業協同組合とする。

一 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合(第三号に掲げる農業協同組合を除く。)

二 事業年度の開始の時に貯金及び定期積金の合計額(以下「貯金等合計額」という。)(以下「五十億円未満であること。))が五十億円未満であること。

三 法第十條第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合(事業年度の開始の時に貯金等合計額及び責任準備金額が五十億円未満であること。)

2 前項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時に貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となつた

場合に限る。)(以下この号において「選挙又は選任が困難な場合」という。)であつて、次のいずれにも該当する

場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当しないものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併により設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当するものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

4 第一項第三号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となったことにより、当該事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当しないものとみなす。

5 第一項第三号に掲げる農業協同組合であつて、事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満であるものの当該事業年度の次の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が五十億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合に該当するものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

（常勤の監事を定めることを要しない農業協同組合の基準）

第七十八条 法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない農業協同組合は、次の

各号に掲げる農業協同組合の区分に応じ、当該各号に該当する農業協同組合とする。

一 法第三十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（第三号に掲げる農業協同組合を除く。）事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額が二百億円未満であること。

二 法第三十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合（次号に掲げる農業協同組合を除く。）事業年度の開始の時に掲げる責任準備金額が二百億円未満であること。

三 法第三十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合 事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも二百億円未満であること。

2 前項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当しないものとみなす。

3 第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が二百億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。

4 第一項第三号に掲げる農業協同組合の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となったことにより、貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも二百億円未満となった場合においては、当該事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当しないものとみなす。

5 第一項第三号に掲げる農業協同組合であつて、事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額

及び責任準備金額がいずれも二百億円未満であるものの当該事業年度の次の事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円以上となった場合（合併により設立された農業協同組合に係る当該合併による設立の日の属する事業年度については、当該事業年度の開始の時に掲げる貯金等合計額又は責任準備金額が二百億円以上である場合）においては、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。ただし、当該農業協同組合について前項の規定の適用がある場合には、この限りでない。（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者）

第七十八条の二 法第三十条の四第一項第二号の農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができな

（役員等の兼職等が認められる場合）

第七十九条 法第三十条の五第一項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 組合の常務に従事する役員（法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第三十条の二第五項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含む、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事 次に掲げる場合

イ 農林中央金庫の経営管理委員となる場合
ロ 農業委員会の委員又は推進委員（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第十七条第一項に規定する推進委員をいう。）となる場合

ハ 国、地方公共団体、独立行政法人又は特別の法律により設立された法人（組合及び農林中央金庫を除く。へにおいて同じ。）であつて農業の振興を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの構成員となる場合

ニ 組合又は農林中央金庫により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの非常勤の構成員となる場合

ホ 一般社団法人又は一般財団法人であつて農業の振興又は農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるものの非常勤の構成員となる場合へ特別の法律により設立された法人であつて農業の振興を目的とするものの非常勤の役員となる場合

ト 一般社団法人又は一般財団法人であつて農業の振興又は農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするものの非常勤の役員となる場合

チ 次に掲げる会社の非常勤の役員となる場合

(1) 組合の子会社
(2) 組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社

(3) 組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の全部を有する会社がその総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を有する会社
リ 農業を営む法人の役員となる場合（勤務時間が当該法人の常勤の役員に比して著しく短い場合に限る。）

又 他の組合の非常勤の役員となる場合
ル 農業を営む場合（他に当該農業に常時従事している者がいる場合に限る。）

ニ 法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）次に掲げる場合

イ 前号イからルまでに掲げる場合
ロ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第十三条第一項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会（以下「組織変更後農業協同組合連合会」という。）であつて、同条第五項第三号及び第四号の事業を行うものの常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）となる場合

ハ 平成二十七年改正法附則第二十二條第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であつて、同条第三項各号に掲げることを主

たる目的とするものの常務に従事する役員となる場合

三 経営管理委員設置組合の理事 次に掲げる場合（報酬を受けない場合に限る。）

イ 第一号ハ、ニ又はホに掲げる場合
ロ 第一号ヘ又はトに掲げる場合（会長、理事長その他の当該法人の長となる場合を除く。）

ハ 当該組合の子会社の非常勤の役員（代表権を有する取締役を除く。）となる場合

2 前項の場合において、非常勤であるかどうかの判定は、次のいずれにも該当するかどうかにより行うものとする。

一 勤務時間が当該法人の常勤の役員に比して著しく短いこと。

二 その職務に対する報酬を受けていないか、又は報酬の年額が一の職務につき百万円以下であること。

（理事会及び経営管理委員会の議事録）

第八十条 法第三十三條第三項（法第七十二條の三）において準用する場合を含む。）に規定する理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 理事会の議事録は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所

二 理事会が次に掲げるいずれかに該当するときは、その旨

イ 法第三十三條第六項（法第七十二條の三）において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六條第二項の規定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第三十三條第六項（法第七十二條の三）において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百六十六條第三項の規定により理事が招集したもの

ハ 法第三十五條の五第五項又は法第七十二條の三において準用する会社法第三百八十三條第二項の規定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第三十五條の五第五項又は法第七十二條の三において準用する会社法第三百八十三條第三項の規定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及び結果
四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十五條の二第四項（法第七十二條の三）において準用する場合を含む。）

ロ 法第三十五條の五第三項（法第七十二條の三）において準用する場合を含む。）

ハ 法第三十五條の五第五項又は法第七十二條の三において準用する会社法第三百八十三條第三項

ニ 法第三十五條の七第四項
六 理事会に出席した理事、経営管理委員及び監事の氏名

七 理事会の議長が存するときは、議長の氏名

3 経営管理委員会の議事録については、前二項の規定を準用する。この場合において、前項第二号中「いずれか」とあるのは「いずれか又は法第三十四條第五項（法第七十二條の三）において準用する場合を含む。）の規定により理事会が招集したもの」と、同項第五号中「規定」とあるのは「規定又は法第三十五條の五第四項の規定」と読み替えるものとする。

（監事の監査報告の作成）
第八十一条 法第三十五條の五第一項（法第七十二條の三）において準用する場合を含む。）の規定による監査報告の作成に当たっては、監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、理事及び理事会又は経営管理委員及び経営管理委員会は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該組合の理事、経営管理委員及び使用人
二 当該組合の子会社等（法第九十三條第二項に規定する子会社等をいう。以下この条において同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八條第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

2 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

3 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該組合の他の監事、当該組合の子会社等

の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（監事の調査の対象）

第八十二条 法第三十五條の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十四條に規定する農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（報酬等の額の算定方法）

第八十三条 法第三十五條の六第四項第二号（法第三十七條の三）第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 役員又は会計監査人（第二百二十三條の五第三項及び第二百二十三條の十五を除き、以下「役員等」という。）がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員等が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。）として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益（次号に定めるものを除く。）の額の事業年度（法第三十五條の六第四項（法第三十七條の三）第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の決議を行った当該組合の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限定する。）の額の合計額（当該事業年度の期間が一年でない場合にあっては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額）のうち最も高い額

二 次に掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 当該組合から受けた退職慰労金の額

(1) 当該役員等が当該組合の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(2) 又は (1) に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員等がその職に就いていた年数（当該役員等が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数）

(2) 代表理事以外の理事又は経営管理委員

四 監事又は会計監査人

(3) 監事又は会計監査人

（責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等）
第八十四条 法第三十五條の六第七項（法第三十七條の三）第二項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する退職慰労金その他の農林水産省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員等が当該組合の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員等を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

（役員のために締結される保険契約）
第八十四条の二 法第三十五條の八第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であつて、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該組合に生ずることのある損害を保険者が填補することを主たる目的として締結されるもの

二 役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠つたことによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が填補することを目的として締結されるもの

（責任追及等の訴えの提起の請求方法）
第八十五条 法第四十一条において読み替えて準用する会社法第八百四十七條第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者
二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

2 前項の電磁的方法とは、第七十六条第二項各号に規定する方法とする。

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第八十六条 法第四十一条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の前条第二項に規定する電磁的方法(第百七十四条第二項を除き、以下単に「電磁的方法」という。)による提供とする。

一 組合が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)

二 法第四十一条において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員等の責任を追及する訴えについての前条第一項第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、同号の訴えを提起しないときは、その理由

第三節 決算書類
第一款 総則

(通則)

第八十七条 法第三十六条第一項及び第二項(法第七十二条の三において準用する場合を含む。)並びに法第三十七条第一項の規定により農林水産省令で定めるべき事項については、この節の定めるところによる。

(会計慣行のしん酌)

第八十八条 この章(第一節、第二節、第六節及び第十節を除く。)の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の会計の慣行をしん酌しなければならない。

(金額の表示の単位)

第八十九条 法第三十六条第一項に規定する組合の成立の日における貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録)、決算書類(剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告並びにこれらの附属明細書を除く。)及び部門別損益計算書(法第三十七条第一項の規定により通常総会に提出し、又は提供する書面又は電磁的記録をいう。以下同じ。)に係る事項の金額は、一円単位又は千円単位をもって表示するものとする。ただし、資産総額が五百億円以上の組合にあつては、百万円単位をもって表示することを妨げない。

2 剰余金処分案又は損失処理案については、一円単位で表示するものとする。

(決算書類の様式)

第九十条 次に掲げるものについては、当該各号に定める様式によるものとする。

一 貸借対照表 勘定式

二 損益計算書 報告式

三 剰余金処分案又は損失処理案 報告式

(成立の日の貸借対照表等)

第九十一条 法第三十六条第一項の規定により理事が作成すべき貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録)は、組合の成立の日における会計帳簿に基づき作成しなければならない。

(各事業年度に係る決算書類)

第九十二条 法第三十六条第二項に規定する農林水産省令で定めるものは、この節の規定に従い作成される注記表とする。

2 法第三十六条第二項の規定により作成すべき各事業年度に係る財産目録又は計算書類(同項に規定する計算書類をいう。以下同じ。)及びその附属明細書(以下「計算書類等」という)は、当該事業年度に係る会計帳簿に基づき作成しなければならない。

第二款 貸借対照表

(通則)

第九十三条 出資組合の貸借対照表については、この款の定めるところによる。

(貸借対照表の区分)

第九十四条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

一 資産

二 負債

三 純資産

2 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならない。

(資産の部の区分)

第九十五条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除く。)は、適当な項目に細分しなければならない。

一 流動資産

二 固定資産

三 繰延資産

2 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 有形固定資産

二 無形固定資産

三 外部出資その他の資産

次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イ 現金及び預金(一年内に期限の到来しない預金を除く。)

ロ 受取手形(通常の取引(当該組合の事業目的のための活動において、経常的に又は短期間に循環して発生する取引をいう。以下この節において同じ。)に基づいて発生した手形債権(破産債権、再生債権、更生債権その他のこれらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができることをできないことが明らかなるものを除く。)をいう。)

ハ 事業未収金(通常の取引に基づいて発生した事業上の未収金(当該未収金に係る債権が破産債権、再生債権、更生債権その他のこれらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができることをできないことが明らかなる場合における当該未収金を除く。)をいう。)

ニ 事業未精算債権(受託販売事業に係る販売委託者に対する立替金及び仮渡金その他の事業上の未精算債権(破産債権、再生債権、更生債権その他のこれらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができることをできないことが明らかなるものを除く。)をいう。)

ホ 売買目的有価証券及び一年内に満期の到来する有価証券

ヘ 購買品、販売品、製品、原材料、仕掛品及び貯蔵品その他の棚卸資産(宅地等供給事業に係る土地、建物その他の不動産であつて、販売の目的をもって所有するものを含む。)

ト 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

チ 未収収益

リ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二 次に掲げる資産 有形固定資産

イ 建物

ロ 構築物

ハ 機械及び装置

ニ 車両運搬具

ホ 器具及び備品

ヘ 土地

ト リース資産(当該組合がファイナンス・リース取引(リース取引のうち、リース契約に基づく期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、リース物件(リース契約により使用する物件をいう。以下この項において同じ。))の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を事実的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。以下同じ。))におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからヘまで及びリに掲げるものである場合に限る。)

チ 建設仮勘定(イからヘまでに掲げる資産を建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。)

リ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの

二 次に掲げる資産 無形固定資産

イ のれん

ロ 特許権

ハ 借地権(地上権を含む。)

ニ 商標権

ホ 実用新案権

ヘ 意匠権

ト ソフトウェア

チ リース資産(当該組合がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びリに掲げるものである場合に限る。)

リ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの

二 次に掲げる資産 外部出資その他の資産

イ 外部出資(事業遂行上の必要に基づき保有する法人等の株式及び持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)

ロ 長期保有有価証券(満期保有目的の債券その他の流動資産又は外部出資に属しない有価証券をいう。)

ハ 長期前払費用

ニ 前払年金費用

ホ 繰延税金資産

へその他の資産であつて、外部出資その他の資産に属する資産とすべきもの

五 創立費（組合の負担に帰すべき設立費用及び設立登記のために支出した税額をいう。以下同じ。）

ロ 開業費（開業準備のために支出した金額をいう。以下同じ。）

ハ 開発費（新技術若しくは新経営組織の採用、資源の開発又は市場の開拓の目的のために特別に支出した金額をいう。以下同じ。）

（負債の部の区分）

第九十六条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 流動負債

二 固定負債

2 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ 支払手形（通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。）

ロ 事業未払金（通常の取引に基づいて発生した事業上の未払金をいう。）

ハ 事業未精算債務（受託販売事業に係る販売委託者に対する未精算の販売代金その他の事業上の未精算債務をいう。）

ニ 短期借入金（一年内に返済されないと認められるものを除く。）

ホ 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの

ヘ 未払法人税等（法人税、住民税及び事業税の未払額をいう。）

ト 未払費用

チ 前受収益

リ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ヌ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、一年内に期限が到来するもの

ル 資産除去債務（有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によつて生じる当該有形固定資産の除去に関する法律上の義務及びこれに準ずるものをいう。以下同じ。）のうち、一年内に履行されると認められるもの

ヲ その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 長期借入金（前号ニに掲げる借入金を除く。）

ロ 引当金（資産に係る引当金及び前号リに掲げる引当金を除く。）

ハ 繰延税金負債（税効果会計の適用により負債として計上される金額をいう。以下同じ。）

ニ ファイナンス・リース取引におけるリース債務のうち、前号ルに掲げるものの以外のもの

ホ 資産除去債務のうち、前号ルに掲げるものの以外のもの

ヘ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の資産及び負債の表示に関する特例）

第九十七条 前二条の規定にかかわらず、法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、前二条の区分に代えて、当該組合の財産状態を明らかにするため、資産又は負債について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。

2 前項の規定は、共同事業組合（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合を除く。）については、適用しないことができる。

（純資産の部の区分）

第九十八条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 組合員資本（農業協同組合連合会にあつては組合員資本とする。以下同じ。）

二 評価・換算差額等

2 組合員資本に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第二号及び第六号に掲げる項目は、控除項目とする。

一 出資金

二 未払込出資金

三 資本準備金（法第五十一条第三項の資本準備金をいう。以下同じ。）

四 再評価積立金（資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第百二条の規定に基づき積み立てたものをいう。第二百二十二条第三項第二号ロにおいて同じ。）

五 利益剰余金

六 処分未済持分（出資組合が法第五十四条第二項の規定に基づき取得した当該組合員の持分であつて処分していないものをいう。以下同じ。）

3 出資金に係る項目は、剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容の異なる二以上の種類の出資を行う場合には、当該出資の名称を付した項目を付記しなければならない。

4 利益剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 利益準備金（法第五十一条第一項の利益準備金をいう。以下同じ。）

二 その他利益剰余金

5 前項第二号に掲げる項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 任意積立金

二 当期末処分剰余金（又は当期末処理損失金）

6 前項第一号に掲げる項目は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

7 第五項第二号に掲げる項目については、当期剰余金又は当期損失金を付記しなければならない。

8 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目に細分しなければならない。

一 その他有価証券評価差額金（純資産の部に計上されるその他有価証券の評価差額をいう。以下同じ。）

二 繰延ヘッジ損益（ヘッジ手段（資産若しくは負債又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下同じ。）に係る損益又は時価評価差額であつて、ヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。）に係る損益が認識されるまで繰り延べられているものをいう。以下同じ。）

三 土地再評価差額金（土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号）第七条第二項に規定する再評価差額金をいう。以下同じ。）

（棚卸資産及び工事損失引当金の表示）

第九十八条の二 同一の工事契約（請負契約のうち、土木、建築、造船、機械装置の製造その他

の仕事に係る基本的な仕様及び作業内容が注文者の指図に基づいているものをいう。）に係る棚卸資産及び工事損失引当金がある場合には、両者を相殺した差額を棚卸資産又は工事損失引当金として流動資産又は流動負債に表示することができる。

（貸倒引当金等の表示）

第九十九条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもって表示しなければならない。ただし、資産の部の区分に応じ、二以上の資産の項目に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減価償却累計額の表示）

第一百条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）

2 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）

2 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）

2 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

（有形固定資産に対する減損損失累計額の表示）

2 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計

額に合算して、減価償却累計額の項目をもって表示することができる。

（無形固定資産の表示）

第二百二条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

（外部出資の表示）

第二百三条 外部出資は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 系統出資（他の組合及び農林中央金庫への出資による持分その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）
- 二 系統外出資（前号及び次号に掲げる外部出資以外の外部出資をいう。以下同じ。）
- 三 子会社等出資（子会社等の株式（売買目的有価証券に該当する株式を除く。以下同じ。）又は持分をいう。以下同じ。）

（繰延税金資産等の表示）

第二百四条 繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として外部出資その他の資産又は固定負債に表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第九十七条第一項の適用を受ける組合の貸借対照表については、繰延税金資産の金額及び繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として資産の部又は負債の部に表示するものとする。

（繰延資産の表示）

第二百五条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

（貸借対照表の表示様式）

第二百六条 次の各号に掲げる組合の貸借対照表の表示方法は、第九十四条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

- 一 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合 別紙様式第一号の二（一）
- 二 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第二号（一）
- 三 法第十条第一項第四号及び第八号の事業を併せ行う農業協同組合連合会（第五号に掲げるものに該当するものを除く。） 別紙様式第三号（一）

四 法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第四号（一）

五 法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第五号（一）

第三款 損益計算書

（通則）

第二百七条 各事業年度ごとに、出資組合が作成すべき損益計算書については、この款の定めるところによる。

（損益計算書の区分）

第二百八条 損益計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 事業総利益
- 二 事業管理費
- 三 事業外収益
- 四 事業外費用
- 五 特別利益
- 六 特別損失

2 事業総利益は、事業収益から当該事業収益に対応する事業費用を控除する形式により、事業収益から事業費用を減じて得た額（以下「事業総損益金額」という。）を表示しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、事業総損益金額が零未満である場合には、前二項中「事業総利益」とあるのは「事業総損失」とし、零から事業総損益金額を減じて得た額を表示しなければならない。

4 事業収益に属する収益は、購買品の供給高、販売品の販売高、受託販売事業に係る受入販売手数料、共同利用施設の利用料、他の組合から受け入れた事業分量配当金（法第五十二条第二項に規定する事業の利用分量の割合に応じなされる配当金をいう。以下同じ。）その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

5 事業費用に属する費用は、購買品の供給原価、販売品の販売原価、販売費、共同利用施設の運営に係る費用その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

6 事業管理費に属する費用は、人件費、業務費、諸税負担金、施設費その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

7 事業外収益に属する収益は、受取利息（法第十条第一項第三号又は第十号の事業として受け入れたものを除く。）、外部出資に係る出資配当金の受入額その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

8 事業外費用に属する費用は、支払利息（法第十条第一項第三号又は第十号の事業として支払うものを除く。）、寄付金その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

9 特別利益に属する利益は、固定資産処分益、補助金収入（経常的経費に充てるべきものとして交付されたものを除く。）、前期損益修正益、負ののれん発生益その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

10 特別損失に属する損失は、固定資産処分損、固定資産圧縮損、減損損失、災害による損失、前期損益修正損その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

11 第四項から前項までの規定にかかわらず、第四項から前項までに規定する各収益若しくは費用又は利益若しくは損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該収益若しくは費用又は利益若しくは損失を細分しないこととすることができる。

12 組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、事業総利益又は事業総損失は主要な事業の種類ごとに区分しなければならない。

13 損益計算書の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

（事業損益）

第二百九条 事業総損益金額から事業管理費を減じて得た額（以下「事業損益金額」という。）は、事業利益として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、事業損益金額が零未満である場合には、零から事業損益金額を減じて得た額を、事業損失として表示しなければならない。

（経常損益）

第三百条 事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益として表示しなければならない。

（税引前当期損益）

第三百一条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期損益金額」という。）は、税引前当期利益として表示しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、税引前当期損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期損益金額を減じて得た額を、税引前当期損失として表示しなければならない。

（税等）

第三百十二条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期利益又は税引前当期損失の次に表示しなければならない。

- 一 当該事業年度に係る法人税等
- 二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

2 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

（当期剰余金又は当期損失金）

第三百十三条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額（以下「当期損益金額」という。）は、当期剰余金として表示しなければならない。

- 一 税引前当期損益金額
- 二 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、還付税額があるときは当該還付金額

三 前条第一項各号に掲げる項目の金額

四 前条第二項に規定する場合（同項ただし書の場合を除く。）において、納付税額があるときは当該納付税額

2 前項の規定にかかわらず、当期損益金額が零未満である場合には、零から当期損益金額を減じて得た額を、当期損失金として表示しなければならない。

（当期未処分剰余金又は当期末処理損失金）

第三百十四条 次に掲げる金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期剰余金又は当期損失金の次に表示しなければならない。

- 一 当期首繰越剰余金又は当期首繰越損失金の額（適及適用（第二百二十六条の二第三号に規定する適及適用をいう。）又は誤謬の訂正（第二百二十六条の五に規定する誤謬の訂正をいう。）をした場合にあっては、当期首繰越

剰余金又は当期首繰越損失金の額及びこれに対する影響額)

二 一定の目的のために設定した任意積立金について当該目的に従って取り崩した額

2 第一号から第三号までに掲げる額の合計額から第四号に掲げる額を減じて得た額(以下「当期未処分損益金額」という。)は、当期未処分剰余金として表示しなければならない。

一 当期損益金額

二 前項第一号が当期首繰越剰余金である場合の当該剰余金の額

三 前項第二号の額

四 前項第一号が当期首繰越損失金である場合の当該損失金の額

3 前項の規定にかかわらず、当期未処分損益金額が零未満である場合には、零から当期未処分損益金額を減じて得た額を、当期未処分損失金として表示しなければならない。

(貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益の表示)

第百十五條 貸倒引当金の繰入額及び貸倒引当金残高の取崩額については、その差額のみを貸倒引当金繰入額又は貸倒引当金戻入益としてそれぞれ次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 貸倒引当金繰入額 次に掲げる項目

イ 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業費用

ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用

二 貸倒引当金戻入益 次に掲げる項目

イ 事業上の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業費用又は事業外収益

ロ 事業上の取引以外の取引に基づいて発生した債権に係るもの 事業外費用又は事業外収益

(法第十條第一項第三号、第十号又は第十一号の事業を行う農業協同組合連合会の損益計算書の表示に関する特例)

第百十六條 第百八条及び第百九条の規定にかかわらず、法第十條第一項第三号、第十号又は第十一号の事業を行う農業協同組合連合会については、第百八条及び第百九条の区分に代えて、当該組合の損益状況を明らかにするため、収益若しくは費用又は利益若しくは損失について、適切な部又は項目に分けて表示しなければならない。

2 法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合連合会については、第百十條及び前条の規定の適用については、第百十條第一項中「事業損益金額に事業外収益を加算して得た額から事業外費用」とあるのは「経常収益から経常費用」と、前条第一号中「次に掲げる項目」とあるのは「経常費用」とする。

(損益計算書の表示様式)

第百十七條 次の各号に掲げる組合の損益計算書の表示方法については、第百八条から前条までの規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合 別紙様式第一号の二(一)

二 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第二号(一)

三 法第十條第一項第四号及び第八号の事業を併せ行う農業協同組合連合会(第五号に掲げるものに該当するものを除く) 別紙様式第三号(一)

四 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第四号(一)

五 法第十條第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第五号(一)

第百十八條 剰余金処分案又は損失処理案(通則)

第百十八條 各事業年度ごとに出資組合が作成すべき剰余金処分案又は損失処理案については、この款の定めるところによる。

2 当期未処分損益金額と任意積立金の取崩額の合計額が零を超える場合であつて、かつ、剰余金の処分がある場合には、次条及び第百二十条の規定により剰余金処分案を作成しなければならない。

3 前項以外の場合には、第百二十一条の規定により損失処理案を作成しなければならない。

(剰余金処分案の区分)

第百十九條 剰余金処分案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 当期未処分剰余金又は当期未処分損失金

二 任意積立金取崩額

三 剰余金処分額

四 次期繰越剰余金

2 前項第二号の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

3 第一項第三号の剰余金処分額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 利益準備金

二 任意積立金

三 出資配当金(法第五十二条第二項に規定する払込み済み出資の額に応じなされる配当金をいう。以下同じ。)

四 事業分量配当金

4 前項第二号の任意積立金は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

5 第三項第三号の出資配当金は、剰余金の配当をする条件その他剰余金の配当に関する取扱いの内容の異なる二以上の種類の出資を行う場合には、当該出資の名称を示した項目に細分しなければならない。

(剰余金処分案の脚注)

第百二十條 剰余金処分案には、次に掲げる注記事項を脚注(当該注記に係る事項が記載されている決算書類中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。)として表示しなければならない。

一 前条第三項第二号の任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金がある場合には、その積立目的、積立目標額、積立基準その他当該積立金の内容を明らかにするため

の明細

二 前条第三項第三号の出資配当金の配当率

三 前条第三項第四号の事業分量配当金の算定基準

四 前条第四号の次期繰越剰余金に含まれている法第五十一条第七項に規定する繰越金の額

(損失処理案の区分)

第百二十一條 損失処理案は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 当期未処分損失金

二 損失金処理額

三 次期繰越損失金

2 前項第二号の損失金処理額は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 任意積立金取崩額

二 利益準備金取崩額

三 資本準備金取崩額

3 前項第一号の任意積立金取崩額は、当該積立金の名称を付した項目に細分しなければならない。

第五款 注記表

(通則)

第百二十二條 各事業年度ごとに出資組合が作成すべき注記表については、この款の定めるところによる。

(注記表の区分)

第百二十三條 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

一 継続組合の前提に関する注記

二 重要な会計方針に係る事項に関する注記

三 会計方針の変更に関する注記

四 表示方法の変更に関する注記

五 会計上の見積りに関する注記

六 会計上の見積りの変更に関する注記

七 誤謬の訂正に関する注記

八 貸借対照表に関する注記

九 損益計算書に関する注記

十 金融商品に関する注記

十一 有価証券に関する注記

十二 退職給付に関する注記

十三 税効果会計に関する注記

十四 賃貸等不動産に関する注記

十五 合併に関する注記

十六 新設分割(法第七十條の三第一項に規定する新設分割をいう。以下同じ。)に関する注記

十七 重要な後発事象に関する注記

十八 収益認識に関する注記

十九 その他の注記

(注記の方法)

第百二十四條 貸借対照表又は損益計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

(継続組合の前提に関する注記)

第百二十五條 継続組合の前提に関する注記は、事業年度の末日において、組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続組合の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続組合の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)における次に掲げる事項とする。

一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四 当該重要な不確実性の影響を計算書類等に反映しているか否かの別

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第二百二十六条 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類等の作成のために採用している会計処理の原則及び手続その他計算書類等の作成のための基本となる事項(以下「会計方針」という。)であつて、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 次に掲げるもののその他の資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

ロ 金銭の信託

ハ デリバティブ取引

ニ 棚卸資産

三 固定資産の減価償却の方法

四 繰延資産の処理方法

五 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

六 引当金(法第十一条の三十四第一項に規定する価格変動準備金を含む。)の計上基準

七 収益及び費用の計上基準

八 リース取引の処理方法

九 ヘッジ会計の方法

十 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

十一 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

十二 その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合については、前項第五号の規定により表示すべき引当金として貸倒引当金がある場合には、当該組合における資産の査定並びに償却及び引当に関する規程の整備その他適正に引当金を計上するために必要な体制の整備状況を付記しなければならない。

三 組合が利用者等との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、第一項第六号に掲げる事項には、次に掲げる事項を含むものとする。

一 当該組合の主要な事業における利用者等との契約に基づく主要な義務の内容

二 前号に規定する義務に係る収益を認識する通常の時点

三 前二号に掲げるもののほか、当該組合が重要な会計方針に含まれると判断したものの(会計方針の変更に関する注記)

第二百二十六条の二 会計方針の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる会計方針を他の一般に公正妥当と認められる会計方針に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。ただし、第三百三十四条第一項の出資組合及び法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会(会計監査人設置組合(法第三十七条の二第三項に規定する会計監査人設置組合をいう。以下同じ。))に限る。)については、第四号ロ及びハに掲げる事項を省略することができる。

一 当該会計方針の変更の内容

二 当該会計方針の変更の理由

三 適用(新たな会計方針を当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等に遡って適用したと仮定して会計処理をすることを行う。以下同じ。)をした場合には、当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

四 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった場合には、次に掲げる事項(当該会計方針の変更を会計上の見積りの変更(第二百二十六条の四に規定する会計上の見積りの変更をいう。)と区別することが困難なときは、ロに掲げる事項を除く。)

イ 計算書類等の主な項目に対する影響額

ロ 当該事業年度より前の事業年度の全部又は一部について遡及適用をしなかった理由並びに当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始時期

ハ 当該会計方針の変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性がある場合であつて、当該影響に関する事項を注記することが適切であるときは、当該事項

(表示方法の変更に関する注記)

第二百二十六条の三 表示方法の変更に関する注記は、一般に公正妥当と認められる表示方法(計算書類等の作成に当たって採用する表示の方法をいう。以下同じ。)を他の一般に公正妥当と認められる表示方法に変更した場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該表示方法の変更の内容

二 当該表示方法の変更の理由

(会計上の見積りに関する注記)

第二百二十六条の三の二 会計上の見積りに関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類等にその額を計上した項目であつて、翌事業年度に係る計算書類等に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

二 当該事業年度に係る計算書類等の前号に掲げる項目に計上した額

三 前号に掲げるもののほか、第一号に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

(会計上の見積りの変更に関する注記)

第二百二十六条の四 会計上の見積りの変更に関する注記は、会計上の見積りの変更(新たに入手可能となった情報に基づき、当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等の作成に当たつてした会計上の見積り(計算書類等に表示すべき項目の金額に不確実性がある場合において、計算書類等の作成時に入手可能な情報に基づき、それらの合理的な金額を算定することを行う。)を変更することを行う。以下同じ。)をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該会計上の見積りの変更の内容

二 当該会計上の見積りの変更の計算書類等の項目に対する影響額

三 当該会計上の見積りの変更が当該事業年度の翌事業年度以降の財産又は損益に影響を及ぼす可能性があるときは、当該影響に関する事項

(誤謬の訂正に関する注記)

第二百二十六条の五 誤謬の訂正に関する注記は、誤謬の訂正(当該事業年度より前の事業年度に係る計算書類等における誤謬(意図的であるかどうかにかかわらず、計算書類等の作成時に入手可能な情報を使用しなかったこと又は誤つて使用したことにより生じた誤りをいう。以下同じ。))を訂正したと仮定して計算書類等を作成することを行う。以下同じ。)をした場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

一 当該誤謬の内容

二 当該事業年度の期首における純資産額に対する影響額

(貸借対照表に関する注記)

第二百二十七条 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、資産の部の区分に応じ、二以上の資産の項目ごと一括した引当金の金額)

二 資産に係る減価償却累計額又は圧縮記帳額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額又は圧縮記帳額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額又は圧縮記帳額)

三 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨

四 リース契約により使用している重要な固定資産(資産の部に計上したものを除く。)があるときは、その旨及び当該固定資産の内容

五 制賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額(他の資産又は他の債務と区分して計上した場合を除く。)

六 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項

イ 資産が担保に供されていること。

ロ イの資産の内容及びその金額

ハ 担保に係る債務の内容及び金額

七 有価証券の貸付けを行っている場合における次に掲げる事項

イ 有価証券の貸付けを行っていること。

ロ イの有価証券の次に掲げる種類ごとの内容及び金額

(1) 消費貸借契約又は消費寄託契約によるもの

(2) 使用貸借契約又は賃貸借契約によるもの

八 保証債務(第三項第一号ハを除く。)、手形遡求債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務(負債の部に計上したものを除く。)があるときは、当該債務の内容及び金額

九 子会社等に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該子会社等に対する金銭債権若しくは金銭債務が属する項目ごと

の金額又は資産の部若しくは負債の部の区分に応じ、二以上の項目ごとに一括した金額

十 役員との間の取引による役員に対する金銭債権があるときは、その総額

十一 役員との間の取引による役員に対する金銭債務があるときは、その総額

十二 第二百条第一号に掲げる額

十三 特別法上の準備金等（法以外の法令の規定により準備金又は引当金の名称をもって計上しなければならない準備金又は引当金をいう。以下同じ。）がある場合には、当該法令の条項

2 役員との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項第十号及び第十一号に規定する注記を要しない。

一 組合の事業に係る多数人を相手方とする取引その他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であつて、取引条件に裁量の余地がない定型的な取引であることが明白な取引

二 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として組合から受ける財産上の利益をいう。以下同じ。）の給付

三 法第十條第一項第三号の事業を行う組合において、役員が当該組合に対して預け入れた貯金総額を超えない範囲内で行われる当該役員に対する貸付け

次に掲げる組合の貸借対照表の注記には、当該各号に掲げる事項を注記しなければならない。

一 法第十條第一項第三号の事業を行う組合次に掲げる事項

イ 債権のうち第二百四條第一項第一号ホ（二）（イ）から（イ）までに掲げるものの額及びその合計額

ロ 土地再評価差額金を計上した場合にあつては、土地の再評価に関する法律第三条第三項に規定する再評価の方法及び同法第十条に規定する差額

ハ 資産の部の社債（当該社債を有する組合がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額

二 負債の部の借入金又は純資産の部の出資金の額に特定支援（金融機能の強化のため

の特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百二十八号）第三十四條の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この二において同じ。）に係る資金が含まれている場合にあっては、借入金又は出資金ごとに、それぞれ、特定支援に係る資金の額及び当該資金が信用事業のみに充てられる旨

二 法第十條第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合に該当する場合にあつては、イを除く。）

イ 債権のうち第二百四條第一項第二号ヘ（二）（イ）から（イ）までに掲げるものの額及びその合計額

ロ 法第十一條の三十七第一項に規定する特別勘定を設けた場合にあっては、当該特別勘定の資産及び負債の総額

ハ 共済契約を再保険に付した場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 第三十二條に規定する再保険に付した部分に相当する責任準備金の額

(2) 第三十四條第三項において準用する第三十二條に規定する再保険に付した部分に相当する支払準備金の額

（損益計算書に関する注記）
第二百二十八條 損益計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 子会社等との事業取引による取引高の総額及び事業取引以外の取引による取引高の総額

二 減損損失を認識した資産又は資産グループ（複数の資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該資産の集まりをいう。以下同じ。）がある場合にあっては、イに掲げる事項のほか当該資産又は資産グループごとのロからニまでに掲げる事項

イ 共用資産として位置付けた資産及び資産をグループ化した方法の概要

ロ 当該資産又は資産グループの概要並びに減損損失の金額及びその内訳

ハ 減損損失を認識するに至つた経緯

ニ 回収可能価額の算定方法
（金融商品に関する注記）
第二百二十八條の二 金融商品に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七條において準用する同法第二十四條第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しな

ければならない組合以外の組合については、第三号に掲げる事項を省略することができる。この場合においては、金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明を第二号に記載しなければならない。

一 金融商品の状況に関する事項

二 金融商品の時価等に関する事項（時価に代わる金額について開示する場合には、その旨及び算定方法）

三 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2 前項の「金融商品」とは、金融資産（金銭債権、有価証券及びデリバティブ取引により生じる債権（これらに準ずるものを含む。）をいう。及び金融負債（金銭債務及びデリバティブ取引により生じる債務（これらに準ずるものを含む。）をいう。）をいう。

（有価証券に関する注記）
第二百二十九條 前条に定める事項のほか、有価証券に関する注記は、次に掲げる有価証券に就いて、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 時価のある有価証券（預金及び外部出資その他の有価証券以外この条をもって計上した有価証券を含む。）以下の条において同じ。）

有価証券の保有目的の区分（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社等株式及びその他の有価証券の区分をいう。以下同じ。）

ごとの時価及び評価差額（時価と取得原価との差額をいう。）に関する事項

二 当該事業年度中に売却した満期保有目的の債券及びその他の有価証券 保有目的の区分ごとの当該売却額及び売却損益に関する事項

三 当該事業年度中に保有目的の区分を変更した有価証券 保有目的の区分を変更した旨、変更の理由（満期保有目的の債券の保有目的を変更した場合に限る。）及び当該変更が計算書類等に与えている影響の内容

2 当該事業年度中に減損処理を行った有価証券に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 その旨

二 減損処理額
（退職給付に関する注記）
第二百三十條 退職給付に関する注記は、次に掲げる事項とする。

一 採用している退職給付制度の概要

二 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

三 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

四 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金（翌事業年度において職員が退職した後に当該職員に退職一時金、退職年金その他これらに類する財産の支給をする場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。以下同じ。）及び前払年金費用の調整表

五 退職給付費用及びその内訳項目の金額

六 年金資産の主な内訳その他の年金資産に関する事項

七 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

八 その他の退職給付に関する事項

前項各号に掲げるもののほか、当該組合が、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第一号。以下「平成十三年統合法」という。）附則第五十七條第一項の旧農林漁業団体等に該当するときは、次に掲げる事項を付記するものとする（前項各号に含まれている場合を除く。）。

一 当該組合が、当該事業年度において存続組合（平成十三年統合法附則第二十五條第一項の規定により、なお存続するものとされた農林漁業団体職員共済組合をいう。）に対して拠出した平成十三年統合法附則第五十七條第一項の特例業務負担金の額

二 当該組合が、翌事業年度以降において負担することが見込まれる前号の特例業務負担金の総額

（税効果会計に関する注記）
第二百三十一條 税効果会計に関する注記は、次に掲げる事項（重要でないものを除く。）とする。

一 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

二 当該事業年度に係る法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときは、当該差異の原因となつた主な項目別の内訳

三 法人税等の税率の変更により繰延税金資産及び繰延税金負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額

四 当該事業年度の末日以後に税率の変更があった場合には、その内容及びその影響（賃貸等不動産に関する注記）

第三百三十一條の二 賃貸等不動産に関する注記は、次に掲げるもの（重要性の乏しいものを除く。）とする。

一 賃貸等不動産の状況に関する事項

二 賃貸等不動産の時価に関する事項

2 前項の「賃貸等不動産」とは、棚卸資産に分類される不動産以外の不動産であつて、賃貸又は譲渡による収益又は利益を目的として所有するものをいう。

（合併に関する注記）

第三百三十一條の三 合併に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当事業年度において、吸収合併対象財産（吸収合併（組合が他の組合とする合併であつて、合併により消滅する組合（以下「吸収合併消滅組合」という。）の権利義務の全部を合併後存続する組合（以下「吸収合併存続組合」という。）に承継させるものをいう。以下同じ。）により、吸収合併存続組合が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額を付す吸収合併が行われた場合 次に掲げる事項

イ 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合の名称、吸収合併の目的、吸収合併日及び吸収合併である旨並びに当該吸収合併後の吸収合併存続組合の名称

ロ 合併比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ 吸収合併消滅組合から承継した資産、負債及び純資産の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

ニ 会計処理方法を統一している旨（複数の会計処理方法を同一の事業年度に統一できない場合には、その旨及びその理由）

二 当事業年度において、吸収合併対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併が行われた場合 次に掲げる事項

イ 当該吸収合併直前における当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合の名称、吸収合併の目的、吸収合併日、吸収合併である旨及び当該吸収合併後の吸収合併存続組合の名称並びに吸収合併存続組合を決定するに至った主な根拠

ロ 合併比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

ニ 吸収合併日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該吸収合併について吸収合併対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す吸収合併と判定した理由

ホ 吸収合併契約において、当該吸収合併契約締結後の将来の事象又は取引の結果により当該吸収合併の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及びその内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

ヘ 取得原価の配分が完了していない場合には、その旨及びその理由並びに吸収合併が行われた事業年度の翌事業年度以降において取得原価の当初配分額に重要な修正がなされた場合には、その修正の内容及び金額

（新設分割に関する注記）

第三百三十一條の四 新設分割組合（法第七十條の第三項第二号に規定する新設分割組合をいう。以下同じ。）の新設分割に関する注記は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 当事業年度において、新設分割対象財産（新設分割により、新設分割設立組合（法第七十條の第三項第一号に規定する新設分割設立組合をいう。以下同じ。）が承継する財産をいう。以下同じ。）の全部について、当該新設分割直前の帳簿価額を付す新設分割が行われた場合 次に掲げる事項

イ 新設分割設立組合の名称、新設分割の目的及び新設分割日

ロ 分割比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ 新設分割設立組合に承継させた資産、負債及び純資産の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて帳簿価額で評価している旨

二 当事業年度において、新設分割対象財産の全部について、対価として交付する現金等の時価を付す新設分割が行われた場合 次に掲げる事項

イ 新設分割設立組合の名称、新設分割の目的及び新設分割日

ロ 分割比率及びその算定方法並びに出資一口当たりの金額

ハ 新設分割設立組合に承継させた資産及び負債の額並びにこれらの主な内訳並びにこれらについて時価で評価している旨並びに当該新設分割について新設分割対象財産の全部を対価として交付する現金等の時価を付す新設分割と判定した理由

ニ 新設分割計画において、当該新設分割計画承認後の将来の事象又は取引の結果により当該新設分割の対価として、現金等を追加的に交付し又は引き渡す旨を規定している場合には、その旨及びその内容並びに当該事業年度以降の会計処理の方針

ホ 新設分割により新設分割組合に生じた損益の額

（重要な後発事象に関する注記）

第三百三十二條 重要な後発事象に関する注記は、当該組合の事業年度の末日後、当該組合の翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

（収益認識に関する注記）

第三百三十二條の二 収益認識に関する注記は、組合が利用者等との契約に基づく義務の履行の状況に依りて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。ただし、金融商品取引法第二十七條において準用する同法第二十四條第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない組合以外の組合については、第一号及び第三号に掲げる事項を省略することができる。

一 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

二 収益を理解するための基礎となる情報

三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

2 前項に掲げる事項が第二百二十六條の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

（その他の注記）

第三百三十三條 その他の注記は、第二百二十四條から前条までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

（注記表に関する特例）

第三百三十四條 次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第二百二十三條各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第二百二十六條第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第二百二十八條第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一 法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合

二 会計監査人設置組合

2 法第十條第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）の注記表については、第二百二十三條各号に掲げる項目のうち、同条第二号（第二百二十六條第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第二百二十八條第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

（通則）

第三百三十五條 各事業年度ごとに組合が作成すべき事業報告については、この款に定めるところによる。

（非出資組合の事業報告の内容）

第三百三十六條 非出資組合の事業報告は、当該組合の状況に関する重要な事項（財産目録の内容

一 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

二 収益を理解するための基礎となる情報

三 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

2 前項に掲げる事項が第二百二十六條の規定により注記すべき事項と同一であるときは、同項の規定による当該事項の注記を要しない。

（その他の注記）

第三百三十三條 その他の注記は、第二百二十四條から前条までに掲げるもののほか、貸借対照表及び損益計算書により組合の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

（注記表に関する特例）

第三百三十四條 次の各号のいずれにも該当しない出資組合の注記表については、第二百二十三條各号に掲げる項目のうち、同条第一号、第二号（第二百二十六條第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第二百二十八條第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号、第十七号及び第十八号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

一 法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う組合

二 会計監査人設置組合

2 法第十條第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）の注記表については、第二百二十三條各号に掲げる項目のうち、同条第二号（第二百二十六條第三項に掲げる事項に限る。）、第五号、第六号、第九号（第二百二十八條第二号に掲げる事項に限る。）、第十号、第十一号、第十三号、第十四号に掲げる項目の全部又は一部の表示を省略することができる。

（通則）

第三百三十五條 各事業年度ごとに組合が作成すべき事業報告については、この款に定めるところによる。

（非出資組合の事業報告の内容）

第三百三十六條 非出資組合の事業報告は、当該組合の状況に関する重要な事項（財産目録の内容

となる事項を除く。）を記載又は記録しなければならない。

（出資組合の事業報告の内容）

第百三十七条 出資組合の事業報告は、次に掲げる事項を記載又は記録しなければならない。

- 一 組合の事業活動の概況に関する事項
- 二 組合の運営組織の状況に関する事項
- 三 その他組合の状況に関する重要な事項（計算書類等の内容となる事項を除く。）

（組合の事業活動の概況に関する事項）

第百三十八条 前条第一号に規定する「組合の事業活動の概況に関する事項」とは、次に掲げる事項（当該組合が二以上の異なる種類の事業を行っている場合には、主要な事業別に区分された事項）とする。

- 一 当該事業年度の末日における主要な事業活動の内容
- 二 当該事業年度における事業の経過及びその成果
- 三 当該事業年度における次に掲げる事項についての状況（重要なものに限る。）
 - イ 増資の受入れ及び資金の借入れその他の資金調達（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合については、貯金若しくは定期積金（以下「貯金等」という。）又は其済掛金として受け入れたものを除く。）
 - ロ 共同利用施設の建設又は改修その他の設備投資
 - ハ 他の法人との業務上の提携
 - ニ 他の会社を子会社等とすることとなる場合における当該他の会社の株式又は持分の取得

- ホ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、合併（当該合併後当該組合が存続するものに限る。）その他の組織の再編成
- 四 当該事業年度及び直前三事業年度（当該事業年度の末日において三事業年度が終了していない組合にあつては、成立後の各事業年度）の事業成績並びに財産及び損益の状況
- 五 対処すべき重要な課題
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該組合の事業活動の概況に関する重要な事項

- 2 次に掲げる組合については、前項の規定のほか、当該各号に掲げる事項を組合の事業活動の概況に関する事項の内容としなければならない。

- 一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合単体自己資本比率（法第十一条の二第一項第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）
- 二 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（法第十一条の十八の共済金等の支払能力の充実の状況が適当であるかどうかの基準に係る算式により得られる比率をいう。以下同じ。）

3 第一項第四号に掲げる事項については、当該事業年度における過年度事項（当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、損益計算書又は剰余金処分計算書若しくは損失金処理計算書に表示すべき事項をいう。以下同じ。）が会計方針の変更その他の正当な理由により当該事業年度より前の事業年度に係る通常総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第百三十九条 第百三十七条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

- 一 前事業年度における総会の開催状況に関する次に掲げる事項
 - イ 開催日時
 - ロ 出席した組合員（又は総代）の数
 - ハ 重要な事項の議決状況
- 二 組合員に関する次に掲げる事項
 - イ 正組合員（法第十二条第一項第一号又は第二項第一号の規定による組合員をいう。以下同じ。）及び准組合員（法第十六条第一項に規定する准組合員をいう。以下同じ。）の区分ごとの組合員の数及びその増減
 - ロ 正組合員及び准組合員の区分ごとの出資口数及びその増減
- 三 役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 役員の氏名
 - ロ 役員の当該組合における職制上の地位及び担当
 - ハ 法第三十条第三項の信用事業を担当する専任の理事若しくは常勤の理事又は同条第

十四項若しくは第十五項の監事に該当する場合にはその旨

二 他の法人等の代表者であることその他の役員の重要な兼職の状況

ホ 役員と当該組合との間で補償契約（法第三十五条の七第一項に規定する補償契約をいう。以下このほかトまで、第百六十四条及び第百六十五条において同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項

- (1) 当該役員の氏名
 - (2) 当該補償契約の内容の概要
- ヘ 当該組合が役員（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このヘ及びトにおいて同じ。）に対して補償契約に基づき法第三十五条の七第一項第一号に掲げる費用を補償した場合において、当該組合が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨
- ト 当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第三十五条の七第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額
- チ 当該組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約（法第三十五条の八第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下このチ、第百六十四条及び第百六十五条において同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項
- (1) 当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲
 - (2) 当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあつてはその負担割合及び填補の対象とされる保険事故の概要を含む。）
- 四 職員の数及びその増減その他の職員の状況
- イ 業務の運営の組織に関する次に掲げる事項
- ロ 当該組合の内部組織の構成を示す組織図（事業年度の末日後に変更があつた場合には、当該変更事項を反映させたもの。）
- ハ 当該組合と緊密な協力関係にある組合員が構成する組織がある場合には、その主要なものの概要

六 施設の設置状況に関する次に掲げる事項

イ 本所、支所及び共同利用施設その他の施設の種類の、ごとの主要な施設の名称及び所在地

ロ 法第十条第一項第三号の事業を行う組合にあつては、法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者（法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者をいう。以下同じ。）に関する次に掲げる事項

- (1) 特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び当該特定信用事業代理業者が特定信用事業代理業（法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業をいう。以下同じ。）を営む営業所又は事業所の数及び増減
- (2) 新たに特定信用事業代理業者となつた者の商号、名称又は氏名及び所在地

ハ 法第十条第一項第十号の事業を行う組合にあつては、法第十一条の十九第一項第四号に規定する共済代理店に関する次に掲げる事項

- (1) 共済代理店の数及び増減
- (2) 新たに共済代理店となつた者の名称及び所在地

七 子会社等の状況に関する次に掲げる事項

イ 子会社、子会社以外の子法人等（第六条第二項に規定する子法人等をいう。以下同じ。）及び関連法人等（第六条第三項に規定する関連法人等をいう。以下同じ。）の区分ごとの重要な子会社等の商号又は名称、代表者名及び所在地

ロ イに掲げるものの資本金の額、当該組合の保有する議決権の比率及び主要な事業内容その他の子会社等の概況

ハ 前各号に掲げるもののほか、当該組合の運営組織の状況に関する重要な事項

第七款 附属明細書（通則）

第百四十条 各事業年度ごとに出資組合が作成すべき附属明細書については、この款の定めるところによる。

(貸借対照表等の附属明細書)

第四百四十一条 附属明細書には、計算書類に関する事項として、次に掲げる事項に応じ、当該各号に定める項目を表示しなければならない。

- 一 組合員資本の明細 次に掲げる事項
 - イ 第九十八条第二項各号の項目ごとの内訳
 - ロ イの当期首残高、当期末残高及び当期増減額
- 二 有形固定資産及び無形固定資産の明細 次に掲げる事項
 - イ 有形固定資産及び無形固定資産の科目ごとの内訳
 - ロ イの当期首残高、当期末残高及び当期増減額
- 三 外部出資の明細 次に掲げる事項
 - イ 系統出資、系統外出資及び子会社等出資の区分ごとの主要な外部出資先の内訳
 - ロ イの当期首残高、当期末残高及び当期増減額
- 四 借入金等の明細 次に掲げる事項
 - イ 短期借入金及び長期借入金の区分ごとの主要な借入先の内訳
 - ロ イの当期首残高、当期末残高及び当期増減額
- 五 引当金等の明細 次に掲げる事項
 - イ 引当金等(引当金、相互援助積立金、価格変動準備金及び特別法上の準備金等をいう。)の項目別の内訳
 - ロ イの当期首残高、当期末残高及び当期増減額
- 六 子会社等との間の取引並びに子会社等に対する金銭債権及び金銭債務の明細 次に掲げる事項
 - イ 子会社、子会社以外の子法人等及び関連法人等の区分ごとの取引のある主要な子会社等の商号又は名称
 - ロ イの主要な取引の内容並びに当該取引により生じた収益及び費用の額
- 七 事業管理費の明細 人件費その他の損益計算書の項目の区分ごとに適当な科目に細分した給料手当、退職給付費用その他の各費目の金額

2 附属明細書には、計算書類に関する事項として、前項各号に規定するもののほか、計算書類

の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

- 3 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の附属明細書については、第一項第四号に定める項目を表示することを要しない。(事業報告の附属明細書)

第四百四十二条 附属明細書には、事業報告に関する事項として、次に掲げるもの(重要でないものを除く。)を表示しなければならない。

- 一 当該事業年度に係る役員の報酬等の総額並びに当該総額に係る理事、経営管理委員及び監事の区分ごとの内訳
- 二 役員及び参事の兼職又は兼業の明細として次に掲げる事項
 - イ 他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んでいる役員(法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事、経営管理委員設置組合の理事並びに組合の常務に従事する役員(経営管理委員を除く。))に限る。及び参事の氏名(第七十九条第一項第一号ルに掲げる場合を除く。)
 - ロ イの役員及び参事の兼職先又は兼業事業の名称及び兼業先又は兼業事業における地位
- 三 役員との間の取引の明細として次に掲げる事項
 - イ 役員との間の取引(役員が第三者のためにするものを含む。))及び第三者との間の取引で当該組合と役員との利益が相反するものについての当該取引先の内訳
 - ロ イの主要な取引の内容及び当期取引額
- ハ イの取引により発生した主要な取引内容ごとの金銭債権及び金銭債務についての当期首残高、当期末残高及び当期増減額
- 四 その他事業報告の内容を補足する重要な事項

第八款 部門別損益計算書

第四百四十三条 法第三十七条第一項の農林水産省令で定める組合は、次に掲げる組合とする。

- 一 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合以外の農業協同組合
- 二 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会
- 三 法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会
- 四 前二号に掲げる農業協同組合連合会以外の農業協同組合連合会で、次に掲げるものを除いた農業協同組合連合会

イ 法第十条第一項第四号及び第八号の事業を併せ行う農業協同組合連合会で、その負債の合計金額が二百億円以上である等の理由により、特に自ら経営状況を的確に把握する必要があるものとして農林水産大臣が指定するもの

- ロ 法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会(二以上の事業の区分(次項第三号に掲げる事業の区分をいう。))を有するものに限る。)

2 法第三十七条第一項の農林水産省令で定める事業の区分は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事業の区分とする。

- 一 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合 次に掲げる事業の区分
 - イ 信用事業
 - ロ 共済事業
 - ハ 農業関連事業(法第十条第一項第四号及び第五号の事業(組合員の事業に必要なものに限る。))、同項第六号から第八号までの事業並びに同条第二項及び第三項の事業並びに法第十一条の五十第一項の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))をいう(以下同じ。))
 - ニ イからハまでに掲げる事業以外の事業
- 二 前項第四号イの規定により指定された農業協同組合連合会 次に掲げる事業の区分
 - イ 主要な品目等ごとの農業関連事業
 - ロ イに掲げる事業以外の事業
- 三 法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会 次に掲げる事業の区分
 - イ 施設ごとの法第十条第一項第十一号の事業(この事業に附帯する事業を含む。)
 - ロ 施設ごとの法第十条第一項第十二号の事業(この事業に附帯する事業を含む。)

3 次の各号に掲げる組合の部門別損益計算書の表示方法については、当該各号に定める様式の定めるところによる。

- 一 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合 別紙様式第一号の二(三)
- 二 第一項第四号イの規定により指定された農業協同組合連合会 別紙様式第三号(三)
- 三 法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第五号(三)

第四節 決算書類の監査

第一款 通則

第四百四十四条 法第三十六条第五項(法第七十二条の三において準用する場合を含む。))及び法

第三十七条の二第三項の規定による監査については、この節の定めるところによる。

2 前項に規定する監査には、公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する監査のほか、決算書類に表示された情報と決算書類に表示すべき情報との合致の程度を確かめ、かつ、その結果を利害関係者に伝達するための手続を含むものとする。

第二款 会計監査人設置組合以外の組合における監査

第四百四十五条 監事(会計監査人設置組合の監事を除く。以下この款において同じ。))は、決算書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- 一 監事の監査の方法及びその内容
- 二 決算書類(剰余金処分案又は損失処理案及び事業報告並びにこれらの附属明細書を除く。))が当該組合の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- 三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見
- 四 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨
- 五 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該組合の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- 六 当該組合の理事又は経営管理委員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- 七 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- 八 追記情報
- 九 監査報告を作成した日

2 前項第八号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は決算書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- 一 会計方針の変更
- 二 重要な偶発事象
- 三 重要な後発事象

(監事の監査報告の通知期限等)

第四百四十六条 特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事に対し、前条第一

項に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一 決算書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。）の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 法第三十六条第二項に規定する附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事及び特定監事が合意により定めた日があるときは、その日

2 決算書類については、特定理事が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、決算書類については、監事の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき決算書類を作成した理事

5 第一項及び第三項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 第一項の規定による通知をすべき監事を定めた場合 当該通知をすべき者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

第三款 会計監査人設置組合における監査

（計算書類等の提供）

第百四十七条 計算書類等を作成した理事は、会計監査人に対して計算書類等を提供しようとするときは、監事に対しても計算書類等を提供しなければならない。

（会計監査の内容）

第百四十八条 会計監査人は、計算書類等を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一 会計監査人の監査の方法及びその内容
二 計算書類等（剰余金処分案又は損失処理案を除く。以下この号において同じ。）が当該

会計監査人設置組合の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、その意見（当該意見が次のイからハまでに掲げる意見である場合にあつては、それぞれ当該イからハまでに定める事項）

イ 無限定適正意見 監査の対象となった計算書類等が一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる旨

ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった計算書類等が除外事項を除き一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認められる旨、除外事項並びに除外事項を付した限定付適正意見とした理由

ハ 不適正意見 監査の対象となった計算書類等が不適正である旨及びその理由

三 剰余金処分案又は損失処理案が法令又は定款に適合しているかどうかについての意見

四 前二号の意見がないときは、その旨及び理由

五 継続組合の前提に関する注記に係る事項

六 第二号又は第三号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書並びに部門別損益計算書の内容と計算書類等の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

七 追記情報

八 会計監査報告を作成した日

2 前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算書類等の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一 会計方針の変更
二 重要な偶発事象
三 重要な後発事象
（会計監査人設置組合の監事の計算書類等に係る監査報告の内容）

第百四十九条 会計監査人設置組合の監事は、計算書類等及び会計監査報告（次条第三項に規定

する場合にあつては、計算書類等）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないものと認めたときは、その旨及びその理由（次条第三項に規定する場合にあつては、会計監査報告を受領していない旨）

三 剰余金処分案又は損失処理案が当該組合の財産の状況その他の事情に照らして著しく不当であるときは、その旨

四 重要な後発事象（会計監査報告の内容となつていないものを除く。）

五 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項

六 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

七 監査報告を作成した日（会計監査報告の通知期限等）

第百五十条 会計監査人は、次の各号に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び特定監事に対し、各事業年度に係る計算書類等についての会計監査報告の内容を通知しなければならない。

一 計算書類の全部を受領した日から四週間を経過した日

二 計算書類の附属明細書を受領した日から一週間を経過した日

三 特定理事、特定監事及び会計監査人の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 計算書類等については、特定理事及び特定監事が前項の規定による会計監査報告の内容の通知を受けた日に、会計監査人の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、会計監査人が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定による会計監査報告の内容の通知をしない場合には、当該通知をすべき日に、計算書類等については、会計監査人の監査を受けたものとみなす。

4 第一項及び第二項に規定する「特定理事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（第百五十二条において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 監査を受けるべき計算書類等を作成した理事

5 第一項及び第二項に規定する「特定監事」とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者をいう（次条及び第百五十二条において同じ。）。

一 第一項の規定による通知を受ける者を定めた場合 当該通知を受ける者として定められた者

二 前号に掲げる場合以外の場合 すべての監事

（会計監査人の職務の遂行に関する事項）

第百五十一条 会計監査人は、前条第一項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。ただし、当該監査を受ける会計監査人設置組合の全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項

二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項

三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項

（会計監査人設置組合の監事の計算書類等に係る監査報告の通知期限）

第百五十二条 会計監査人設置組合の特定監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事及び会計監査人に対し、第百四十九条に規定する監査報告の内容を通知しなければならない。

一 会計監査報告を受領した日（第百五十条第三項に規定する場合にあつては、同項の規定により監査を受けたものとみなされた日）から一週間を経過した日

二 特定理事及び特定監事の間で合意により定めた日があるときは、その日

2 計算書類等については、特定理事及び会計監査人が前項の規定による監査報告の内容の通知を受けた日に、監事の監査を受けたものとする。

3 前項の規定にかかわらず、特定監事が第一項の規定により通知をすべき日までに同項の規定

ーネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を開覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを組合員に対して通知しなければならない。

6 第四項の規定により決算書類に表示した事項の一部が組合員に対して第二項各号に定める方法により提供したものとみなされる場合において、監事又は会計監査人が、現に組合員に対して提供された決算書類が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした決算書類の一部であることを組合員に対して通知すべき旨を理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事又は経営管理委員）に請求したときは、理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員。次項において同じ。）は、その旨を組合員に対して通知しなければならない。

7 理事は、決算書類の内容とすべき事項について、通常総会の招集通知を发出した日から通常総会の前日までの間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができる。

第二款 決算書類の承認の特則に関する要件

第百五十八條 法第三十七條の二第四項において読み替えて準用する会社法第四百三十九條（以下この条において「承認特則規定」という。）に規定する農林水産省令で定める要件は、次のいずれにも該当することとする。

一 承認特則規定に規定する計算書類等（剰余金処分案又は損失処理案を除く。第三号において同じ。）についての会計監査報告の内容に第百四十八條第一項第二号イに定める事項が含まれていること。

二 前号の会計監査報告に係る監事の監査報告の内容として会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと思ふ意見がないこと。

三 承認特則規定に規定する計算書類等が第百五十二條第三項の規定により監査を受けたものとみなされたものでないこと。

第六節 機関等

（法第四十三條の三第四項の農林水産省令で定める方法）

第百五十九條 法第四十三條の三第四項（法第四十八條の二第三項及び第七十二條の三において

準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める方法は、第十九條第一項第二号に掲げる方法とする。

（招集の決定事項）

第百六十條 法第四十三條の五第一項第三号に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十三條の二に規定する通常総会の日が前事業年度に係る通常総会の日に応当する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第四十三條の五第一項第一号に規定する総会の場所が過去に開催した総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて総会に出席しない正組合員全員の同意がある場合

三 総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨又は総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にロから二及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十三條の六第五項において読み替えて準用する会社法第三百一條第一項に定める書類（以下「総会参考書類」という。）に記載すべき事項

ロ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第四十三條の六第一項の規定により通知を發した日から十日間を経過した日以後の時に限る。以下この号において同じ。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 特定の時をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ニ 第百七十四條第一項第二号の取扱いを定めるときは、その取扱いの内容

ホ 第百六十三條第一項の措置をとることにより組合員に対して提供する総会参考書類に記載しないものとする事項

へ 一の組合員が同一の議案につき次に掲げる場合の区分に応じ、次に定める規定によ

り重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるとき（次号に規定する場合を除く。）は、その事項

(1) 総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨を定めた場合 法第十六條第八項において読み替えて準用する会社法第三百十一條第一項

(2) 総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた場合 法第十六條第八項において読み替えて準用する会社法第三百十一條第二項

ト 総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第四十三條の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五條の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第三項の規定により交付する書面（第百六十三條の四において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四 総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨及び総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十三條の六第二項の承諾をした組合員の請求があつたときに当該組合員に対して同条第五項において読み替えて準用する会社法第三百一條第一項の規定による議決権行使書面（同法第三百一條第一項に規定する議決権行使書面をいう。以下この節において同じ。）の交付（当該交付に代えて行同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするとき、その旨

ロ 一の組合員が同一の議案につき法第十六條第八項において読み替えて準用する会社法第三百十一條第一項又は第三百十二條第一項の規定により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する

議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該組合員の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めるときは、その事項

ハ 電子提供措置（法第四十三條の六の二に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十三條の六第二項の承諾をした組合員の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該組合員に係る事項に限る。第百七十四條第三項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

五 法第十六條第三項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

六 第三号に規定する場合以外の場合において、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 事業譲渡又は法第五十條の四第二項に規定する共済契約の移転

ニ 定款の変更

ホ 合併

ヘ 法第七十條第一項に定める農業協同組合連合会の権利義務の承継

ト 新設分割

チ 法第七十三條の三第一項、第七十八條第一項又は第八十二條第一項に規定する組織変更

（総会参考書類）

第百六十一條 総会に出席しない組合員が書面によって議決権を行使することができる旨及び総会に出席しない組合員が電磁的方法によって議決権を行使することができる旨を定めた組合が行った総会参考書類の交付（当該交付に代えて行う電磁的方法による提供を含む。）は、法第四十三條の六第五項において読み替えて準用する会社法第三百一條第一項及び第三百二條第一項の規定による総会参考書類の交付とみなす

2 理事は、総会参考書類に記載すべき事項について、招集通知を發出した日から総会の前日ま

て、次に掲げる事項が総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（イ又はロに掲げる事項に係る議案が確定していない場合にあつては、その旨）

イ 役員等の選任

ロ 役員等の報酬等

ハ 事業譲渡又は法第五十條の四第二項に規定する共済契約の移転

ニ 定款の変更

ホ 合併

ヘ 法第七十條第一項に定める農業協同組合連合会の権利義務の承継

ト 新設分割

チ 法第七十三條の三第一項、第七十八條第一項又は第八十二條第一項に規定する組織変更

での間に修正をすべき事情が生じた場合における修正後の事項を組合員に周知させる方法を、当該招集通知と併せて通知することができ、
第百六十二条 総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 議案

二 提案の理由（総会において一定の事項を説明しなければならない議案の場合における当該説明すべき内容を含む。）

三 議案につき法第三十五条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の規定により総会に報告すべき調査の結果があるときは、その結果の概要

四 当該事業年度中に辞任した役員等があるときは、次に掲げる事項

イ 法第三十五条の五第五項又は第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定に基づき、監事又は会計監査人の辞任についての意見があったときは、当該監事又は会計監査人の氏名又は名称及びその意見の内容

ロ 法第三十五条の五第五項又は第三十七条の三第一項において準用する会社法第三百四十五条第二項の規定により監事又は会計監査人を辞任した者が辞任した旨及びその理由を述べるときは、当該監事又は会計監査人の氏名又は名称及びその理由

2 総会参考書類には、第七十五条及び第七十六条に定めるもののほか、組合員の議決権の行使について参考となると認める事項を記載することができる。

3 同一の総会に関して組合員に対して提供する総会参考書類に記載すべき事項のうち、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項がある場合には、これらの事項は、組合員に対して提供する総会参考書類に記載することを要しない。この場合においては、他の書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。

4 同一の総会に関して組合員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、総会参考書類に記載している事項がある場合には、当該事項は、組合員に対して提供することとすることを要しない。

第百六十三条 総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）に係る情報を、当該

総会に係る招集通知を発出する時から当該総会の日から三ヶ月が経過する日までの間、継続して電磁的方法により組合員が提供を受けることができる状態に置く措置（送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用する方法によって行われるものに限る。）をとる場合には、当該事項は、当該事項を記載した総会参考書類を組合員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。

一 議案

二 前条第一項第四号に掲げる事項

三 次項の規定により総会参考書類に記載すべき事項

四 総会参考書類に記載すべき事項（前二号に掲げるものを除く。）につきこの項の措置をとることについて監事が異議を述べている場合における当該事項

2 前項の場合には、組合員に対して提供する総会参考書類に、同項の措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものを記載しなければならない。

（電子提供措置）

第百六十三条の二 法第四十三条の六の二に規定する農林水産省令で定めるものは、第十九条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

（電子提供措置をとる場合における招集の通知の記載事項）

第百六十三条の三 法第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する農林水産省令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにお

いて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

（電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項）

第百六十三条の四 法第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の五第三項に規定する農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 総会参考書類に記載すべき事項（次に掲げるものを除く。）

イ 議案

ロ 総会参考書類に記載すべき事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

二 事業報告に記載され、又は記録された事項（次に掲げるものを除く。）

イ 第二百三十八条第一項第一号から第五号まで及び第二百三十九条第一号から第七号までに掲げる事項

ロ 事業報告に記載され、又は記録された事項（イに掲げるものを除く。）につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

三 計算書類に記載され、又は記録された事項（注記表に係るものに限る。）

四 法第三十六条第二項に規定する附属明細書

2 次の各号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しないときは、理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）は、当該各号に定める事項を組合員（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける組合員に限る。以下この項において同じ。）に対して通知しなければならない。

一 前項第二号に掲げる事項 監事が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（事業報告に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告に記載され、又は記録された事

項の一部である旨を組合員に対して通知すべきことを理事（経営管理委員設置組合にあつては、理事又は経営管理委員。次号において同じ。）に請求したときは、その旨

二 前項第三号及び第四号に掲げる事項 監事又は会計監査人が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を組合員に対して通知すべきことを理事に請求したときは、その旨

（理事等の選任に関する議案）

第百六十四条 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員。以下この条において同じ。）が理事の選任に関する議案を提出する場合に、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 候補者と当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

四 候補者が現に当該組合の理事であるときは、当該組合における地位及び担当

五 候補者と当該組合との間で補償契約を締結しているときは又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の締結の概要

六 候補者を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しているときは又は当該役員賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員賠償責任保険契約の内容の概要

（監事の選任に関する議案）

第百六十五条 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が監事の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 候補者の氏名、生年月日及び略歴

二 当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要

三 就任の承諾を得ていないときは、その旨

四 議案が法第三十五条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百四十三条第二項の規定による請求により提出されたものであるときは、その旨

五 法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十五条第一項の規定による監

事の見解があるときは、その意見の内容の概要

六 候補者と当該組合との間で補償契約を締結してるとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

七 候補者を被保険者とする役員賠償責任保険契約を締結しているとき又は当該役員賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員賠償責任保険契約の内容の概要

2

前項に規定する場合において、候補者が法第三十条第十四項に規定する監事の候補者であるときは、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該候補者が法第三十条第十四項に規定する監事の候補者である旨

二 当該候補者を法第三十条第十四項に規定する監事の候補者とした理由

三 当該候補者が現に当該組合の法第三十条第十四項に規定する監事である場合において、当該候補者が最後に選任された後在任中に当該組合において法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実（重要でないものを除く。）があるときは、その事実並びに当該事実の発生の予防のために当該候補者が行った行為及び当該事実の発生後の対応として行った行為の概要

四 当該候補者が現に当該組合の監事であるときは、当該組合における地位、担当及び監事に就任してからの年数

（会計監査人の選任に関する議案）

第六十五條の二 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が会計監査人の選任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ 候補者が公認会計士である場合 その氏名、事務所のある所在地、生年月日及び略歴

ロ 候補者が監査法人である場合 その名称、主たる事務所の所在地及び沿革

二 就任の承諾を得ていないときは、その旨

三 監事が当該候補者を会計監査人の候補者とした理由

四 法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五條第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

五 候補者と当該組合との間で補償契約（法第三十七条の三第二項において準用する法第三十五条の七第一項に規定する補償契約をいう。以下この号において同じ。）を締結しているとき又は補償契約を締結する予定があるときは、その補償契約の内容の概要

六 候補者を被保険者とする役員賠償責任保険契約（法第三十七条の三第二項において準用する法第三十五条の八第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下この号において同じ。）を締結しているとき又は当該役員賠償責任保険契約を締結する予定があるときは、その役員賠償責任保険契約の内容の概要

七 当該候補者が現に業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

八 当該候補者が過去二年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項のうち、当該組合が総会参考書類に記載することが適切であるものと判断した事項

（理事等の解任又は改選に関する議案）

第六十六條 法第三十四条第七項の規定に基づき経営管理委員が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 理事の氏名

二 解任の理由

2 法第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が理事（経営管理委員）の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）の氏名

二 改選の理由

3 法第三十八条第二項及び第五項の規定に基づき経営管理委員が理事の解任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 理事の氏名

二 解任の理由

（監事の改選に関する議案）

第六十七條 法第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が監事の改選に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の氏名

二 改選の理由

三 法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百四十五條第一項の規定による監事の意見があるときは、その意見の内容の概要

（会計監査人の解任又は不再任に関する議案）

第六十七條の二 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が会計監査人の解任又は不再任に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 会計監査人の氏名又は名称

二 監事が議案の内容を決定した理由

三 法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百四十五條第一項の規定による会計監査人の意見があるときは、その意見の内容の概要

（役員の報酬等に関する議案）

第六十八條 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が役員（監事を除く。）の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第三十五条の四第一項において準用する会社法第三百六十一條第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第三十五条の四第一項において準用する会社法第三百六十一條第一項各号（第三号から第五号までを除く。）に掲げる事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の役員についての定めであるときは、当該定めに係る役員の数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各役員の略歴

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することと役員その他の第三者に一任するものであるときは、総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各組合員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

（監事の報酬等に関する議案）

第六十九條 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が監事の報酬等に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百八十七條第一項に規定する事項の算定の基準

二 議案が既に定められている法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百八十七條第一項に規定する事項を変更するものであるときは、変更の理由

三 議案が二以上の監事についての定めであるときは、当該定めに係る監事の数

四 議案が退職慰労金に関するものであるときは、退職する各監事の略歴

五 法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百八十七條第三項の規定による監事の意見があるときは、その意見の内容の概要

2 前項第四号に規定する場合において、議案が一定の基準に従い退職慰労金の額を決定することと役員その他の第三者に一任するものであるときは、総会参考書類には、当該一定の基準の内容を記載しなければならない。ただし、各組合員が当該基準を知ることができるようにするための適切な措置を講じている場合は、この限りでない。

（責任免除を受けた役員等に対し退職慰労金等を与える議案等）

第六十九條の二 法第三十五条の六第四項（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の決議に基づき役員等の責任を免除した場合において、理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が法第三十五条の六第七項（法第三十七条の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の承認の決議に関する議案を提出するときは、総会参考書類には、責任を免除した役員等に与える第百八十四條各号に規定するものの内容を記載しなければならない。

（決算書類の承認に関する議案）

第七十條 理事（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員）が決算書類の承認に関する議案を提出する場合において、次の各号に掲

げるときは、総会参考書類には、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十八条第一項の規定による会計監査人の意見がある場合、その意見の内容

二 理事会（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）の意見があるとき、その意見の内容の概要

（合併契約等の承認に関する議案）

第七十一条 理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）が合併契約の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 合併を行う理由

二 合併契約の内容の概要

三 当該組合が第二百九条第一項第一号の組合である場合において法第四十三條の五第一項の決定をした日における第二百九条第一項第一号（同号イ、ロ、ハ及びニに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

四 当該組合が第二百九条第一項第二号の組合である場合において法第四十三條の五第一項の決定をした日における第二百九条第一項第二号（同号イ、ロ、ハ及びニに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

五 当該組合が第二百九条第一項第三号の組合である場合において法第四十三條の五第一項の決定をした日における第二百九条第一項第三号（同号イ、ロ、ハ及びニに限る。）に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

二 理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）が法第七十条第一項の規定による権利義務の承継（以下「包括承継」という。）の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 包括承継を行う理由

二 包括承継契約の内容の概要

三 当該組合が包括承継によって消滅する農業協同組合連合会（以下「消滅連合会」という。）である場合にあっては、次に掲げる事項

イ 令第三十五条第一項第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ 包括承継によって消滅連合会の権利義務を承継する組合（以下「承継組合」という。）の定款の定め

ハ 承継組合についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度（各事業年度に係る財産目録又は計算書類につき法第四十四条第一項の決議を経た場合（法第三十七条の二第四項において読み替えて準用する会社法第四百三十九条前段に規定する場合にあっては、法第三十六条第六項の承認を受けた場合）における当該各事業年度のうち最も遅いものをいう。以下同じ。）に係る決算関係書類（法第三十六条第七項に規定する決算関係書類をいう。以下この条及び第二百九条第一項において同じ。）（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。以下この条において同じ。）の内容（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日における貸借対照表の内容）

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第七十条第二項において準用する法第六十五条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日（以下この条において「包括承継契約備置開始日」という。）後包括承継の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合）にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

二 消滅連合会についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度がないときは、消滅連合会の成立の日における貸借対照表

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、消滅連合会の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（包括承継契約備置開始日後包括承継の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合）にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

承継の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

四 当該組合が承継組合である場合にあっては、次に掲げる事項

イ 令第三十五条第一項第五号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあっては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ 消滅連合会（清算組合（法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第四百七十五条の規定により清算する組合をいう。以下同じ。）を除く。）についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあっては、消滅連合会の成立の日における貸借対照表）の内容

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、消滅連合会の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（包括承継契約備置開始日後包括承継の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ハ 消滅連合会（清算組合に限る。）が法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

二 承継組合についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度がないときは、承継組合の成立の日における貸借対照表

(2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、承継組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（包括承継契約備置開始日後包括承継の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合）にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

（新設分割計画の承認に関する議案）

第七十二条 理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）が新設分割計画の承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新設分割を行う理由

二 新設分割計画の内容の概要

三 法第四十三条の五第一項の決定をした日における第二百九条の二第一号及び第二号に掲げる事項があるときは、当該事項の内容の概要

（事業譲渡等に係る承認に関する議案）

第七十三条 理事（経営管理委員設置組合にあっては、経営管理委員会）が事業譲渡又は法第五十条の四第二項に規定する共済契約の移転（以下「事業譲渡等」という。）に係る承認に関する議案を提出する場合には、総会参考書類には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当該事業譲渡等を行う理由

二 当該事業譲渡等に係る契約の内容の概要

三 当該契約に基づき当該組合が受け取る対価又は契約の相手方に交付する対価の算定の相当性に関する事項の概要

（議決権行使書面）

第七十四条 法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定により交付すべき議決権行使書面に記載すべき事項又は同法第三百二条第三項若しくは第四項の規定により電磁的方法により提供すべき議決権行使書面に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあっては、棄権を含む。）を記載する欄

二 第六十条第三号二に掲げる事項についての定めがあるときは、第一号の欄に記載がない議決権行使書面に提出された場合における各議案についての賛成、反対又は棄権のいずれかの意思の表示があったものとする取扱いの内容

三 第六十条第四号ロに掲げる事項

四 議決権の行使の期限

五 議決権を行使すべき組合員の氏名又は名称及び行使することができ得る議決権の数

第六十条第四号イに掲げる事項についての定めがある場合には、法第四十三条の六第二項

の承諾をした組合員の請求があつたときに、当該組合員に対して、法第四十三条の六第五項において読み替えて準用する会社法第三百一条第一項の規定による議決権行使書面の交付（当該交付に代えて行う同条第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をしなければならない。

3 第六十条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、組合は、法第四十三条の六第二項の承諾をした組合員の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該組合員に対して、法第四十三条の六の二において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4 同一の総会に關して組合員に対して提供する招集通知の内容とすべき事項のうち、議決権行使書面に記載している事項がある場合には、当該事項は、招集通知の内容とすることを要しない。

5 同一の総会に關して組合員に対して提供する議決権行使書面に記載すべき事項（第一項第二号から第四号までに掲げる事項に限る。）のうち、招集通知の内容とされている事項がある場合には、当該事項は、議決権行使書面に記載することを要しない。

（組合の定款の変更の認可を要しない事項）

第七十五條 法第四十四条第二項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第四十一条の十二の規定による認可を受けて行う法第十條第六項第八号の二の事業に係る事項

二 法第四十一条の六十六第八項（法第四十一条の六十八第五項において準用する場合を含む。）の規定により定めるべき事項

三 主たる事務所の所在地の名称の変更その他の農林水産大臣の定める軽微な事項

（共済規程の変更の総会の決議を要しない事項）

第七十六條 法第四十四条第五項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理

二 第十一條第一項第一号に掲げる事項に係る技術的事項の設定又は変更

三 第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる事項の設定又は変更

四 責任共済に關する事項の設定又は変更（役員の説明義務）

第七十七條 法第四十六条の二（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該組合員が総会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員が説明を求めた事項について説明をすることにより組合及びその他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

三 組合員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求める場合

四 前三号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をすることができないことにつき正当な事由がある場合（議事録）

第七十八條 法第四十六条の四第一項の規定による総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

2 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ 法第三十五条の五第五項及び第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百四十五條第一項

ロ 法第三十五条の五第五項及び第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百四十五條第二項

ハ 法第三十五条の五第五項において読み替えて準用する会社法第三百八十四條

ニ 法第三十五条の五第五項において準用する会社法第三百八十七條第三項

ホ 法第三十七條の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十八條第一項

ヘ 法第三十七條の三第一項において準用する会社法第三百九十八條第二項

四 総会に出席した理事、経営管理委員、監事又は会計監査人の氏名又は名称

五 総会の議長の名

六 議事録を作成した理事の氏名（出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者）

第七十九條 令第二十六条の農林水産省令で定める債権者は、共済契約に係る債権者及び保護預り契約に係る債権者とする。

（計算書類に關する事項）

第八十條 法第四十九条第二項第二号（法第五十條の二第四項、第五十條の四第四項、第五十條の五第三項及び第七十條の三第五項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、法第四十九條第二項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2 前項の規定は、法第六十五条第四項（法第七十條第二項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第四十九條第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、前項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録又は貸借対照表」と読み替えるものとする。

（純資産の額の算定方法）

第八十一條 法第五十條の三第一項に規定する農林水産省令で定める方法は、最終の貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除する方法とする。

（通則）

第八十二條 法第五十條の六第一項の規定により出資組合が作成すべき会計帳簿に付すべき資産、負債及び純資産の価額その他会計帳簿の作成に關する事項については、この節の定めるところによる。

2 会計帳簿は、書面又は電磁的記録をもって作成しなければならない。

（資産の評価原則）

第八十三條 資産については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会

計帳簿にその取得価額を付さなければならない。

（金銭債権の評価）

第八十四條 受取手形、未収金及び貸付金その他の金銭債権については、取立不能のおそれがあるときは、事業年度の末日（事業年度の末日以外の日において評価すべき場合にあっては、その日。以下この節において同じ。）においてその時に取り立てることができないと見込まれる額を控除しなければならない。

2 金銭債権の取得価額が債権金額と異なる場合において、取得価額と債権金額の差額に相当する額が金利の調整により生じたものと認められるときは、債権金額より高い価額で取得したときは相当の減額を、債権金額より低い価額で取得したときは相当の増額をしなければならない。

（有価証券の評価）

第八十五條 売買目的有価証券については、事業年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

2 その他有価証券のうち時価のあるものについては、事業年度の末日においてその時の時価を付さなければならない。

3 前条第二項の規定は、満期保有目的の債券について準用する。

4 満期保有目的の債券、子会社等の株式及びその他有価証券であつて時価のあるものについては、事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低いときは、その価格がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、時価を付し、当該時価をもって翌事業年度の初日における取得原価としなければならない。

5 市場価格のない株式については、その発行会社の財政状態が著しく悪化したときは相当の減額をし、当該減額後の金額をもって翌事業年度の初日における取得原価としなければならない。

6 前項の規定は、市場価格のない外部出資であつて、株式以外のものについて準用する。

（棚卸資産の評価）

第八十六條 棚卸資産については、事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低いときは、時価を付さなければならない。

（固定資産の評価）

第八十七條 有形固定資産及び無形固定資産（その他これらに類するものを含む。以下この

条において同じ。）については、事業年度の末日において相当の償却をしなければならない。ただし、予測することができない著しい陳腐化又は災害による損傷その他の減損が生じたときは、相当の減額をしなければならない。

2 有形固定資産及び無形固定資産については、前項の場合のほか、減損損失を認識した場合に、相当の減額をしなければならない。

3 有形固定資産の取得価額は、その資産の取得に要した有効かつ適正な支出の額及び当該有形固定資産に係る資産除去債務の額に相当する額（資産除去債務を貸借対照表の負債の部に計上した場合に限る。）によらなければならない。（のれんの評価）

第百八十八条 組合は、吸収合併、新設合併又は事業の譲受けをする場合において、適正な額のれんを資産又は負債として計上することができる。

（繰延資産の評価）

第百八十九条 次に掲げるものは繰延資産として計上することができる。この場合においては、当該各号に定める期間以内に、事業年度の末日において均等額以上の償却をしなければならない。

- 一 創立費 組合成立の後五年以内
- 二 開業費 開業の後五年以内
- 三 開発費 支出の後五年以内

（清算時の資産の評価）

第百九十条 第百八十三条から前条までの規定にかかわらず、清算組合が会計帳簿に計上すべき全ての資産については、その処分価額を付すことが困難な場合を除き法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第四百七十五条第一号又は第二号に掲げる場合に該当することとなった日における処分価額を付さなければならないものとする。

（負債の評価原則）

第百九十一条 負債については、この省令又は法以外の法令に別段の定めがある場合を除き、会計帳簿に債務額を付さなければならない。

2 次に掲げるもののほか、引当金（資産に係る引当金を除く。）については、将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。以下この項において同じ。）の発生に備えて、当該事業年度の負担に属する金額として合理的に見積もった金額を費用又は損失として繰り入れることにより計上した額を付さなければならない。

一 賞与引当金（翌事業年度以降において職員に賞与を支給する場合における事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいう。）

二 退職給付引当金

3 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会については、農水産業協同組合貯金保険法第六十二条第二項に規定する農水産業協同組合に係る相互援助積立金の科目をもって負債として計上することができる。

4 資産除去債務は、有形固定資産の取得、建設、開発又は通常の使用によって発生したときに負債として計上しなければならない。（税効果会計の適用）

第百九十二条 法人税等については、税効果会計を適用しなければならない。

（組織再編行為の際の資産及び負債の評価）

第百九十二条の二 吸収合併存続組合は、吸収合併対象財産の全部の取得原価を吸収合併対価（吸収合併に際して吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合の組合員に交付する財産をいう。）の時価その他当該吸収合併対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、吸収合併対象財産には、当該吸収合併に係る吸収合併消滅組合における当該吸収合併の直前の帳簿価額を付さなければならない。

2 前項の規定は、新設合併の場合について準用する。

3 新設分割設立組合は、新設分割対象財産の全部の取得原価を新設分割対価（新設分割に際して新設分割設立組合が新設分割組合の組合員に交付する財産をいう。）の時価その他当該新設分割対象財産の時価を適切に算定する方法をもって測定することとすべき場合を除き、新設分割対象財産には、当該新設分割に係る新設分割組合における当該新設分割の直前の帳簿価額を付さなければならない。

（資産又は負債の評価に関する特例）

第百九十三条 第百三十四条第一項の出資組合については、第百八十四条第二項（第百八十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百八十五条第二項、第百八十六条、第百八十七条第二項及び第百九十二条の規定は、適用しないことができる。ただし、当該出資組合の棚卸資産の事業年度の末日における時価がその時の取得原価より低い場合であって当該棚卸資産の取得

原価と時価との差額に重要性がある場合又は著しい陳腐化、災害による著しい損傷若しくはこれらに準ずる特別の事実が生じた場合は、第百八十六条の規定については、この限りでない。

2 法第十条第一項第一号の事業を行う農業協同組合連合会（会計監査人設置組合に限る。）については、第百八十四条第二項（第百八十五条第三項において準用する場合を含む。）、第百八十七条第二項及び第百九十二条の規定は、適用しないことができる。ただし、当該農業協同組合連合会の固定資産の事業年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い場合（当該固定資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除く。）は、第百八十七条第二項の規定については、この限りでない。

3 次のいずれにも該当しない出資組合については、第百八十七条第三項及び第百九十一条第四項の規定は、適用しないことができる。

一 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合

二 会計監査人設置組合（非出資組合の会計帳簿）

第百九十四条 第百八十二条から前条までの規定は、非出資組合の会計帳簿について準用する。

第三款 純資産

（設立時の出資金の額）

第百九十五条 出資組合の設立（合併及び新設分割による設立を除く。以下この項及び次項において同じ。）時の出資金の額は、設立時に組合員になろうとする者が設立に際して引き受ける出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額とする。

2 前項の出資金の額から、設立時に組合員になろうとする者が設立に際して履行した出資により出資組合に対し既に払込み又は給付がされた財産の価額を控除した額は、未払込出資金の科目に計上するものとする。

3 新設分割設立組合の設立時における組合員資本の総額は、新設分割対象財産の新設分割組合における新設分割の直前の帳簿価額を基礎として算定する方法（当該新設分割対象財産に時価を付すべき場合にあっては、対価として交付する現金等の時価又は新設分割対象財産の時価を基礎として算定する方法）に従い定まる額（第五項及び第百九十六条の二第四項において「組合員資本の変動額」という。）とする。

4 新設分割設立組合の設立時の出資金の額は、新設分割組合が新設分割計画の定めに従い新設分割組合の組合員に割り当てた出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額とする。

5 新設分割設立組合の設立時の出資金の額は、組合員資本の変動額を超えることができない。（出資金の額）

第百九十六条 出資組合の出資金の増加額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。

一 新たに組合員になろうとする者が組合への加入に際して出資を引き受けた場合 当該引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二 組合員が出資口数を増加させるために出資を引き受けた場合 当該増加する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

2 前項の出資金の増加額から、同項各号に掲げる者が履行した出資により出資組合に対し既に払込み又は給付がされた財産の価額を控除した額は、未払込出資金の科目に計上するものとする。

3 出資組合の出資金の減少額は、次の各号に掲げる場合ごとに、当該各号に定める額とする。

一 出資組合が法第二十一条第一項の規定により脱退する組合員に対して持分の払戻しをする場合 当該脱退する組合員の引受出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

二 法第二十六条第一項の規定により組合員が出資口数を減少させる場合 当該減少する出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額

三 出資組合が法第四十九条第一項に規定する出資一口の金額の減少を決議した場合 出資一口の金額の減少額に総出資口数を乗じて得た額

四 出資組合が法第五十四条第二項の規定により取得した当該組合員の持分を同条第三項の規定により消却する場合 当該消却する持分の出資口数に出資一口の金額を乗じて得た額（合併等に際しての準備金等の積立て）

第百九十六条の二 法第五十一条第四項の規定による合併又は新設分割に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額については、この条の定めるところによる。

2 合併に際して、合併によって消滅した組合から承継した財産の価額が、当該組合から承継した債務の額及び当該組合の組合員に支払った金額並びに合併後存続する組合の増加した出資の

額又は合併によって設立した組合の出資の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

3 前項の超過額のうち、合併によって消滅した組合の利益準備金その他当該組合が合併の直前において留保していた利益の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、その利益準備金の額に相当する金額は、これを合併後存続する組合又は合併によって設立した組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

4 新設分割設立組合は、組合員資本の変動額が、当該新設分割設立組合の設立時の出資金の額を超えるときは、その超過額を資本準備金として積み立てなければならない。

5 前項の超過額のうち、新設分割により変動する新設分割組合の利益準備金及びその他利益剰余金の額に相当する金額は、同項の規定にかかわらず、これを資本準備金に繰り入れないことができる。この場合においては、当該新設分割により変動する新設分割組合の利益準備金の額に相当する金額は、これを新設分割設立組合の利益準備金に繰り入れなければならない。

6 前項の場合の新設分割組合における新設分割に際しての利益準備金及びその他利益剰余金の額の変更に関しては、法第五十一条の規定その他法の規定に従うものとする。

2 組合が処分未済持分の譲渡又は消却をした場合には、その帳簿価額を、処分未済持分の減少額とする。

(合併等の場合の土地再評価差額金の承継)

第九十八条 土地再評価差額金を会計帳簿に計上している組合が合併により消滅した場合に、当該合併に係る合併組合（合併により設立した組合又は合併後存続する組合をいう。以下この条において同じ。）は、当該合併の直前における当該合併により消滅した組合の土地再評価差額金の額に相当する金額を土地再評価差額金として会計帳簿に計上し、又は当該合併組合の土地再評価差額金に組み入れなければならない。

2 新設分割に際して土地再評価差額金を計上している土地が新設分割対象財産に含まれる場合には、新設分割設立組合は、当該新設分割の直前における新設分割組合の土地再評価差額金の額に相当する金額を土地再評価差額金として会計帳簿に計上しなければならない。

第八節 剰余金の配当及び自己資本の基準の計算方法

(純資産の額)

第九十九条 法第五十二条第一項の農林水産省令で定める方法により算定される純資産の額は、貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額とする。

(剰余金の配当における控除額)

第二百条 法第五十二条第一項第五号の農林水産省令で定める額は、次の各号に掲げる額（零以上である場合に限る。）の合計額とする。

一 第八十九条の規定により貸借対照表の資産の部に繰延資産として計上した額から法第五十二条第一項第二号及び第三号に規定する額の合計額を控除した額

二 貸借対照表のその他有価証券評価差額金の項目に計上した額

三 貸借対照表の繰延ヘッジ損益の項目に計上した額

四 貸借対照表の土地再評価差額金の項目に計上した額

(令第二十九條第一項の規定の適用に関し必要な事項)

第二百一条 令第二十九條第一項に規定する自己資本の額は、法第十一條の二第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

2 令第二十九條第一項第一号の固定資産の価額は、第一号に掲げる額から第二号から第四号までに掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 貸借対照表に計上した有形固定資産及び無形固定資産の額の合計額（資産除去債務相当資産を除く。）

二 貸借対照表に計上した設備借入金その他の借入金の額（次に掲げる要件を満たす借入れに対応する額であつて、事業年度の末日後一年以内に返済期限が到来しないものに限り。）

イ 有形固定資産及び無形固定資産の取得又は拡充を目的とするもの
ロ 数回にわたつて定期に返済する契約があるもの

三 貸借対照表に計上したリース債務の額

四 貸借対照表に計上した土地再評価差額金（零以上である場合に限る。）及び再評価に係る繰延税金負債（土地の再評価に関する法律第七條第一項に規定する再評価に係る繰延税金負債をいう。）の合計額

3 令第二十九條第一項第二号の払込済出資金の額は、貸借対照表に計上した外部出資の額から、貸借対照表に計上した次に掲げる額の合計額を減じて得た額とする。

一 その他有価証券評価差額金の額（時価のある外部出資に係るものであつて、その額が零以上である場合に限る。）

二 組合が行うその子会社（次に掲げる全ての要件を満たすものに限り。）に対する外部出資の額

イ 当該子会社の直前の三事業年度のうちに、主たる事業が法第十條第一項第六号の事業又は農業の経営（委託を受けて行うものを含む。）であること。

第九節 業務報告書の行政庁への提出等（業務報告書）

第二百二條 非出資組合は、法第五十四條の二第一項及び第二項の業務報告書については、事業概況書（事業の経過、組織及び各事業の概況を記載したものを用いる。以下同じ。）及び財産目録につき作成し、行政庁に提出しなければならない。

2 出資組合は、法第五十四條の二第一項の業務報告書については、次に掲げる事項につき作成し、行政庁に提出しなければならない。ただし、法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合以外の農業協同組合及び第四項第五号に掲げる連結キャッシュ・フロー計算書を作成する組合にあつては第四号に掲げる事項、第四百十三條第一項各号に掲げる組合にあつては第八号に掲げる事項、法第十條第一項第三号の事業を行う組合以外の組合にあつては第九号に掲げる事項の作成を要しない。

一 事業概況書
二 貸借対照表
三 損益計算書
四 キャッシュ・フロー計算書
五 注記表（第二号から前号までに掲げる書類に注記すべき事項について、一覽できるものとまとめて記載したものを用いる。）

六 附属明細書
七 剰余金処分計算書又は損失金処理計算書
八 部門別損益計算書
九 単体自己資本比率の状況
十 その他参考となるべき事項

3 出資組合であつて次の各号に掲げる組合の法第五十四條の二第一項の業務報告書の記載事項については、前項の規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合 別紙様式第六号（一）

二 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第七号（一）

三 法第十條第一項第四号及び第八号の事業を併せ行う農業協同組合連合会（第五号に掲げるものに該当するものを除く。） 別紙様式第八号（一）

四 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第九号（一）

五 法第十條第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第十号（一）

4 出資組合の法第五十四條の二第二項の業務報告書は、次に掲げる事項につき作成し、行政庁に提出しなければならない。ただし、法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合以外の農業協同組合にあつては第五号に掲げる事項、法第十條第一項第三号の事業を行う組合以外の組合にあつては第七号に掲げる事項の作成を要しない。

一 事業概況書
二 連結貸借対照表
三 連結損益計算書
四 連結剰余金計算書
五 連結キャッシュ・フロー計算書
六 連結注記表（第二号から前号までに掲げる書類に注記すべき事項について、一覽できるものとまとめて記載したものを用いる。）

七 連結自己資本比率の状況
八 その他参考となるべき事項

5 出資組合であつて次の各号に掲げる組合の法第五十四條の二第二項の業務報告書の記載事項については、前項の規定によるほか、当該各号に定める様式の定めるところによる。

一 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合 別紙様式第六号（二）

二 法第十條第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第七号（二）

三	法第十条第一項第四号及び第八号の事業を併せ行う農業協同組合連合会（第五号に掲げるものに該当するものを除く。）別紙様式第八号（二）
四	法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第九号（二）
五	法第十条第一項第十一号の事業を行う農業協同組合連合会 別紙様式第十号（二）
六	第一項、第二項及び第四項の業務報告書の提出は、決算に係る総会終了後二週間以内に行わなければならない。
七	組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に第一項、第二項又は第四項の業務報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。
八	組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。
九	行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合が第七項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。
	（特殊の関係のある会社）
第二百三条	法第五十四条の二第二項の農林水産省令で定める特殊の関係のある会社は、次に掲げる会社とする。 一 当該組合の子法人等であるもの 二 当該組合の関連法人等であるもの （業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）
第二百四条	法第五十四条の三第一項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に関する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合 次に掲げる事項 イ 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項 （1）業務の運営の組織 （2）理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名 （3）会計監査人設置組合にあつては、会計監査人の氏名又は名称 （4）事務所の名称及び所在地
(5)	当該組合を所屬組合とする特定信用事業代理業者に関する次に掲げる事項 (i) 当該特定信用事業代理業者の商号、名称又は氏名及び所在地 (ii) 当該特定信用事業代理業者が当該組合のために特定信用事業代理業を営む営業所又は事務所の所在地 組合の主要な業務の内容（信託業務を行う場合においては、信託業務の内容を含む。） ハ 組合の主要な業務に関する次に掲げる事項 (1) 直近の事業年度における事業の概況 (2) 直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項（xiii）から（xvii）までに掲げる事項については、信託業務を行う場合に限る。） (i) 經常収益（農業協同組合にあつては、第四百三十三条第二項第一号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計） (ii) 經常利益又は經常損失 (iii) 当期剰余金又は当期損失金 (iv) 出資金及び出資口数 (v) 純資産額 (vi) 総資産額 (vii) 貯金等残高 (viii) 貸出金残高 (ix) 有価証券残高 (x) 単体自己資本比率 (xi) 法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額 (xii) 職員数 (xiii) 信託報酬 (xiv) 信託勘定貸出金残高 (xv) 信託勘定有価証券残高（（xvi）に掲げる事項を除く。） (xvi) 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等（金融商品取引業等に関する内
	閣府令第一条第四項第十七号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等を含む。）残高 (iii) 信託財産額 (3) 直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第四の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項 ニ 組合の業務の運営に関する次に掲げる事項 (1) リスク管理の体制 (2) 法令遵守の体制 (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 (4) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項 (i) 指定信用事業等紛争解決機関（法第九十二条の八第一項に規定する指定信用事業等紛争解決機関をいう。以下この（4）において同じ。）が存在する場合 当該組合が法第十一条の七第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定信用事業等紛争解決機関の商号又は名称 (ii) 指定信用事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合の法第十一条の七第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 ホ 組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項 (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 (2) 組合の有する債権（別紙様式第一号の二（一）又は第二号（一）中の貸借対照表の社債（当該社債を有する組合がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。次条第一号ハ（二）において同じ。）、貸出金、外国為替、その他の信用事業資産（連合会にあつては、その他資産）中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。次条第一号ハ（二）において同じ。）をいう。（3）において同じ。）のうち次に掲げるものの額及び（i）から（iv）までに掲げるものの合計額 (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。（3）及び次条第一号ハ（2）（i）において同じ。） (ii) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（i）に掲げるものを除く。）をいう。（3）及び次条第一号ハ（2）（ii）において同じ。） (iii) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（i）及び（ii）に掲げるものを除く。）をいう。（3）及び次条第一号ハ（2）（iii）において同じ。） (iv) 貸出条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（i）から（iii）までに掲げるものを除く。）をいう。（3）及び次条第一号ハ（2）（iv）において同じ。） (v) 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（i）から（iv）までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。（3）及び次条第一号ハ（2）（v）において同じ。） (3) 元本補填契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された信託を含む。）

- (4) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項
- (5) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
 - (i) 有価証券
 - (ii) 金銭の信託
 - (iii) デリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。次号へ（5）（i i i）において同じ。）
 - (iv) 金融等デリバティブ取引
 - (v) 有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第十条第六項第十五号に規定する有価証券関連店頭デリバティブ取引をいう。）
- (6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額
- (7) 貸出金償却の額
- (8) 会計監査人設置組合にあつては、法第三十七条の二第三項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

へ
事業年度の末日において、継続組合の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他当該組合の経営に重要な影響を及ぼす事象（以下この項及び次条において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するため対応策の具体的内容

二
（前号に掲げる組合を除く。） 次に掲げる事項

イ 組合の概況及び組織に関する次に掲げる事項

- (1) 業務の運営の組織
- (2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名

(3)	会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称
(4)	事務所の名称及び所在地
ロ	組合の主要な業務の内容
ハ	組合の主要な業務に関する次に掲げる事項
(1)	直近の事業年度における事業の概況
(2)	直近の五事業年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項
(i)	経常収益
(ii)	経常利益又は経常損失
(iii)	当期剰余金又は当期損失金
(iv)	出資金及び出資口数
(v)	純資産額
(vi)	総資産額及び特別勘定として経理された資産
(vii)	責任準備金残高
(viii)	貸付金残高
(ix)	有価証券残高
(x)	共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率
(xi)	法第五十二条第二項の区分ごとの剰余金の配当の金額
(xii)	職員数
(xiii)	保有契約高
(3)	直近の二事業年度における事業の状況を示す指標として別表第五の上欄に掲げる項目の別に応じ同表の下欄に定める記載事項
ニ	責任準備金の残高として別表第六の上欄に掲げる契約年度の別に応じ同表中欄及び下欄に掲げる責任準備金残高及び予定利率
ホ	組合の業務の運営に関する次に掲げる事項
(1)	リスク管理の体制
(2)	法令遵守の体制
(3)	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項
(i)	指定共済事業等紛争解決機関が存在する場合 当該組合が法第十一条の三

十第一項第一号に定める手続実施基本契約を締結する措置を講ずる当該手続実施基本契約の相手方である指定共済事業等紛争解決機関の商号又は名称

(ii) 指定共済事業等紛争解決機関が存在しない場合 当該組合の法第十一条の三十第一項第二号に定める苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

組合の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書

(2) 組合の有する債権（別紙様式第四号（一）中の貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるものと並びに欄外に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合その有価証券（使用貸借又は貸貸借契約によるものに限る。次条第二号ハにおいて同じ。）をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（i）から（iv）までに掲げるものの合計額

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権（破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。次条第二号ハ（2）（i）において同じ。）。

(ii) 危険債権（債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（i）に掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ（2）（i）において同じ。）。

(iii) 三月以上延滞債権（元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金（i）及び（i i）に掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ（2）（i i）において同じ。）。

(iv) 貸付条件緩和債権（債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、

金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金（（イ）から（iii）までに掲げるものを除く。）をいう。次条第二号ハ（二）（iv）において同じ。）

（2）（iv）において同じ。）

（v） 正常債権（債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、（イ）から（iv）までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。次条第二号ハ（二）（v）において同じ。）

（3） 共済金等の支払能力の充実の状況（法第十一条の十八各号に掲げる額に係る細目として別表第七に掲げる額を含む。）

（4） 次に掲げるものに關する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

（イ） 有価証券

（ii） 金銭の信託

（iii） デリバティブ取引

（iv） 金融等デリバティブ取引

（v） 有価証券関連デリバティブ取引

（5） 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

（6） 貸付金償却の額

（7） 会計監査人設置組合にあつては、法第三十七条の二第三項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨

ト 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合には、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容

2 法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

一 信用事業及び共済事業以外の事業の用に供される事務所

二 一時的に設置する事務所

三 無人の事務所

第二百五条 法第五十四条の三第二項の農林水産省令で定める業務及び財産の状況に關する事項は、次の各号に掲げる組合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 法第十条第一項第三号の事業を行う組合 次に掲げる事項 イ 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項 (1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 (2) 組合の子会社等に関する次に掲げる事項		(i) 名称 (ii) 主たる営業所又は事務所の所在地 (iii) 資本金又は出資金 (iv) 事業の内容 (v) 設立年月日 (vi) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (vii) 組合の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ロ 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの (1) 直近の事業年度における事業の概況 (2) 直近の五連結会計年度（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (i) 経常収益（農業協同組合にあっては、第四百四十三条第二項第一号に定める事業の区分ごとの事業収益及びその合計） (ii) 経常利益又は経常損失 (iii) 当期利益又は当期損失 (iv) 純資産額 (v) 総資産額 (vi) 連結自己資本比率 ハ 組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの
--	--	---

二 (前号に掲げる組合を除く。) 次に掲げる事項 イ 項 組合及びその子会社等の概況に関する次に掲げる事項 (1) 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 (2) 組合の子会社等に関する次に掲げる事項		(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。） (2) 組合及びその子会社等の有する債権（別紙様式第六号（二）又は別紙様式第七号（二）中の連結貸借対照表の有価証券中の社債、貸出金、外国為替、その他信用事業資産（連合会にあってはその他資産）中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（i）から（iv）までに掲げるものの合計額 (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ii) 危険債権 (iii) 三月以上延滞債権 (iv) 貸出条件緩和債権 (v) 正常債権 (3) 自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項 (4) 当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益（農業協同組合にあっては、事業収益）の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。） ニ 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合に於いて、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（前号に掲げる組合を除く。）
--	--	---

ハ (1) 組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの (2) 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 ロ 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの (1) 直近の事業年度における事業の概況 (2) 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (i) 経常収益 (ii) 経常利益又は経常損失 (iii) 当期利益又は当期損失 (iv) 純資産額 (v) 総資産額 ハ 組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。） (2) 組合及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号（二）中の連結貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（i）から（iv）までに掲げるものの合計額 (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ii) 危険債権		(i) 名称 (ii) 主たる営業所又は事務所の所在地 (iii) 資本金又は出資金 (iv) 事業の内容 (v) 設立年月日 (vi) 組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 (vii) 組合の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 ロ 組合及びその子会社等の主要な業務に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの (1) 直近の事業年度における事業の概況 (2) 直近の五連結会計年度における主要な業務の状況を示す指標として次に掲げる事項 (i) 経常収益 (ii) 経常利益又は経常損失 (iii) 当期利益又は当期損失 (iv) 純資産額 (v) 総資産額 ハ 組合及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項を当該組合及び当該子会社等につき連結したもの (1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書（これらに類する書面を含む。） (2) 組合及びその子会社等の有する債権（別紙様式第九号（二）中の連結貸借対照表の貸付金、その他資産中の未収利息及び仮払金の各勘定に計上されるもの並びに有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券をいう。）のうち次に掲げるものの額及び（i）から（iv）までに掲げるものの合計額 (i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (ii) 危険債権
---	--	---

第三百七条 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、半期ごとに、法第五十四条の三第六項の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となる		(i) 三月以上延滞債権 (ii) 貸付条件緩和債権 (iii) 正常債権 (iv) 正常債権 (v) 正常債権 (3) 組合の子会社等である保険会社の保険金等の支払能力の充実の状況（保険業法第三百三十条各号に掲げる額を含む。） (4) 当該組合及びその子法人等が二以上の異なる種類の事業を営んでいる場合の事業の種類ごとの区分に従い、当該区分に属する経常収益（農業協同組合にあっては、事業収益）の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額（以下この号において「経常収益等」という。）として算出したもの（各経常収益等の総額に占める割合が少ない場合を除く。） ニ 事業年度の末日において、重要事象等が存在する場合に於いて、その旨及びその内容、当該重要事象等についての分析及び検討内容並びに当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策の具体的内容 第二百六条 組合は、法第五十四条の三第一項又は第二項の規定により作成した書類（以下「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該組合の事業年度経過後四月以内（法第十条第一項第十号の事業を行う組合（第十條第一項第三号の事業を行う組合を除く。）にあっては、五月以内）に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しななければならない。 組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。 組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。 行政庁は、前項の規定による承認の申請があったときは、当該申請をした組合が第一項の規定による縦覧の開始を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。 第二百七条 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合は、半期ごとに、法第五十四条の三第六項の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となる
---	--	---

るべき事項のうち特に重要なもの（農林水産大臣（信用事業に関する事項については、農林水産大臣及び金融庁長官）が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

2 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、事業年度ごとに、法第五十四条の三第六項の利用者が当該組合及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項（信用事業に関する事項に限る。）のうち重要なもの（前項に規定する事項を除き、農林水産大臣が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第十節 解散、合併、新設分割及び清算（組合の解散の届出）

第二百八条 組合は、法第六十四条第四項の規定による届出をしようとするときは、届出書に解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（事業を廃止していない旨の届出）

第二百八条の二 法第六十四条の二第一項の届出（以下この条において単に「届出」という。）は、書面で行わなければならない。

2 前項の書面には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 当該組合の名称及び主たる事務所並びに代表理事の氏名及び住所
- 二 代理人によって届出をするときは、その氏名及び住所
- 三 まだ事業を廃止していない旨
- 四 届出の年月日

3 代理人によって届出をするには、第一項の書面にその権限を証する書面を添付しなければならない。

（組合の継続の届出）

第二百八条の三 組合は、法第六十四条の三第三項の規定による届出をしようとするときは、届出書に組合の継続を決議した総会の議事録及び継続の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（合併組合の事前開示事項）

第二百九条 法第六十五条の三第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 組合が吸収合併消滅組合である場合
- イ 令第三十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項についての定め（当該定め

がない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

ロ 吸収合併存続組合の定款の定め

ハ 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度に係る決算関係書類（法第三十六条第二項に規定する附属明細書を除く。以下この条において同じ。）（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容
- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十五条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日（以下この条において「合併契約備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ニ 吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度がないときは、吸収合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表
- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ホ 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

ヘ 合併契約備置開始日後、イからホまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

二 組合が新設合併消滅組合である場合

イ 令第三十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項についての定め（当該相当性に関する事項

- ロ 他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
- (1) 最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容
- (2) 他の新設合併消滅組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときはその内容（合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ハ 他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 非出資組合 法第七十二条第一項の規定により作成した財産目録
- (2) 出資組合 法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ 当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度がないときは、当該新設合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表
- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に

に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ホ 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立組合の債務（他の新設合併消滅組合から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

ヘ 合併契約備置開始日後、イからホまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

三 組合が吸収合併存続組合である場合

イ 令第三十五条第一項第三号から第五号までに掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

- ロ 吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項
- (1) 最終事業年度に係る決算関係書類（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）の内容
- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ハ 吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）につき次に掲げる組合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項

- (1) 非出資組合 法第七十二条第一項の規定により作成した財産目録
- (2) 出資組合 法第七十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

ニ 当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項

- (1) 最終事業年度がないときは、吸収合併存続組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表
- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合

の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（合併契約備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

ホ 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十五条第四項において準用する法第四十九条第一項の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（合併契約備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、イからホまでに掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

2

前項第一号及び第三号の規定は、法第七十条第二項において準用する法第六十五条の第三号の農林水産省令で定める事項について準用する。この場合において、前項第一号イ及び第三号イ中「第三十五条第一項第三号から第五号まで」とあるのは、「第三十五条第一項第五号」と読み替えるものとする。

（新設分割組合の事前開示事項）

第二百九条の二 法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の第三項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 法第七十条の三第二項第四号から第六号までに掲げる事項についての定め、の相当性に関する事項

二 新設分割組合についての次に掲げる事項
イ 最終事業年度がないときは、新設分割組合の成立の日における貸借対照表

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の三第一項の規定により同項の書面又は電磁的記録を主たる事務所に備え置いた日（第四号において「新設分割計画備置開始日」という。）後新設分割の効力が生ずる日までの間に新たな

最終事業年度が存することとなる場合にあっては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 新設分割が効力を生ずる日以後における新設分割組合及び新設分割設立組合の債務の履行の見込みに関する事項
四 新設分割計画備置開始日後新設分割が効力を生ずる日までの間に、前三号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（合併組合が生じたとき）

第二百十条 法第六十八条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一 組合が吸収合併存続組合である場合
イ 合併が効力を生じた日
ロ 吸収合併消滅組合又は吸収合併存続組合における法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続の経過

ハ 吸収合併消滅組合又は吸収合併存続組合における法第六十五条の四第一項及び第二項の規定による請求に係る手続の経過
ニ 吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項
ホ 法第六十五条の三第一項の規定により合併によつて消滅する組合が備え置いた書面又は電磁的記録に記載され、又は記録された事項（法第六十五条第一項の合併契約の内容を除く。）

ヘ イからニまでに掲げるもののほか、合併に関する重要な事項
組合が新設合併設立組合である場合
イ 合併が効力を生じた日
ロ 新設合併消滅組合又は新設合併設立組合における法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続の経過

ハ 新設合併消滅組合における法第六十五条の四第一項の規定による請求に係る手続の経過
ニ 新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項
ホ イからハまでに掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

前項第一号の規定は、法第七十条第二項において準用する法第六十八条の二第一項の農林水産省令で定める事項について準用する。

（新設分割組合及び新設分割設立組合の事後開示事項）

第二百十条の二 法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十八条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 新設分割が効力を生じた日
二 新設分割組合における法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第四十九条並びに第五十条第一項及び第二項の規定による手続の経過

三 新設分割組合における法第七十条の三第五項において読み替えて準用する法第六十五条の四第二項の規定による請求に係る手続の経過
四 新設分割設立組合が新設分割組合から承継した重要な権利義務に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、新設分割に関する重要な事項
（新設分割計画の記載事項）

第二百十条の三 法第七十条の三第二項第七号の農林水産省令で定める事項は、新設分割を行う時期とする。

（決算報告）

第二百十一条 法第七十二条の二第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な科目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額
二 債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額
三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 出資一口あたりの分配額

前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日
二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額（監事調査の対象）

第二百十二条 法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第三百八十四条の農林水産省令で定めるものは、電磁的記録その他の資料とする。

（清算人の責任追及等の訴えの提起の請求方法）

第二百十三条 法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 被告となるべき者
二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実
（訴えを提起しない理由の通知方法）

第二百十四条 法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第四項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

一 組合が行った調査の内容（次号の判断の基礎とした資料を含む。）及び結果
二 法第七十二条の三において読み替えて準用する会社法第八百四十七条第一項の役員の責任を追及する訴えについての前条第一号に掲げる者の責任又は義務の有無についての判断及びその理由

三 前号の者に責任又は義務があると判断した場合において、同号の訴えを提起しないときは、その理由
第五章 農事組合法人

（農事組合法人の事業）

第二百十五条 法第七十二条の十第一項第二号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
二 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
三 農業生産に必要な資材の製造
四 農作業の受託

五 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第一項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供

六 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給

（農事組合法人の事業の円滑化に寄与すると認められる契約）

第二百十六条 令第四十条第二号の農林水産省令で定める契約は、次に掲げる契約とする。

一 実用新案権についての専用実施権の設定又は通常実施権の許諾に係る契約

二 育成者権についての専用利用権の設定又は通常利用権の許諾に係る契約

（農事組合法人の決算書類）

第二百十七條 法第七十二条の二十五第一項の規定により事業年度ごとに農事組合法人が作成すべき事業報告は、当該農事組合法人の状況を正確に把握することができるよう、明瞭に記載し、又は記録しなければならぬ。

2 法第七十二条の二十五第一項の規定により事業年度ごとに農事組合法人（同項に規定する出資農事組合法人をいう。以下同じ。）が作成すべき貸借対照表は、当該出資農事組合法人の財産状態を明らかにするため、各事業年度の末日における全ての資産、負債及び純資産を記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に對し、これらを正しく表示するものでなければならない。

3 法第七十二条の二十五第一項の規定により事業年度ごとに農事組合法人が作成すべき損益計算書は、当該出資農事組合法人の損益状況を明らかにするため、各事業年度における全ての収益とこれに対応する全ての費用とを記載し、又は記録し、組合員その他の利害関係人に對し、これらを正しく表示するものでなければならない。

（農事組合法人の会計の原則）

第二百十七條の二 農事組合法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとす。

（農事組合法人の解散の届出）

第二百十七條の三 農事組合法人は、法第七十二条の三十四第二項の規定による届出（法第七十二条第四項において準用する法第六十四条第一項第三号の事由により解散した場合を除く。）をしようとするときは、届出書に、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条第一項第二号の事由により解散した場合にあっては解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を、その他の場合にあっては解散の登記に係る登記事項証明書を添付して行政庁に提出しなければならない。

（農事組合法人の管理についての準用）

第二百十七條の四 第百七十八條（第二項第三号に係る部分を除く。）の規定は、法第七十三条第二項において準用する法第四十六条の四第三項の規定による農事組合法人の総会の議事録について準用する。

2 第百八十条第一項の規定は、法第七十三条第二項において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号（法第七十三条第二項において読み替えて準用する法第五十四条の五第三項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。

3 第百九十六条の二第一項から第三項までの規定は、法第七十三条第二項において準用する法第五十一条第四項の規定による農事組合法人の合併に際して利益準備金又は資本準備金として計上すべき額について準用する。

（農事組合法人の解散及び合併についての準用）

第二百十七條の五 第百八十条第一項の規定は、法第七十三条第四項において読み替えて準用する法第六十五条第四項において読み替えて準用する法第四十九条第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、第百八十条第一項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録又は貸借対照表」と読み替えるものとする。

2 第百八十条の二の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の二第一項の届出について準用する。

3 第百八十条の三の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十四条の三第三項の規定による届出について準用する。

4 第百九条第一項及び第百十条第一項の規定は、法第七十三条第四項において準用する法第六十五条の三第一項及び第六十八条の二第一項に規定する農林水産省令で定める事項について準用する。この場合において、第百九条第一項中「決算関係書類」とあるのは、「法第七十二条の二十五第一項の規定により作成すべきもの」と読み替えるものとする。

（決算報告）

第二百十八條 法第七十三条第四項において読み替えて準用する会社法第五百七条第一項の規定により作成すべき決算報告は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。この場合において、第一号及び第二号に掲げる事項については、適切な科目に細分することができる。

一 債権の取立て、資産の処分その他の行為によつて得た収入の額

二 債務の弁済、清算に係る費用の支払いその他の行為による費用の額

三 残余財産の額（支払税額がある場合には、その税額及び当該税額を控除した後の財産の額）

四 出資一口当たりの分配額

2 前項第四号に掲げる事項については、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一 残余財産の分配を完了した日

二 残余財産の全部又は一部が金銭以外の財産である場合には、当該財産の種類及び価額

第六章 組織変更

（組織変更計画の記載事項）

第二百十九條 法第七十三条の三第四項第十一号の農林水産省令で定める事項は、株式の譲渡の制限に関する方法とする。

（計算書類に関する事項）

第二百二十條 法第七十三条の三第六項において読み替えて準用する法第四十九条第二号に規定する農林水産省令で定めるものは、同項の規定による公告の日又は同項の規定による催告の日のいずれか早い日における最終事業年度に係る貸借対照表を主たる事務所に備え置いている旨（最終事業年度がない場合にあっては、その旨）とする。

2 前項の規定は、法第八十条において読み替えて準用する法第四十九条第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、前項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録」と読み替えるものとする。

（一に満たない端数処理する場合における市場価格）

第二百二十一條 法第七十三条の五第三項において読み替えて準用する会社法第二百三十四条第二項の農林水産省令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額をもつて同項に規定する株式の価格とする方法とする。

一 当該株式を市場において行う取引によつて売却する場合 当該取引によつて売却する価格

二 前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる額のうちいずれか高い額

イ 会社法第二百三十四条第二項の規定により売却する日（以下この条において「売却

日」という。）における当該株式を取引する市場における最終の価格（当該売却日に売買取引がない場合又は当該売却日が当該市場の休業日に当たった場合にあっては、その後最初になされた売買取引の成立価格）

ロ 売却日において当該株式が公開買付け等の対象であるときは、当該売却日における当該公開買付け等に係る契約における当該株式の価格

（組織変更の際に際しての計算に關し必要な事項）

第二百二十二條 法第七十三条の六の規定による組織変更の際に際しての計算に關し必要な事項については、この条の定めるところによる。

2 出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をする場合には、当該組織変更をすることを理由にその有する資産及び負債の帳簿価額を変更することはできない。

3 出資組合又は出資農事組合法人が組織変更をする場合には、組織変更後株式会社次の各号に掲げる額は、当該各号に定める額とする。

一 資本金の額 イに掲げる額からロから二までに掲げる額の合計額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の出資金の額

ロ 法第七十三条の四第一項の規定による持分の払戻しを請求した出資組合の組合員若しくは会員又は出資農事組合法人の組合員（第五号において「脱退組合員」という。）の払込済み出資の額

ハ 組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の未払込出資金の額

ニ 出資組合にあっては、組織変更をする出資組合が有する処分未済持分の帳簿価額

資本準備金の額 次に掲げる額の合計額

イ 組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の資本準備金の額

ロ 組織変更の直前の出資組合の再評価積立金の額

三 その他資本剰余金の額 零

四 利益準備金の額 組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人の利益準備金の額

五 その他利益剰余金の額 イに掲げる額からロ及びハに掲げる額を減じて得た額

イ 組織変更の直前の出資組合又は出資農事組合法人のその他利益剰余金の額

ロ 組織変更をする出資組合の組合員若しくは会員又は出資農事組合法人の組合員に対して支払う金銭の額
ハ 脱退組合員に対して払い戻す持分の額から脱退組合員の払込済み出資の額を減じて得た額

(組織変更の届出)

第二百二十三条 出資組合又は出資農事組合法人は、法第七十三条の十（法第八十条において準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとするときは、届出書に組織変更計画、組織変更計画を承認した総会の議事録及び組織変更の登記に係る登記事項証明書添付して行政庁に提出しなければならない。

第七章 指定紛争解決機関

（心身の故障のため紛争解決等業務に係る職務を適正に執行することができない者）

第二百二十三条の二 法第九十二条の六第一項第四号イの農林水産省令で定める者は、精神の機能の障害のため紛争解決等業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(割合の算定)

第二百二十三条の二 法第九十二条の六第一項第八号の割合の算定は、同項の申請をしようとする者に対して業務規程（同項第七号に規定する業務規程をいう。以下同じ。）の内容についての異議の有無並びに異議がある場合にはその内容及び理由を記載した書面（次条において「意見書」という。）を提出して手続実施基本契約の解除に関する事項その他の手続実施基本契約の内容（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項各号に掲げる事項を除く。）その他の業務規程の内容（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第三項の規定によりその内容とするものでなければならないこととされる事項並びに同条第四項各号及び第五項第一号に掲げる基準に適合するために必要な事項を除く。）について異議（合理的な理由が付されたものに限る。）を述べた法第十條第一項第十号の事業を行う組合の数を当該申請をしようとする者が次条第一項第二号に規定する業務規程等を交付し、又は送付した日（二以上の日にわたつて交付し、又は送付した場合には、最も遅い日。第二百二十三条の四において同じ。）に農林水産大臣により公表されている法第十條第一

項第十号の事業を行う組合（次条及び第二百二十三条の五第二項において「全ての組合」という。）の数で除して行うものとする。

(組合に対する意見聴取等)

第二百二十三条の三 法第九十二条の六第一項の申請をしようとする者は、同条第二項の規定により、法第十條第一項第十号の事業を行う組合に対し、業務規程の内容を説明し、これについて異議がないかどうかの意見（異議がある場合には、その理由を含む。）を聴取する場合に、次に定めるところにより、説明会を開催してしなければならない。

一 説明会を開催する日時及び場所は、全ての組合の参集の便を考慮して定めること。

二 当該申請をしようとする者は、全ての組合に対し、説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合に、その最初の説明会の開催日の二週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面及び業務規程（第四項、次条及び第二百二十三条の五第二項において「業務規程等」という。）を交付し、又は送付すること。

イ 当該申請をしようとする者の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の連絡先
ロ 説明会の開催年月日時及び場所
ハ 法第十條第一項第十号の事業を行う組合は当該申請をしようとする者に対し説明会の開催日（二以上の説明会を開催する場合に、その最後の説明会の開催日）から一定の期間内に意見書を提出しなければならない旨
三 前号ハの一定の期間が、二週間を下らないものであること。

法第九十二条の六第二項の結果を記載した書類には、次に掲げる事項の全てを記載しなければならない。

一 全ての説明会の開催年月日時及び場所
二 全ての組合の説明会への出席の有無
三 全ての組合の意見書の提出の有無
四 提出を受けた意見書における異議の記載の有無
五 提出を受けた意見書に法第九十二条の六第一項第八号に規定する異議に該当しない異議の記載がある場合には、その旨及び同号に規定する異議に該当しないと判断した理由

前項の書類には、第一項第二号ハの組合から提出を受けた全ての意見書を添付するものとする。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法をもって行うことができる。

(指定申請書の提出)

第二百二十三条の四 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

(指定申請書の添付書類)

第二百二十三条の五 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第五号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 法第九十二条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二百二十三条の十二第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）
二 法第九十二条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類
三 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一 第二百二十三条の三第一項第二号の規定により全ての組合に対して交付し、又は送付した業務規程等
二 全ての組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類
三 法第十條第一項第十号の事業を行う組合に対して業務規程等を送付した場合に、当該組合に対する業務規程等の到達の有無及び到達に係る事実として、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項を証する書類
イ 到達した場合 到達した年月日
ロ 到達しなかった場合 通常の送付方法によつて到達しなかった原因

法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 申請者の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいう。次号及び第二百二十三条の十五第二項において同じ。）の百分の五以上の議決権を保有している者の氏名又は商号若しくは名称、住所又は主たる営業所若しくは事務所の所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 申請者の親法人（申請者の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）及び子法人（申請者が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び事業の内容を記載した書面

三 役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この項、第二百二十三条の九及び第二百二十三条の十において同じ。）の住民票の抄本（役員が法人であるときは、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書面

四 役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面
五 役員が法第九十二条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号ロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六 役員の履歴書（役員が法人である場合には、当該役員の沿革を記載した書面）
七 紛争解決委員（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。第二百二十三条の十三第二項第三号において同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第九十二条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この項及び第二百二十三条の十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置

の状況を記載した書面
八 役員等が、暴力団員等（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条

の九に規定する暴力団員等をいう。第二百二十三条の十五第一項第二号において同じ。）でないことを当該役員等が誓約する書面（九その他参考となるべき事項を記載した書類（共済事業に関連する事業）

第二百二十三条の六 法第九十二条の六第五項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一 国民年金法（昭和三十四年法律第四百四十一号）第二百二十八条第六項の規定により法第十條第一項第十号の事業を行う組合が行うことができない同法第二百二十七条第一項の申出の受理に関する業務に係る事業

二 確定拠出年金法第六十一条第二項の規定により前号の組合が行うことができる同条第一項第一号、第二号及び第五号（同条第二項の厚生労働省令で定める事務に限る。）に掲げる事務に係る事業

三 確定拠出年金法第八十八条第二項の規定により第一号の組合が行うことができる同法第二條第七項に規定する確定拠出年金運営管理業に係る事業

四 その他共済事業に関連する事業として農林水産大臣が定めるもの（業務規程で定めるべき事項）

第二百二十三条の七 法第九十二条の七第八号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決等業務を行う時間及び休日に関する事項

二 営業所又は事務所の名称及び所在地並びにその営業所又は事務所が紛争解決等業務を行う区域に関する事項

三 紛争解決等業務を行う職員の監督体制に関する事項

四 苦情処理手続（法第九十二条の六第五項第一号に規定する苦情処理手続であつて、共済事業等に係るものをいう。第二百二十三条の十一において同じ。）又は紛争解決手続（法第九十二条の六第三項に規定する紛争解決手続であつて、共済事業等に係るものをいう。以下同じ。）の業務を委託する場合には、その委託に関する事項

五 その他紛争解決等業務に関し必要な事項（手続実施基本契約の内容）

第二百二十三条の八 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項

第十一号の農林水産省令で定める事項は、指定共済事業等紛争解決機関は、当事者である加入組合（法第九十二条の七第四号に規定する加入組合をいう。以下同じ。）の利用者（利用者以外の共済契約者等を含む。第二百二十三条の十一第一項、第二百二十三条の十二第三項第三号及び第二百二十三条の十三第一項において同じ。）の申出があるときは、紛争解決手続における和解で定められた義務の履行状況を調査し、当該加入組合に対して、その義務の履行を勧告することができることとする。

（実質的支配者等）

第二百二十三条の九 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項

第三号の指定共済事業等紛争解決機関の株式の所有、指定共済事業等紛争解決機関に対する融資その他の事由を通じて指定共済事業等紛争解決機関の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にあるものとして農林水産省令で定める者は、次に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定共済事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配すること及びその事業に重要な影響を与えることができる、ないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 特定の者が自己の計算において所有している議決権と当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使することにより当該特定の者の意思と同一の内容の議決権を行使する者

二 指定共済事業等紛争解決機関の役員又は役員であつた者

三 指定共済事業等紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。次条第四号において同じ。）とする者

五 指定共済事業等紛争解決機関の役員の三分の一以上が役員若しくは使用人である者又は役員若しくは使用人であつた者

六 指定共済事業等紛争解決機関との間で指定共済事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配する契約を締結している者

七 指定共済事業等紛争解決機関の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この号及び次条第七号において同じ。）の総額の三分の一以上について特定の者が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この号及び同条第七号において同じ。）を行っている場合（当該特定の者と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定共済事業等紛争解決機関の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する者

九 特定の者が前各号に掲げる者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する前各号に掲げる者の指定共済事業等紛争解決機関に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

十 第一号から第八号までに掲げる者が特定の者に対して、次条第一号又は第五号から第八号までに規定する指定共済事業等紛争解決機関の同条第一号又は第五号から第八号までに掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（子会社等）

第二百二十三条の十 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第四項

第三号の指定共済事業等紛争解決機関が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配する関係にあるものとして農林水産省令で定める者は、次の各号に掲げる者であつて、事業上の関係に照らして指定共済事業等紛争解決機関が当該各号に掲げる者の事業の方針の決定を支配することができないことが明らかでない」と認められる者とする。

一 指定共済事業等紛争解決機関が自己の計算において所有している議決権と指定共済事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより指定共済事業等紛争解決機関の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び指定共済事業等紛争解決機関の意思と同一の

内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人又は法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下この条において「法人等」という。）の議決権の三分の一以上を占めている場合（指定共済事業等紛争解決機関が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該他の法人等

二 指定共済事業等紛争解決機関の役員若しくは指定共済事業等紛争解決機関の使用人又はこれらであつた者

三 指定共済事業等紛争解決機関の役員の三親等以内の親族

四 前二号に掲げる者を代表者とする者

五 第二号に掲げる者が他の法人等の役員である者の三分の一以上を占めている場合における当該他の法人等

六 指定共済事業等紛争解決機関が特定の者と間に当該特定の者の事業の方針の決定を支配する契約を締結している場合における当該特定の者

七 特定の者の資金調達額の総額の三分の一以上について指定共済事業等紛争解決機関が融資を行っている場合（指定共済事業等紛争解決機関と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の三分の一以上となる場合を含む。）における当該特定の者

八 前各号に掲げる者のほか、指定共済事業等紛争解決機関が特定の者の事業の方針の決定を支配していることが推測される事実が存在する場合における当該特定の者

九 前各号に掲げる者が特定の者に対して、前各号（第二号から第四号までを除く。以下この号において同じ。）に規定する指定共済事業等紛争解決機関の前各号に掲げる者に対する関係と同様の関係を有する場合における当該特定の者

（苦情処理手続に関する記録の記載事項等）

第二百二十三条の十一 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十一の規定により、指定共済事業等紛争解決機関は、その実施した苦情処理手続に関し、次に掲げる事項を記載した記録を作成しなければならぬ。

一 加入組合の利用者が共済事業等関連苦情（共済事業等に関する苦情をいう。次条第三

項第三号において同じ。）の解決の申立てをした年月日及びその内容

二 前号の申立てをした加入組合の利用者及びその代理人の氏名、商号又は名称並びに当該加入組合の名称

三 苦情処理手続の実施の経緯

四 苦情処理手続の結果（苦情処理手続の終了の理由及びその年月日を含む。）

2 指定共済事業等紛争解決機関は、前項に規定する事項を記載した記録を、その実施した苦情処理手続が終了した日から少なくとも五年間保存しなければならない。

（紛争解決委員の利害関係等）

第二百二十三条の十二 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項に規定する同条第一項の申立てに係る法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第二項第一号に規定する当事者（以下この項において単に「当事者」という。）と利害関係を有する者とは、次に掲げる者のいずれかに該当する者とする。

一 当事者の配偶者又は配偶者であった者

二 当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族又はこれらであった者

三 当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四 当該申立てに係る共済事業等関連紛争（共済事業等に関する紛争で当事者が和解をすることができないものをいう。次条において同じ。）について当事者の代理人若しくは補佐人又はこれらであった者

五 当事者から役務の提供により収入を得ている者又は得ないこととなった日から三年を経過しない者

2 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第三号の農林水産省令で定める者は、次に掲げるいずれかの資格を有し、かつ、消費生活相談に応ずる業務に従事した期間が通算して五年以上である者とする。

一 独立行政法人国民生活センターが付与する消費生活専門相談員の資格

二 一般財団法人日本産業協会が付与する消費生活アドバイザーの資格

三 一般財団法人日本消費者協会が付与する消費生活コンサルタントの資格

法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第三項第五号の農林水産省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 判事

ロ 判事補

ハ 検事

ニ 弁護士

ホ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の学部、専攻科又は大学院の法律学に属する科目の教授又は准教授

二 次に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数が通算して五年以上である者

イ 公認会計士

ロ 税理士

ハ 学校教育法による大学の学部、専攻科又は大学院の経済学又は商学に属する科目の教授又は准教授

三 共済事業等関連苦情を処理する業務又は共済事業等関連苦情の処理に関する業務を行う法人において、利用者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告、規則の制定その他の業務に従事した期間が通算して十年以上である者

四 農林水産大臣が前三号に掲げる者のいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

（共済事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者に対する説明）

第二百二十三条の十三 指定共済事業等紛争解決機関は、法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第八項の規定による説明をするに当たり共済事業等関連紛争の当事者である加入組合の利用者から書面の交付を求められたときは、書面を交付して説明をしなければならない。

2 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第八項第三号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続において陳述される意見若しくは提出され、若しくは提示される資料に含まれ、又は法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第九項の手続実施記録（次条第一項において「手続実施記録」という。）に記載されている共済事業等関連紛争の当事者及び第三者の秘密の取扱いの方法

二 共済事業等関連紛争の当事者が紛争解決手続を終了させるための要件及び方式

三 紛争解決委員が紛争解決手続によつては共済事業等関連紛争の当事者間に和解が成立する見込みがないと判断したときは、速やかに当該紛争解決手続を終了し、その旨を当該共済事業等関連紛争の当事者に通知すること

四 共済事業等関連紛争の当事者間に和解が成立した場合に作成される書面の有無及び書面が作成される場合には作成者、通数その他当該書面の作成に係る概要

（手続実施記録の保存及び作成）

第二百二十三条の十四 指定共済事業等紛争解決機関は、手続実施記録を、その実施した紛争解決手続が終了した日から少なくとも十年間保存しなければならない。

2 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十三第九項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 紛争解決手続の申立ての内容

二 紛争解決手続において特別調停案（法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の七第六項に規定する特別調停案をいう。以下この号において同じ。）が提示された場合には、当該特別調停案の内容及びその提示の年月日

三 紛争解決手続の結果が和解の成立である場合には、当該和解の内容

（届出事項）

第二百二十三条の十五 指定共済事業等紛争解決機関は、法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十九の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める事項を含む。）を記載した書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

一 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十九第一号に掲げる場合

手続実施基本契約を締結し、又は終了した年月日及び組合の名称

二 次項第六号に掲げる場合

指定共済事業等紛争解決機関の役員等となった者が暴力団員等でないことの当該役員等となった者による誓約

三 次項第七号に掲げる場合

同号の組合が手続実施基本契約に係る債務その他の紛争解決等業務の実施に関する義務を履行することが

2 確定でない見込まれる理由及び当該組合の名称

四 次項第八号又は第九号に掲げる場合

次に掲げる事項

イ 行為が発生した営業所又は事務所の名称

ロ 行為をした役員等の氏名又は商号若しくは名称及び役職名

ハ 行為の概要

ニ 改善策

2 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の十九第二号の農林水産省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

一 定款又はこれに準ずる定めを変更したとき

二 親法人（指定共済事業等紛争解決機関の総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。次号において同じ。）又は子法人（指定共済事業等紛争解決機関が総株主等の議決権の過半数を保有している法人その他の団体をいう。第四号において同じ。）が商号若しくは名称、主たる営業所若しくは事務所の所在地又は事業の内容を変更したとき

三 親法人が親法人でなくなつたとき

四 子法人が子法人でなくなつたとき、又は子法人の議決権を取得し、若しくは保有したとき

五 総株主等の議決権の百分の五を超える議決権が一の者により取得され、又は保有されることとなつたとき

六 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書を提出後、新たに指定共済事業等紛争解決機関の役員等となった者がいるとき

七 法第十條第一項第十号の事業を行う組合から手続実施基本契約の締結の申込みがあつた場合であつて、当該申込みを拒否したとき

八 指定共済事業等紛争解決機関又はその業務の委託先の役員等が紛争解決等業務（業務の委託先にあつては、当該指定共済事業等紛争解決機関が委託する業務に係るものに限る。）を遂行するに際して法令又は当該指定共済事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為が発生した事実を知つたとき

九 加入組合又はその役員等が指定共済事業等紛争解決機関の業務規程に反する行為を行つた事実を知つたとき

3 前項第八号又は第九号に該当するときの届出は、これらの規定に規定する事実を指定共済事業等紛争解決機関が知った日から一月以内に行わなければならない。

（紛争解決等業務に関する報告書の提出）

第二百二十三条の十六 法第九十二条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の二十第一項の規定による指定共済事業等紛争解決機関が作成すべき紛争解決等業務に関する報告書は、別紙様式第十一号により作成し、事業年度経過後三月以内に農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、最終事業年度に係る財産目録、貸借対照表及び収支計算書若しくは損益計算書又はこれらに準ずるものを添付しなければならない。

3 指定共済事業等紛争解決機関は、やむを得ない理由により第一項に規定する期間内に同項の報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

4 指定共済事業等紛争解決機関は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした指定共済事業等紛争解決機関が第三項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第八章 監督

（法第十条第一項第十号の事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分及びこれに應じた命令）

第二百二十四条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）についての法第九十四条の二第四項の共済事業に関する命令であつて共済金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ農林水産省令で定めるものは、次条に定める場合を除き、別表第八の上欄に掲げる共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率（同条及び同表において「支払余力比率」という。）に係る区分に応じ当該区分の下欄に掲げる命令とする。

第二百二十五条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。）が、その支

払余力比率について当該組合が該当していた別表第八の上欄に掲げる区分の支払余力比率の範囲を超えて低下したことを知った後、速やかに、その支払余力比率が当該組合が該当する同表の区分の支払余力比率の範囲を超えて確実に改善するための合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合においては、前条の規定にかかわらず、当該組合の区分に応じた命令は、当該計画の提出時の支払余力比率から当該計画の実施後に見込まれる支払余力比率までに係る同表の区分（非対象区分を除く。）の下欄に掲げる命令とする。ただし、当該計画が合理的でないことが明らかになった場合には、当該組合についての命令は、当該計画の提出時の支払余力比率に係る同表の区分の下欄に掲げる命令とする。

2 別表第八第三区分の項に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額（次の各号に掲げる資産については、当該各号に定める価額とする。以下同じ。）の合計額（その他の有価証券に属する資産の貸借対照表計上額と帳簿価額の差額に係る繰延税金資産に相当する額を控除した額とする。以下同じ。）が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより計算した金額を上回る場合又は上回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表第二区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

一 有価証券 支払余力比率の算出を行う日（以下「算出日」という。）の公表されている最終価格に基づき算出した価額又はこれに準ずるものとして合理的な方法により算出した価額

二 不動産不動産 算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額

三 前二号に掲げる資産以外の資産で帳簿価額が算出日において評価した価額と著しく異なるもの 当該評価した価額

3 別表第八非対象区分の項、第一区分の項及び第二区分の項に該当する組合の貸借対照表の資産の部に計上されるべき金額の合計額が貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として農林水産大臣が定めるところにより計算した金額を下回る場合又は下回ると見込まれる場合には、当該組合についての命令は、同表の第三区分の項の下欄に掲げる命令を含むものとする。

（共済代理店の設置又は廃止の届出）

第二百二十六条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第九十七条第一号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

（共済代理人の選任及び退任の届出）

第二百二十七条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、法第九十七条第二号に該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、遅滞なく、届出書に共済代理人の履歴書及び当該共済代理人が第四十六条に規定する要件に該当することを証する書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

2 前項の組合は、共済代理人が退任したときは、遅滞なく、届出書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

3 第一項の組合は、共済代理人が二人以上となる場合は、前二項に規定する書類のほか、各共済代理人のそれぞれの職務に属する事項を記載した書類を添付しなければならない。

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十八条 法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合は、法第九十七条第三号から第五号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第九十七条第三号に該当する場合にあつては、当該農業協同組合に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知らなければならない書類

ロ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類

三 法第九十七条第三号に該当する場合にあつては、当該農業協同組合及びその子会社（同条に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる書類
イ 当該届出後における農業協同組合及びその子会社の収支の見込み

ロ 当該届出後における農業協同組合及びその子会社の連結自己資本比率の見込み（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合及びその子会社に限る。）

四 法第九十七条第三号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類
イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類
ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員の役職名及び氏名を記載した書類
五 法第九十七条第三号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社することにより、当該農業協同組合又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類
（法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百二十九条 法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七条第六号から第八号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書
二 法第九十七条第六号に該当する場合にあつては、当該農業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知らなければならない書類

ロ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類
三 法第九十七条第六号に該当する場合にあつては、当該農業協同組合連合会及びその子会社（同条に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該届出後における当該農業協同組合連合会及び

その子会社の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書類

四 法第九十七条第六号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

五 法第九十七条第六号に該当する場合にあつては、当該届出に係る法第十一の六十六第一項に規定する子会社対象会社を子会社にする

ことにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が法第十一の六十七第一項に規定する国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数（同項に規定する基準議決権数をいう。）を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類（法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会が従属業務等を専ら営む会社等を子会社としようとする場合等の届出）

第二百三十条 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、法第九十七條第九号から第十一号までのいずれかに該当することにより同条の規定による届出をしようとするときは、届出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第九十七條第九号に該当する場合にあつては、当該農業協同組合連合会に関する次に掲げる書類

イ 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ロ 当該届出後における収支の見込みを記載した書類

三 法第九十七條第九号に該当する場合にあつては、当該農業協同組合連合会及びその子会社（同号に規定する届出の必要となる子会社に限る。以下この条において同じ。）の当該

届出後における当該農業協同組合連合会及びその子会社の収支の見込みを記載した書類

四 法第九十七條第九号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社に関する次に掲げる書類

イ 名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書類

ロ 業務の内容を記載した書類

ハ 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（これらに類する書面を含む。）その他最近の業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

ニ 役員の役職名及び氏名を記載した書類

五 法第九十七條第九号に該当する場合にあつては、当該届出に係る子会社対象会社を子会社にする

ことにより、当該農業協同組合連合会又はその子会社が国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて有することとなる場合には、当該国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書類

六 その他参考となるべき事項を記載した書類（届出事項等）

第二百三十一條 法第九十七條第十二号の農林水産省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第十條第一項第三号又は第十号の事業を行う農業協同組合若しくはその子会社の担保権の履行による株式若しくは持分の取得又は第六十二條各号に掲げる事由により他の会社を子会社とした場合（法第九十七條第三号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

二 その子会社が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容の変更（本店の所在地の変更にあつては、変更前の位置に復することが明らかにした場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第九十七條第四号の規定により子会社でなくなったことについて同号の届出をしなければならないこととされるもの及び同条第五号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないこととされるものを除く。）

三 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会若しくはその子会社の担保権の実行による株式若しくは持分の取得又は第六十八條第一項各号に掲げる事由により他の会

社を子会社とした場合（法第九十七條第九号の規定により届出をしなければならない場合を除く。）

四 前号に規定する子会社（新規事業分野開拓会社等の子会社を除く。）が名称、本店の所在地若しくは主な業務の内容の変更（本店の所在地の変更にあつては、変更前の位置に復することが明らかにした場合を除く。）、合併又は業務の全部の廃止を行った場合（法第九十七條第十号の規定により子会社でなくなったこととされるもの及び同条第十一号の規定により子会社対象会社に該当しない子会社となったことについて同号の届出をしなければならないこととされるものを除く。）

五 法第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又は同号の事業を行う農業協同組合連合会が第六條第一項各号のいずれかに該当する者（子会社及び新規事業分野開拓会社等の子法人等又は関連法人等を除く。）以下この項において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

六 法第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又は同号の事業を行う農業協同組合連合会の特殊関係者が特殊関係者でなくなった場合

七 法第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又はその子会社が、他の会社（外国の会社を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該農業協同組合の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

八 法第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

九 法第十條第一項第三号若しくは第十号の事業を行う農業協同組合又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該農業協同組合の子会社を除く。）又は当該農業協同組合の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）がその業務内容を変更することとなった場合

十 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が、他の会社

（外国の会社及び新規事業分野開拓会社等を除く。）の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合（当該他の会社が当該農業協同組合連合会の子会社又は特殊関係者となった場合を除く。）

十一 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて保有することとなった国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超える部分の議決権を保有しなくなった場合

十二 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する子会社対象会社（当該農業協同組合連合会の子会社を除く。）又は当該農業協同組合連合会の特殊関係者（子会社対象会社に限る。）が当該子会社対象会社以外の認可対象会社に該当する会社となった場合

十三 法第十條第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会又はその子会社が合算してその基準議決権数を超えて議決権を保有する認可対象会社（当該農業協同組合連合会の子会社を除く。）又は当該農業協同組合連合会の特殊関係者（認可対象会社に限る。）が当該認可対象会社に該当しない会社となった場合（前号に掲げる場合を除く。）

十四 法第十條第一項第十号の事業を行う組合が異常危険準備金について第三十一條第七項に規定する農林水産大臣が定める積立て及び取崩しに関する基準によらない積立て又は取崩しを行おうとする場合

十五 法第十條第一項第十号の事業を行う組合（共同事業組合を除く。以下この号及び次号において同じ。）が劣後特約付金銭消費貸借（元利金の支払について劣後的内容を有する特約が付された金銭の消費貸借であつて、同項第十号の事業を行う組合の共済金等の支払能力の充実に資するものとして農林水産大臣が定める金銭の消費貸借をいう。次号において同じ。）による借入れをしようとする場合

十六 法第十條第一項第十号の事業を行う組合が劣後特約付金銭消費貸借に係る債務について期限前弁済をしようとする場合（期限のないものについて弁済をしようとする場合を含む。）

十七 法第三十七条の二第一項の会計監査人の就任又は退任があった場合

十八 組合、当該組合の子会社、信用事業の委託を受けた者（以下この号において「信用事業受託者」という。）又は共済代理店（第五項において「組合等」という。）において不祥事件（信用事業受託者にあつては当該組合が委託する信用事業に係るものに限り、共済代理店にあつては当該組合が委託する共済事業に係るものに限り。）が発生したことを知った場合

2 前項第十一号に掲げる場合において、法第二十一条の六十八第一項第四号に掲げる会社の議決権の取得又は保有については、同号に規定する特定子会社は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

3 第一項第十号から第十三号までに掲げる場合において、新規事業分野開拓会社等による他の会社の議決権の取得又は保有については、当該新規事業分野開拓会社等は、農業協同組合連合会の子会社に該当しないものとみなす。

4 第一項第十四号に掲げる場合の届出は、決算書類の作成後、速やかに、当該書類を添付して行うものとする。

5 第一項第十八号に規定する不祥事件とは、組合等又はその使用人その他の従業者（組合等が法人であるときは、その役員（法人が役員であるときは、業務を執行する者を含む。）又は職員）が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことという。

一 組合の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）又は預金等に係る不当契約の取締りに関する法律（昭和三十三年法律第三十六号）に違反する行為

三 法第十一号の四、法第二十一条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八号各号、法第九十二条の四において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五又は法第九十二条の五において読み替えて準用する金融商品取引法第三十八号各号の規定に違反する行為

四 法第二十一条の二十第一項、第二十一条の二十一若しくは第二十一条の二十四の規定、法第二十一条の二十七において読み替えて準用する金

融商品取引法第三十八号各号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二十二号の二十九条第一項の規定に違反する行為又は準用保険業法第三百七条第一項第三号に該当する行為

五 現金、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失（盗難に遭うこと及び過不足を生じさせることを含む。以下この号において同じ。）のうち、組合の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

六 その他組合の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの

7 前項に規定する不祥事件が発生したときの届出は、当該不祥事件の発生を組合が知った日から一月以内に行わなければならない。

7 法第二十一条の二第三項の規定は、第一項第七号から第十三号までの議決権について準用する。

（報告及び資料の提出）
第二百三十二条 組合は、行政庁に対して、事業計画書の提出を行うものとする。

2 法第二十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会は、行政庁に対して、前項に定めるもののほか、次に掲げる事項に係る決算速報及び仮決算速報の提出を行うものとする。

一 残高試算表
二 比較貸借対照表
三 比較損益計算書
四 貯金利率
五 単体自己資本比率
六 国債等（法第二十条第六項第五号に規定する国債等を含む。）の窓口販売業務等の状況
七 大口信用供与の状況
八 その他参考となるべき事項

3 法第二十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会は、行政庁に対して、第一項に定めるもののほか、次に掲げる事項に係る決算速報の提出を行うものとする。

一 比較貸借対照表
二 比較損益計算書
三 剰余金処分の状況
四 責任準備金その他の準備金の積立て状況
五 利源別分析表
六 リスク管理債権（第二百四条第一項第二号へ（2）（i）から（iv）までに掲げる貸付金をいう。）

七 共済金等の支払能力の充実の状況を示す比率

八 経営効率表

九 主要資産（特別勘定以外の勘定のうち、現預金、コールローン、買現先勘定、債券貸借取引支払保証金、金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、運用不動産等）の運用の状況

十 その他参考となるべき事項

4 第一項の事業計画書の提出は当該事業計画の決議に係る総会終了後二週間以内に、第二項に規定する事項に係る決算速報又は仮決算速報の提出は決算又は仮決算終了後四十五日以内に、前項に規定する事項に係る決算速報の提出は決算終了後二月以内に行わなければならない。

5 組合は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に第一項、第二項又は第三項の提出をすることができない場合には、あらかじめ行政庁の承認を受けて、当該提出を延期することができる。

6 組合は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して行政庁に提出しなければならない。

7 行政庁は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした組合が第五項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

第九章 雑則
（電磁的記録）
第二百三十三条 法第二十一条の五十七第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものであるものとする。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）
第二百三十四条 次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第二十一条の五十七第二項第三号
二 法第二十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法第三百十條第七項第二号
三 法第二十六条第八項及び第五十八条第七項において読み替えて準用する会社法第三百十二條第五項

四 法第二十七条第三項第二号（法第七十二条の三及び第七十三条第一項において準用する場合を含む。）

五 法第二十九条の二第二項第三号（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

六 法第三十五条第三項第二号（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

七 法第三十六条第十一項第三号（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）

八 法第三十七条の三第一項において読み替えて準用する会社法第三百九十六條第二項第二号
九 法第四十六條の四第四項第二号（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

十 法第六十五条の三第二項第三号（法第七十条第二項、第七十条の三第五項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）

十一 法第六十八條の二第三項第三号（法第七十条第二項、第七十条の三第五項及び第七十三条第四項において準用する場合を含む。）

十二 法第七十二条の二第五項第四項第三号
十三 法第七十四條第二項第三号（法第八十条において準用する場合を含む。）

2 法第五十四条の三第四項に規定する農林水産省令で定める措置は、電磁的記録に記録された事項又は当該電磁的記録に記録された事項を掲載したウェブサイトのアドレス（二次コードその他のこれに代わるものを含む。）を紙面又は映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録の備置きに関する特則）
第二百三十五条 次に掲げる規定に規定する農林水産省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第二十九条の二第四項（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）
二 法第三十五条第二項
三 法第三十六條第十項

四 法第四十六条の四第三項（法第七十二条の三及び第七十三条第二項において準用する場合を含む。）

（電子署名）

第二百三十六条 法第三十三条第四項（法第七十二条の三において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。

二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

（經由官庁）

第二百三十六条の二 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、この省令の規定による承認に関する申請書その他この省令に規定する書面（次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、管轄財務局長（当該組合の主たる事務所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては、財務事務所長又は出張所長（次項において「財務事務所長等」という。）を経由して提出しなければならない。）

2 法第十条第一項第三号の事業を行う組合は、申請書等を管轄財務局長に提出するときは、当該組合の主たる事務所の所在地を管轄する財務事務所長等がある場合にあつては、当該財務事務所長等を経由して提出しなければならない。（存続中央会の解散等の届出）

第二百三十七条 存続中央会（平成二十七年改正法附則第十条に規定する存続中央会をいう。第二百四十一条第二項第四号ロにおいて同じ。）は、平成二十七年改正法附則第十一条の規定による届出をしようとするときは、届出書に解散を決議した総会の議事録及び解散の登記に係る登記事項証明書を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の規定は、平成二十七年改正法附則第二十四条の規定による届出について準用する。この場合において、同項中「解散を決議」とあるのは「組織変更計画、組織変更計画を承認」と、

「解散の」とあるのは「組織変更の」と読み替えるものとする。

（財産目録に関する事項）

第二百三十八条 第八十条第一項の規定は、平成二十七年改正法附則第十三条第八項（平成二十七年改正法附則第二十五条において読み替えて準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第四十九条第二項第二号に規定する農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、第八十条第一項中「貸借対照表」とあるのは、「財産目録」と読み替えるものとする。

（存続都道府県中央会の組織変更の認可申請）

第二百三十九条 存続都道府県中央会（平成二十七年改正法附則第十二条に規定する存続都道府県中央会をいう。）は、平成二十七年改正法附則第十四条第一項の規定による認可を申請しようとするときは、組織変更計画及び事業計画並びに監査事業（平成二十七年改正法附則第十三条第六項に規定する監査事業をいう。第二百四十一条第一項及び第二項第四号において同じ。）を行う場合にあつては平成二十七年改正法附則第十三条第六項の監査規程を農林水産大臣に提出しなければならない。

（組織変更後農業協同組合連合会に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十条 平成二十七年改正法附則第十八条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 その行う事業が平成二十七年改正法附則第十三条第五項に規定する事業の全部又は一部のみであること。

二 都道府県の区域を地区とすること。

三 会員に出資をさせないこと。

四 その定款に剰余金の配当をする旨の定めがないこと。

五 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国、地方公共団体及び次に掲げる法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

イ 公益社団法人又は公益財団法人

ロ その目的と類似の目的を有する一般社団法人又は一般財団法人

ハ 組織変更後農業協同組合連合会のうち、平成二十七年改正法附則第十八条の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるもの

（監査事業に従事する者の資格）

第二百四十一条 平成二十七年改正法附則第十九条第二項の農林水産省令で定める資格は、農業協同組合監査士（監査事業の適切な実施に必要な学識及び実務に関する知見を有すると認める者として農林水産大臣が指定する者が次の各号のいずれにも該当する者として農業協同組合監査士名簿に記載した者をいう。）であることとする。

一 当該農林水産大臣が指定する者が実施する監査事業に関する試験に合格すること。

二 前号の試験に合格した後、当該農林水産大臣が指定する者が実施する監査事業に関する実務についての研修を修了すること。

三 組合の監査に関する事務その他組合の業務及び会計に関する事務に従事した経験を有すること。

2 前項の場合において、次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める者とみなす。

一 旧農業協同組合監査士（平成二十七年改正法第一条の規定による改正前の法（以下「旧農協法」という。）第七十三条の三十八第一項の規定により置かれていた農業協同組合監査士をいう。第四号イにおいて同じ。）に選任されていた者 前項各号のいずれにも該当する者

二 公認会計士 前項第一号及び第三号に該当する者

三 次の各号のいずれかに該当する者 前項第一号に該当する者

イ 平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した者

ロ 存続全国中央会（平成二十七年改正法附則第二十一条に規定する存続全国中央会をいう。次号ロにおいて同じ。）が行う資格試験に合格した者

四 次の各号のいずれかに該当する者 前項第二号に該当する者

イ 平成二十七年改正法施行前に全国農業協同組合中央会が行う資格試験に合格した後、旧農業協同組合監査士となるのに必要な技能を修習するため、農業協同組合中央会において、旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課に在籍し、組合の監査の実務についての補習を受けた者

ロ 存続全国中央会が行う資格試験に合格した後、監査事業に従事する者となるのに必要

要な技能を修習するため、存続中央会若しくは組織変更後農業協同組合連合会における旧農協法第七十三条の二十二第一項第二号の事業を担当する部課若しくは監査事業を担当する部課又は公認会計士若しくは監査法人における組合の監査を担当する部課に在籍し、組合の監査事業の実務についての補習を受けた者

（監査規程の変更の認可を要しない事項）

第二百四十二条 平成二十七年改正法附則第二十条第一項の農林水産省令で定める事項は、関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容的実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理とする。

（監査規程の変更又は廃止の届出）

第二百四十三条 組織変更後農業協同組合連合会（平成二十七年改正法附則第二十条第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他の参考となるべき事項を記載した書類を添付して農林水産大臣に提出しなければならない。）

（組織変更後の一般社団法人に係る名称の使用制限に関する特例の要件）

第二百四十四条 平成二十七年改正法附則第二十六条の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 平成二十七年改正法附則第二十二條第三項各号に掲げることを主たる目的とすること。

二 全国において事業を行うものであること。

三 次に掲げる者が主たる構成員となつて法人であること。

イ 組合

ロ 組合が主たる構成員又は出資者となつて

附則 いる法人

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（役員等の兼職が認められる場合の特例）

第一条の二 令第二十一条第一項第二号に掲げる農業協同組合連合会のうち、業務の執行の適正を確保するための措置を講ずることが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものについての第七十九条第一項第三号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「第一号ハ、ニ又はホ」とあるのは、「第一号ハ、ニ、ホ、リ、ヌ又はル」とする。

2 令第二十一条第一項第二号に掲げる農業協同組合連合会のうち、系統団体以外の会社との業務上の提携を推進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものについての第七十九条第一項第三号ハの規定の適用については、当分の間、同号ハ中「当該組合の子会社」とあるのは、「当該組合の子会社又は業務上の提携（農業の振興に資するものに限る。）を当該組合との間で行う会社」とする。

第一条の三 組織変更後一般社団法人（平成二十七年改正法附則第二十二條第一項に規定する組織変更後の一般社団法人であつて、平成二十七年改正法附則第二十六條の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるものをいう。第三項において同じ。）が議決権を有する会社についての第七十九条第一項第一号の適用については、同号チ（二）及び（三）中「組合及び農林中央金庫」とあるのは、「組合、農林中央金庫及び組織変更後一般社団法人」とする。

2 組織変更後農業協同組合連合会（平成二十七年改正法附則第十八條の規定により、その名称中に、引き続き農業協同組合中央会という文字を用いるものに限る。次項において同じ。）の常務に従事する役員についての第七十九条第一項第一号の適用については、同号ヌ中「役員となる場合」とあるのは、「役員又は他の法人の役員となる場合（イからリまでに掲げる場合を除く。）」とし、同条第二項第二号の規定は適用しない。

3 法第十条第一項第三号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。）が組織変更後農業協同組合連合会又は組織変更後一般社団法人の非常勤の役員となる場合については、第七十九条第二項第二号の規定は適用しない。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令等の廃止）

第二条 次に掲げる省令は、廃止する。

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令（昭和三十三年農林省令第七号）

二 農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令（平成十年農林水産省令第二十二号）

（共済規程の変更の申請に関する経過措置）

第三条 第十一条（第一項第三号に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後の法第十一条の七第三項の規定に基づく共済規程の変更の申請について適用し、施行日前に申請された共済規程の変更については、なお従前の例による。

（責任共済に係る責任準備金の積立てに関する経過措置）

第四条 法第十一条の十三の規定により法第十条第一項第十号の事業を行う組合が積み立てる責任準備金のうち、平成十八年十一月三十日以前に締結した責任共済の契約に係るもの積立てについては、第三十一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額（共同事業組合にあつては、同条第一項第二号に掲げる方法により計算した金額）を共済規程に記載された方法に従つて計算し、積み立てるものとする。

一 義務積立金 責任共済の事業から生じた収支差額のうち、共済期間の始期の属する日から当該事業年度の末日までの期間が四年を超えない責任共済の契約に係るイ及びロの額の合計額から当該契約に係るハの額を減じて得た額

イ 各事業年度において収入した共済掛金（収入すべきことの確定したものを含む）の純掛金部分に相当する額から当該契約年度の契約に対して支払った金額であつて共済金及び共済金以外のものの純掛金部分に相当する額（政府との保険関係に基づいて政府から支払を受けた保険金又は保険金以外のものがある場合には、当該保険金及び保険金以外のものに相当する額を控除した額）を差し引いて得た額

ロ 各事業年度において発生した予定利息（共済期間が一年を超える責任共済の共済掛金の算定上当該共済期間内に発生することを予定した財産運用益をいう。）の額

ハ 当該事業年度末において積み立てるべき支払準備金の額

二 調整準備金 責任共済の事業から生じた収支差額のうち共済期間の始期の属する日から当該事業年度の末日までの期間が四年を超える責任共済の契約に係る前号イ及びロの額の合計額から当該契約に係る同号ハの額を減じて得た額を基礎として、農林水産大臣の承認を受けた方法により算定した額

三 付加積立金 責任共済の事業から生じた収支差額のうち前二号に規定する義務積立金及び調整準備金以外のもの（以下この号において「費用に係る収支差額」という。）の額を基礎として、農林水産大臣の承認を受けた方法により算定した額と、責任共済の事業から生じた財産運用益のうち費用に係る収支差額に係るもの（次号において「費差運用益」という。）の額を基礎として、農林水産大臣の承認を受けた方法により算定した額との合計額

四 運用益積立金 責任共済の事業から生じた財産運用益の額から当該財産運用に要した費用の額、第一号ロの額及び費差運用益の額の合計額を減じて得た額を基礎として、農林水産大臣の承認を受けた方法により算定した額（異常危険準備金の積立てに関する経過措置）

第五条 農業協同組合法及び農業信用保証保険法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百七号。以下「改正法」という。）附則第五條第二項の規定により法第十一条の十三の責任準備金として積み立てられたものとみなされる改正法第一条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の五の責任準備金のうち、附則第二条の規定による廃止前の農業協同組合及び農業協同組合連合会の共済事業に関する省令（以下「旧共済省令」という。）第四条第一項第三号及び第二項第四号の規定により積み立てられた異常危険準備金は第三十一条第六項第一号に掲げる異常危険準備金として、旧共済省令第四条第二項第五号の規定により積み立てられた異常危険準備金は第三十一条第六項第二号に掲げる異常危険準備金として、それぞれ積み立てられたものとみなす。

（契約者割戻準備金の積立てに関する経過措置）

第六条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合が、施行日において現に法第十一条の十六第二項に規定する契約者割戻しに充てるための準備金を積み立てている場合には、当該準備金は、第三十九条第一項の契約者割戻準備金として積み立てられたものとみなす。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の業務及び財産の状況の總會への報告に関する経過措置）

第七条 法第十一条の四十九第五項において読み替えて準用する法第十一条の四十七第八項の規定により法第十条第一項第十号の事業を行う農

業協同組合連合会が作成する書類のうち、第七十二条第三号に掲げる書類については、施行日の属する事業年度に係るものについては、作成することを要しない。

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の員外監事の設置に関する経過措置）

第八条 第七十五条の規定は、法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合については、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の員外監事の設置に関する経過措置）

第九条 第七十五条の規定は、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合については、施行日以後に開始する事業年度から適用する。ただし、当該事業年度の開始の時ににおける責任準備金額が五十億円以上である当該農業協同組合については、当該事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十二項第一号に規定する農業協同組合に該当しないものとみなす。

（法第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合の員外監事の設置に関する経過措置）

第十条 第七十七条の規定は、法第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合については、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 平成十七年三月三十一日の属する事業年度及び当該事業年度の次の事業年度の開始の時における貯金等合計額が五十億円未満であり、かつ、当該次の事業年度の開始の時における責任準備金額が五十億円以上である法第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合については、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十二項第一号に規定する組合に該当しないものとみなす。

（法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合の常勤監事の設置に関する経過措置）

第十一条 第七十八条の規定は、法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合については、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 平成十七年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二百億円未満となった法第十条第三号の事業を行う農業協同組合については、当該次の事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十三項に規定する組合に該当するものとみなす。

3 平成十七年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二百億円以上となった法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合については、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十三項に規定する組合に該当しないものとみなす。

（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の常勤監事の設置に関する経過措置）
第十二条 第七十六条の規定は、法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合については、施行日以後に開始する事業年度から適用する。（法第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合の常勤監事の設置に関する経過措置）

第十三条 第七十八条の規定は、法第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合については、施行日以後に開始する事業年度から適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

2 平成十七年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円以上であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二百億円未満となった法第十条第一項第三号及び第十号の事業を行う農業協同組合については、当該次の事業年度の終了後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十三項に規定する組合に該当するものとみなす。

3 平成十七年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二百億円以上となった法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合については、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十三項に規定する組合に該当しないものとみなす。

円以上となった法第十条第三号の事業を行う農業協同組合については、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十三項に規定する組合に該当しないものとみなす。

4 平成十七年三月三十一日の属する事業年度の開始の時に貯金等合計額が五百億円未満であり、かつ、当該事業年度の次の事業年度の開始の時に貯金等合計額が新たに二百億円未満となった法第十条第一項第三号及び第十号の事業を併せ行う農業協同組合で、当該次の事業年度の開始の時に責任準備金額が二百億円以上であるものについては、当該次の事業年度の開始後最初に招集される通常総会の終了の時までは、法第三十条第十三項に規定する組合に該当しないものとみなす。

第十四条 第四章第二節及び第五節並びに第六十九条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。

2 別紙様式第一号から第四号まで及び第六号から第九号までの固定資産の減損会計（資産の収益性の低下により投資額の回収が見込まなくなつた固定資産がある場合において、一定の条件の下で回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理をいう。）に係る規定については、施行日前に開始する事業年度に係る書類についても、適用することができるものとする。

3 平成十九年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る書類については、別紙様式第六号（一）第六の1（8）イ①及び別紙様式第七号（一）第六の1（8）①の規定にかかわらず、うち決済用貯金（A）、うち決済用貯金（C）及びうち決済用貯金（A+B+C）の前期末残高及び当期末残高は、これを記載しないことができるものとする。

4 平成十九年三月三十一日以前に開始する事業年度に係る書類については、別紙様式第六号（一）第六の1（8）イ⑦及び別紙様式第七号（一）第六の1（8）⑦の規定にかかわらず、銀行仕債及び特別法人債の当期増加額及び当期減少額は、これを記載しないことができるものとする。

5 前二項に規定する経過措置の適用を受けた組合は、できるだけ早期に業務報告書が別紙様式第六号（一）及び別紙様式第七号（一）の定め

る様式に適合するよう、その改善に努めなければならない。

6 施行日以後に開始する最初の事業年度の決算期において、法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合が、第二百二条第四項第五号の規定に基づき、連結キャッシュ・フロー計算書を提出する場合においては、同条第五項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する別紙様式第六号（二）の科目に準じた適宜な科目に変更してこれを行うことができるものとする。

（法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合の業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧に関する経過措置）

第十五条 法第五十四条の三第一項の規定に基づき法第十条第一項第三号又は第十号の事業を行う組合が作成する説明書類の記載事項のうち、第二百四条第一項第二号ハ（2）（x）に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、記載することを要しない。

2 法第五十四条の三第一項及び第二項の規定に基づき組合が作成する説明書類の記載事項のうち、次に掲げるものについては、平成十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについて記載することを要し、同日前に終了する事業年度に係るものについては記載すること

を要しない。
一 第二百四条第一項第二号ヘ（2）、（3）及び（4）
二 第二百五条第二号ロ（2）及びハ

第十六条 削除
（報告及び資料の提出に関する経過措置）

第十七条 第二百三十二条の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る書類について適用する。この場合において、施行日以後に開始する事業年度に係る事業計画が平成十七年三月三十一日以前に決議されているときは、同条第五項中「総会終了後二週間以内」とあるのは、「この省令の施行の日から二週間以内」と読み替えて適用する。

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書並びに計算に関する省令の廃止に伴う経過措置）

第十八条 施行日前に開始する事業年度に係る決算期に關して作成すべき法第三十六条第一項

（法第七十二条の二において準用する場合を含む。）の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書については、なお従前の例による。

附則（平成一七年四月一三日農林水産省令第六五号）
この省令は、中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附則（平成一七年六月二四日農林水産省令第七六号）
この省令は、平成十七年七月一日から施行する。ただし、第二十二條の改正規定及び第三十條の次に三條を加える規定は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年八月二三日農林水産省令第九四号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成一七年一〇月一八日農林水産省令第一二二号）
（施行期日）
この省令は、平成十七年十二月二十二日から施行する。

（経過措置）
第二条 農業協同組合法第十一条の四十五第二項第一号に掲げる農業協同組合の子会社であつて、平成十七年七月八日において現に保険業法（平成七年法律第五五号）第二百七十六條の登録を受けている生命保険募集人（同法第二條第十七項に規定する生命保険募集人をいう。）又は損害保険代理店（同法第二條第十九項に規定する損害保険代理店をいう。）であるもの（その役員又は使用人を含む。）が行う保険募集については、この省令の施行の日以後においても、それぞれこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第六十一條第四項第一号イ又はロに掲げる保険募集とみなす。

附則（平成一八年三月三十一日農林水産省令第二七号）
（施行期日）
第一条 この省令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。ただし、第二百四條第一項第一号ホ（4）の改正規定、第二百五條第一号ハ（3）の改正規定及び第二百六條の次に一條を加える改正規定は、平成十九年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る農業協同組合法第五十四條の三第一項又は第二項に

（法第七十二条の二において準用する場合を含む。）の事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書については、なお従前の例による。

規定する書類（次条において「説明書類」という。）から適用する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二百六条の規定は、平成十八年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類から適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成一八年四月二八日農林水産省令第四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十八年六月三十日までの間に終了する事業年度に係る農業協同組合法（以下「法」という。）第三十六条第二項により出資組合が作成すべき決算書類については、この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新規則」という。）第四章第三節（同節第八款を除く。）の規定にかかわらず、この省令による改正前の農業協同組合法施行規則（以下「旧規則」という。）第四章第二節（同節第三款第六目を除く。）の規定を適用することができる。この場合において、出資組合の作成すべき旧規則第七十八条に規定する事業報告書、貸借対照表、損益計算書及び附属明細書については、出資組合の作成すべき新規則第三十七条第一項に規定する決算書類とみなす。

第三条 平成十八年六月三十日までの間に終了する事業年度に係る決算書類の監査及び承認については、なお従前の例による。

第四条 平成十八年六月三十日までの間に終了する事業年度に係る法第五十二条第一項第五号の規定に基づく剰余金の配当における控除額の計算方法並びに法第五十四条の二第一項及び第二項の規定に基づく業務報告書の作成及び提出については、旧規則第六十七條及び第六十九條の規定を適用することができる。

第五条 平成十九年三月三十日までの間に終了する事業年度に係る農業協同組合法施行令第三条の二第二項の規定による自己資本の額及び固定資産の額の計算方法については、なお従前の例による。

第六条 新規則第八十条、第六百六十条から第七百七十四条まで、第七百七十七條及び第七百七十八條の規定は、平成十九年四月一日以降に招集の手続が開始された総会又は理事会から適用する。

第七條 新規則第七十一条、第二百九条及び第二百十條の規定は、平成十九年四月一日以降に招集の手続が開始された総会において議決された合併又は法第七十條第一項の規定による権利義務の承継から適用する。

附 則（平成一九年四月二七日農林水産省令第四七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三十條第十号に規定する旧郵便貯金は、次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から四まで、略

五 第三十條の規定による農業協同組合法施行規則第四十二條第一項第一号

附 則（平成一九年九月二七日農林水産省令第七五号）

この省令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月三十日）から施行する。ただし、第二百十六條の次に一条を加える改正規定、第二百二十一條の次に一条を加える改正規定、第二百二十二條の次に一条を加える改正規定及び第二百三十二條の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年九月二〇日農林水産省令第七二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三十條第十号に規定する旧郵便貯金は、次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から四まで、略

五 第三十條の規定による農業協同組合法施行規則第四十二條第一項第一号

附 則（平成二〇年九月九日農林水産省令第六四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三十條第十号に規定する旧郵便貯金は、次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から四まで、略

五 第三十條の規定による農業協同組合法施行規則第四十二條第一項第一号

附 則（平成二〇年九月二九日農林水産省令第六九号）

この省令は、電子記録債権法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年十一月二八日農林水産省令第七三号） 抄

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年二月二一日農林水産省令第七五号）

この省令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一六日農林水産省令第七六号）

この省令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編の促進に関する特別措置法の一部を改正する

法律の施行の日（平成二十年十二月十七日）から施行する。

附 則（平成二〇年三月一九日農林水産省令第七八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年三月一九日農林水産省令第一三三号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三十條に一項を加える改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二百九条第二項及び第三項の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る有価証券に関する注記について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第四は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年二月二一日農林水産省令第七五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三十條第十号に規定する旧郵便貯金は、次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から四まで、略

五 第三十條の規定による農業協同組合法施行規則第四十二條第一項第一号

附 則（平成二〇年九月九日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三十條第十号に規定する旧郵便貯金は、次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から四まで、略

五 第三十條の規定による農業協同組合法施行規則第四十二條第一項第一号

附 則（平成二〇年九月二九日農林水産省令第六九号）

この省令は、電子記録債権法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年十一月二八日農林水産省令第七三号） 抄

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年二月二一日農林水産省令第七五号）

この省令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一六日農林水産省令第七六号）

法律の施行の日（平成二十年十二月十七日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二百九条第二項及び第三項の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る有価証券に関する注記について適用し、同日前に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年三月一九日農林水産省令第一三三号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三十條第十号に規定する旧郵便貯金は、次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から四まで、略

五 第三十條の規定による農業協同組合法施行規則第四十二條第一項第一号

附 則（平成二〇年九月九日農林水産省令第六四号）

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二條の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

第二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三十條第十号に規定する旧郵便貯金は、次に掲げる省令の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

一から四まで、略

五 第三十條の規定による農業協同組合法施行規則第四十二條第一項第一号

附 則（平成二〇年九月二九日農林水産省令第六九号）

この省令は、電子記録債権法の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年十一月二八日農林水産省令第七三号） 抄

第一条 この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二〇年二月二一日農林水産省令第七五号）

この省令は、平成二十年十二月十二日から施行する。

附 則（平成二〇年二月一六日農林水産省令第七六号）

に終了する事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年四月二四日農林水産省令第二十七号）

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年五月二九日農林水産省令第三十六号）

この省令は、地方交付税等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年六月二二日農林水産省令第三十九号）

第一条 この省令は、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年六月二十二日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号。次項において「旧特別措置法」という。）第七条第一項又は第十一条第一項の認定を受けている会社については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現に旧特別措置法第五条第二項、第九条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項の認定を受けている会社については、それぞれ我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第五条第一項、第七條第一項、第九条第一項又は第十四条第一項の認定を受けているものとみなす。

附 則（平成二十二年九月一六日農林水産省令第五十五号）

1 この省令は、平成二十一年十月九日から施行する。

（契約締結前交付書面の記載事項に関する経過措置）

2 この省令の施行の際現に対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第一項に規定する対

象事業者をいう。）となつてゐる者についてのこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二十二條の二十三第三十一号の規定の適用については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることができる。

（罰則の適用に関する経過措置）

3 この省令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年九月二四日農林水産省令第五十八号）

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から施行する。

附 則（平成二十二年二月二一日農林水産省令第六十四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、農地法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第四条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号（一）第六一（八）事業別の明細ト及び別紙様式第八号（一）第六一（九）事業別の明細ヘは、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年二月二八日農林水産省令第六十七号）

（施行期日）

第一条 この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、第六条第二項第二号ニ及び第四項並びに第十條第一号の改正規定、第二十二條の二十三中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に一号を加える改正規定、第二十二條の二十七を第二十二條の二十八とする改正規定、第二十二條の二十六の改正規定（「第三十八條第六号」を「第三十八條第七号」に改める部分に限る。）、同条を第二十二條の二十七とし、第二十二條の二十五の次

に一条を加える改正規定、第三十條第一項の改正規定、第三十條の七を第三十條の九とする改正規定、第三十條の八とする改正規定、同条を第三十條の八とする改正規定、第三十條の五の改正規定、同条を第三十條の七とし、第三十條の四の次に二条を加える改正規定、第二百四條第一項第一号ニに次のように加える改正規定並びに同項第二号ホに次のように加える改正規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（特定投資家以外の顧客とみなされている特定投資家による申出の方法）

第二条 改正法附則第三条第四項において準用する同条第二項の規定により改正法第四条の規定による改正後の農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十一条の十の三において準用する改正法第一条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第三十四条の二第一項の規定による申出をする場合には、当該申出に係る新金融商品取引法第三十四条の二第二項の契約の種類（改正法第四条の規定による改正前の農業協同組合法第十一条の十の三において準用する改正法第一条の規定による改正前の金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定による承諾を得たものに限る。）を明らかにしてしなければならない。

（契約締結前交付書面等の記載事項に関する経過措置）

第三条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第二十二條の二十三第三十二号の規定の適用については、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、なお従前の例によることとができる。

2 新規則第二百四條第一項第一号ニ（三）及び第二号ホ（三）の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係るものについて適用する。

（禁止行為に関する経過措置）

第四条 平成二十二年十二月三十一日までの間におけるこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二十二條の二十六第一項の規定の適用については、同項各号に掲げる事項に代えて、次に掲げる事項とすることができ、
一 新金融商品取引法第六十六條の二十七の登録の意義

二 信用格付（新金融商品取引法第二条第三十四項に規定する信用格付をいう。以下同じ。）を付与した者が信用格付業（新金融商品取引法第二条第三十五項に規定する信用格付業をいう。）を示すものとして使用する呼称

三 信用格付を付与した者が当該信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要又は当該概要に関する情報を信用格付を付与した者及びその関係法人（金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十八号）第十条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百九十五條第三項第十号に規定する関係法人をいう。）のうち一若しくは二以上のものから入手する方法

四 信用格付の前提、意義及び限界

附 則（平成二十二年一月一九日農林水産省令第三十三号）

この省令は、保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年三月一日農林水産省令第一四号）

この省令は、資金決済に関する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二十二年三月一七日農林水産省令第一八号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第八十八條の改正規定、第九十三條の改正規定並びに第九十九條第一号及び第九十二條の改正規定は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（次項において「新規則」という。）第九十八條第八項第二号、第九十八條の二、第二百三十三條、第二百三十八條の二、第二百三十九條、第二百三十一條の二、第二百三十四條、第二百三十五條第二項から第六項まで及び第二百一十一條第三項の規定並びに別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

3 新規則第六十二條第一項第二号、第六十三條第一項第二号及び第六十九條の二の規定

は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度のうちの最初のものに係る通常総会に係る総会参考書類から適用し、当該通常総会より前に開催された総会に係る総会参考書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年九月二七日農林水産省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十二年一〇月一日農林水産省令第五三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 農業協同組合法第五条に規定する組合及び水産業協同組合法第二条に規定する組合が平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（第一条の規定による改正前の農業協同組合法施行規則（以下この項において「旧農業協同組合法施行規則」という。）第十三条第一項第五号及び第二条の規定による改正前の水産業協同組合法施行規則（以下この項において「旧水産業協同組合法施行規則」という。）第十四条第一項第五号に規定する売買目的有価証券をいう。）又はその他有価証券（旧農業協同組合法施行規則第十三条第一項第五号及び旧水産業協同組合法施行規則第十四条第一項第五号に規定する満期保有目的の債券（旧農業協同組合法施行規則第十三条第一項第五号及び旧水産業協同組合法施行規則第十四条第一項第五号に規定する満期保有目的の債券をいう。）以下この項において同じ。）へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（次項において「新農業協同組合法施行規則」という。）第十三条第一項第五号及び第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（次項において「新水産業協同組合法施行規則」という。）第十四条第一項第五号の規定の適用については、なお従前の例による。

3 新農業協同組合法施行規則第二百二十九条及び新水産業協同組合法施行規則第四百四条の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る有価証券に関する注記について適用し、同日前に開始した事業年度に係る有価証券に関する注記については、なお従前の例による。

附 則（平成二十二年一〇月一日農林水産省令第五七号）

この省令は、平成二十三年一月一日から施行する。

附 則（平成二十二年一二月二八日農林水産省令第六六号）

この省令は、平成二十三年一月四日から施行する。ただし、第一条中別表第五共済契約に関する指標の項第八号の改正規定及び第二条中別表第四共済契約に関する指標の項第八号の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二四日農林水産省令第一〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年四月一日農林水産省令第一七号）

1 この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年一〇月一一日農林水産省令第五八号）

この省令は、平成二十四年三月三十一日から施行する。

附 則（平成二十三年一二月二六日農林水産省令第六〇号）

この省令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

附 則（平成二十四年二月二二日農林水産省令第八号）

この省令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日（平成二十四年二月二十三日）から施行する。

附 則（平成二十四年三月二二日農林水産省令第一五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第六十一条第四項の改正規定及び第六十七（施行期日）

条第二項第十六号の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。）

附 則（平成二十四年三月二九日農林水産省令第二〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二五日農林水産省令第三七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則及び第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則は、平成二十四年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年七月六日農林水産省令第四〇号）

1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

2 第六条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る報告書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成二十四年八月二日農林水産省令第四三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年八月二七日農林水産省令第四五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十四年九月二八日農林水産省令第五三三号）

この省令は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月一五日農林水産省令第一三三号）

この省令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附 則（平成二十五年三月二九日農林水産省令第二三三号）

1 この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第一号（一）、第二号（一）及び第四号（一）並びに第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則別紙様式第三号（一）及び第五号（一）は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二九日農林水産省令第二三三号）

1 この省令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

2 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第二百四十四条第一項に規定する説明書類の記載事項は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年三月二九日農林水産省令第二四四号）

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二十五年六月一四日農林水産省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年二月二一日農林水産省令第七三三号）

この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

なし、この省令の施行前に改正前規則の規定により金融庁長官に対してした申請その他の行為（改正後規則の規定により管轄財務局長に對してすることとなるものに限る。）は、管轄財務局長に對してした申請その他の行為とみなす。

附 則（平成二十九年三月二十七日農林水産省令第一八号）

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年一月三〇日農林水産省令第六五号）

この省令は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二十九年一月二七日農林水産省令第六九号）

この省令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年五月三〇日農林水産省令第三四号）

この省令は、銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年七月六日農林水産省令第四四号）

第一条 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（平成三十年七月九日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号。以下この条において「旧産業法」という。）第二十六条第一項の認定を受けている会社及び旧産業法第二百一十一条第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に係るこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第十一号の規定の適用については、なお従前の例による。

2 この省令の施行後に改正法附則第五条第一項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた会社及び改正法の規定に基づきなお従前の例によることとされる場合における旧産業法第二百一十一条第一項の認定を受けた同項の中小企業

承継事業再生計画に従って事業を承継している会社に係るこの省令による改正後の農業協同組合法施行規則第六十六条第一項第十一号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成三〇年七月一九日農林水産省令第四五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第二百六条の二、第三百三十四條、第四百一十一條、第四百九十三條、別紙様式第一号の二（一）、別紙様式第三号（一）、別紙様式第六号（一）（第11付表2に係る部分を除く。）、別紙様式第七号（一）（第10付表2に係る部分を除く。）、別紙様式第八号（一）、別紙様式第九号（一）及び別紙様式第十号（一）の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年一月一日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

2 新農協法施行規則別紙様式第六号（一）（第11付表2に係る部分に限る。）及び別紙様式第七号（一）（第10付表2に係る部分に限る。）の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、平成三十一年一月一日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十一年一月一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

附 則（平成三〇年八月一五日農林水産省令第五三三号）

この省令は、平成三十年八月十六日から施行する。

附 則（平成三〇年十一月一六日農林水産省令第七三三号）

この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日（平成三十一年一月十六日）から施行する。

附 則（平成三一年三月四日農林水産省令第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 農業協同組合法施行規則第七十七条第一項第一号又は第二号に掲げる農業協同組合であつて、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）の属する当該農業協同組合の事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における貯金及び定期積金の合計額（以下この条において「貯金等合計額」という。）又は責任準備金の合計額（以下この条において「責任準備金額」という。）が新たに五十億円未満となつたものについては、第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第七十七条第二項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農業協同組合法（以下「農協法」という。）第三十条第十四項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

2 農業協同組合法施行規則第七十七条第一項第三号に掲げる農業協同組合であつて、施行日の属する当該農業協同組合の事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに五十億円未満となつたことにより、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも五十億円未満となつたものについては、新農協法施行規則第七十七条第四項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、新農協法施行規則第七十七条第四項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農協法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

附 則（平成三一年三月二二日農林水産省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（次項において「新農協法施行規則」という。）別紙様式第六号（一）及び別紙様式第七号（一）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四条の二第一項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2 新農協法施行規則別紙様式第六号（一）及び別紙様式第七号（一）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四条の二第二項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二七日農林水産省令第二二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

4 農業協同組合法施行規則第七十八条第一項第三号に掲げる農業協同組合であつて、施行日の

属する当該農業協同組合の事業年度又は当該事業年度の直前の事業年度の開始の時における貯金等合計額又は責任準備金額が新たに二百億円未満となつたことにより、当該事業年度の開始の時における貯金等合計額及び責任準備金額がいずれも二百億円未満となつたものについては、新農協法施行規則第七十八条第四項の規定にかかわらず、施行日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、当該農業協同組合は、農協法第三十条第十五項の農林水産省令で定める基準に達しない組合に該当するものとみなす。

第三条 新農協法施行規則（第七十七条及び第七十八条を除く。）は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二二日農林水産省令第一八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十一年三月三十一日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（次項において「新農協法施行規則」という。）別紙様式第六号（一）及び別紙様式第七号（一）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四条の二第一項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2 新農協法施行規則別紙様式第六号（一）及び別紙様式第七号（一）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四条の二第二項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二七日農林水産省令第二二二号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の別紙様式第六号

(一)の規定は、平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、当該規定を適用することができる。

附 則 (令和元年六月三日農林水産省令第八号)

この省令は、令和元年九月三十日から施行する。

附 則 (令和元年六月二七日農林水産省令第一〇号)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年七月二日農林水産省令第一四号)

この省令は、中小企業の実業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月十六日)から施行する。

附 則 (令和元年九月二日農林水産省令第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和元年十一月一日)から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条から第八条まで及び第十条から第十五条までの規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和二年四月一日)から施行する。

附 則 (令和元年九月二三日農林水産省令第二九号)

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整

備に関する法律の施行の日から施行する。ただし、第二条、第五条及び第七条から第九条までの規定は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和二年三月二三日農林水産省令第一九号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則(次項において「新農業協同組合法施行規則」という。)第百四十八条の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算書類等(同令第九十二条第二項に規定する計算書類等をいう。以下この項において同じ。)についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算書類等についての会計監査報告については、なお従前の例による。

2 新農業協同組合法施行規則別紙様式第六号(一)及び別紙様式第七号(一)の規定は、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書(農業協同組合法第五十四条の二第二項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年三月二七日農林水産省令第二〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和二年三月三十一日から施行する。

(農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則(次項において「新農業協同組合法施行規則」という。)別紙様式第六号(一)及び別紙様式第七号(一)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度に係る業務報告書(農業協同組合法第五十四条の二第二項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

2 新農業協同組合法施行規則別紙様式第六号(二)及び別紙様式第七号(二)の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る業務報告書

(農業協同組合法第五十四条の二第二項の業務報告書をいう。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年四月六日農林水産省令第三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和二年五月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則第二百四十四条第一項に規定する説明書類の記載事項は、施行の日以後に終了する事業年度に係る説明書類について適用し、施行日前に終了する事業年度に係る説明書類については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年七月八日農林水産省令第四九号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、漁業法等の一部を改正する等の法律(以下「改正法」という。)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。

附 則 (令和二年一〇月一日農林水産省令第六七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、中小企業の実業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律(次条において「改正法」という。)の施行の日(令和二年十月一日)から施行する。

第二条 この省令の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号。以下この条において「改正前中小強化法」という。)第十六条第一項の認定を受けている会社(改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前中小強化法第十六条第一項の認定を受けた会社を含む。)については、なお従前の例による。

附 則 (令和二年一〇月七日農林水産省令第六八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一二月二一日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和二年一二月二三日農林水産省令第八五号)

(施行期日)

第一条 この省令は、令和四年三月三十一日から施行する。ただし、第二十五条第三項、別表第四、別紙様式第六号(一)第10及び第11並びに別紙様式第七号(一)第10の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別表第四、別紙様式第六号(一)第10及び第11並びに別紙様式第七号(一)第10の規定は、令和二年一月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る書類のうち平成三十一年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

附 則 (令和三年二月一五日農林水産省令第四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「会社法整備法」という。)の施行の日(令和三年三月一日。以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中農業協同組合法施行規則第二百八条の二第二項柱書の改正規定及び同条第四項を削る改正規定並びに第三条中水産業協同組合法施行規則第二百九条の三第二項柱書の改正規定及び同条第四項を削る改正規定、会社法整備法附則第二号に掲げる規定の施行の日(令和三年一月十五日)

二 第一条中農業協同組合法施行規則第五百五十七条第四項及び第六十号の改正規定、同令

第六百六十三條の次に三條を加える改正規定並びに同令第七十四條の改正規定、第二條中森林組合法施行規則第七十四條及び第七十六條の改正規定、同令第七十九條の次に三條を加える改正規定並びに同令第八十九條の改正規定並びに第三條中水産業協同組合法施行規則第六十三條の改正規定、同令第六十九條の次に三條を加える改正規定及び同令第七十六條の改正規定、会社法整備法附則第三号に掲げる規定の施行の日

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第六十四條第五号及び第六号、第六十五條第一項第六号及び第七号並びに第六十五條の二第五号及び第六号の規定、第二條の規定による改正後の森林組合法施行規則（以下「新森組法施行規則」という。）第八十一條第五号及び第六号並びに第八十二條第六号及び第七号の規定並びに第三條の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下「新水協法施行規則」という。）第六十七條第五号及び第六号、第六十八條第六号及び第七号並びに第六十八條の二第五号及び第六号の規定は、施行日以後に締結している又は締結する予定がある補償契約（会社法整備法第八十一條による改正後の農業協同組合法（以下「新農協法」という。）第三十五條の七第一項、会社法整備法第八十七條による改正後の森林組合法（以下「新森組法」という。）第四十九條の四第一項及び会社法整備法第八十三條による改正後の水産業協同組合法（以下「新水協法」という。）第三十九條の七第一項に規定する補償契約をいう。第三項において同じ。）及び役員賠償責任保険契約（新農協法第三十五條の八第一項、新森組法第四十九條の四第一項及び新水協法第三十九條の八第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。第三項において同じ。）について適用する。

2 前項に定めるもののほか、施行日前に招集の手続が開始された総会に係る総会参考書類（新農協法第四十三條の六の二、新森組法第六十條の三の二及び新水協法第四十七條の五の二に規定する総会参考書類をいう。）の記載については、なお従前の例による。

3 新農協法施行規則第三百三十九條第三号ホからチまで、別紙様式第六号（一）第一（2）（2）ロ

（記載上の注意）6、別紙様式第七号（一）第一（2）（2）ロ（記載上の注意）5、別紙様式第八号（一）第一（2）（2）ロ（記載上の注意）5、別紙様式第九号（一）第一（2）（2）ロ（記載上の注意）4及び別紙様式第十号（一）第一（2）（2）ロ（記載上の注意）4の規定、新森組法施行規則第六十六條第三号ニからトまでの規定並びに新水協法施行規則第一百五十四條第三号ホからチまで、別紙様式第七号（一）第一（2）（2）（記載上の注意）7、別紙様式第八号（一）第一（2）（2）（記載上の注意）5、別紙様式第九号（一）第一（2）（2）（記載上の注意）5及び別紙様式第十号（一）第一（2）（3）（記載上の注意）4の規定は、施行日以後に締結された補償契約及び役員賠償責任保険契約について適用する。

附則（令和三年三月二六日農林水産省令第一三三号）

第一条 この省令は、令和三年三月三十一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第二百二十三條第五号及び第二百二十六條の三の二並びに第二百三十四條、別紙様式第六号（一）、別紙様式第六号（二）、別紙様式第七号（一）、別紙様式第七号（二）、別紙様式第八号（一）、別紙様式第八号（二）、別紙様式第九号（一）及び別紙様式第九号（二）（會計上の見積りに関する注記に係る部分に限る。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

2 新農協法施行規則第二百二十三條第十八号、第二百二十六條第三項及び第二百三十二條の二並びに第二百三十四條、別紙様式第六号（一）、別紙様式第六号（二）、別紙様式第七号（一）、別紙様式第七号（二）、別紙様式第八号（一）、別紙様式第八号（二）、別紙様式第九号（一）及び別紙様式第九号（二）（収益認識に関する注記に係る部分に限る。）の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類

については、なお従前の例による。ただし、令和二年四月一日以後に終了する事業年度に係るものについては、これらの規定を適用することができる。

3 新農協法施行規則第二百二十八條の二第一項の規定は、令和三年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する事業年度に係るものについては、当該規定を適用することができる。

附則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四六号）

この省令は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附則（令和三年七月三〇日農林水産省令第四七号）

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日（令和三年八月二日）から施行する。

附則（令和三年十一月一日農林水産省令第六三三号）

この省令は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。

附則（令和三年十一月一日農林水産省令第六四号）

この省令は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附則（令和四年一月一八日農林水産省令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号（一）は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る業務報告書（農業協同組合法第五十四條の二第一項の業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附則（令和四年三月二二日農林水産省令第一九号）

第一条（施行期日）この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。ただし、農業協同組合法施行規則第四百十八條の改正規定は、公布の日から施行する。

第二条（経過措置）この省令による改正後の農業協同組合法施行規則第四百十八條の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算書類等について適用し、同日前に開始する事業年度に係る計算書類等については、なお従前の例による。

第三条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別記様式は、この省令の施行の日以後に開始する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書のうち令和三年一月一日以後に開始する事業年度に係るものについては、当該様式を適用することができる。

附則（令和四年四月一日農林水産省令第三四号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附則（令和四年六月一〇日農林水産省令第四一四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年十一月一日農林水産省令第六二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和四年十一月三〇日農林水産省令第六六号）抄

第一条（施行期日）この省令は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

第三条（払込済出資金の額の算定に関する経過措置）第五条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則第二百一十一條第三項の規定は、令和五年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

附則（令和四年二月八日農林水産省令第七二二号）

この省令は、令和五年一月一日から施行する。

附則（令和五年五月二六日農林水産省令第三四号）

この省令は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附則（令和五年二月二八日農林水産省令第六三号）抄

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和六年一月二〇日農林水産省令第一号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（施行期日）
（経過措置）

第二条 この省令による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）別紙様式第一号（一）及び（二）の規定は、令和六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

第三条 新農協法施行規則別紙様式第六号（一）（第14に係る部分を除く。）、別紙様式第七号（一）、別紙様式第八号（一）（第11に係る部分を除く。）、別紙様式第九号（一）及び別紙様式第十号（一）（第11に係る部分を除く。）の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

第四条 新農協法施行規則別紙様式第六号（一）（第14に係る部分に限る。）、別紙様式第八号（一）（第11に係る部分に限る。）、及び別紙様式第十号（一）（第11に係る部分に限る。）の規定は、令和五年四月一日以後に開始した事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に開始した事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。

附則（令和六年一月三一日農林水産省令第四号）

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年一月一日）から施行する。

附則（令和六年三月二九日農林水産省令第一五号）

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第二十一条の二第三項第九号及び第二十二條の二十九第一項第七号関係（資産の運用対象が受益証券等の場合））

- 一 資産の運用対象となる受益証券等（受益証券（投資信託法に規定する受益証券をいう。）又は投資証券（投資信託法に規定する投資証券、新投資口予約権証券又は外国投資証券をいう。）をいう。以下同じ。）の名称
- 二 受益証券等の目的及び基本的性格、沿革並びに仕組み
- 三 受益証券等の投資方針、投資対象、運用体制及び投資制限
- 四 受益証券等の投資リスク
- 五 受益証券等の投資状況、運用実績（純資産の推移及び収益率の推移を含む。）並びに設定及び解約の実績
- 六 受益証券等の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表
- 七 受益証券等の純資産額計算書（資産総額、負債総額、純資産総額、発行済数量及び一位当たり純資産額を含む。）、投資主要銘柄、投資不動産物件及びその他投資資産の主要なもの

（注）受益証券等について金融商品取引法第三十三條第一項に規定する目論見書が作成されている場合は、当該目論見書の記述を利用すること。また、当該目論見書が作成されていない場合にあつても、これに準じて作成すること。

別表第二（第二十一条の二第三項第九号及び第二十二條の二十九第一項第七号関係（資産の運用を法第十條第一項第十号の事業を行う組合が行っている場合））

- 一 資産の運用に係る目的及び基本的性格
- 二 資産の運用に係る運用方針、運用対象、運用体制及び運用制限
- 三 資産の運用に係る運用リスク
- 四 資産の運用実績
- 五 当該共済契約の保有件数
- 六 資産の内訳
- 七 資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄及びその他運用資産の主要なもの

別表第三（第三十六條関係）
対象資産
積立基準
積限度

項目	記載事項
第三十五條第一号に掲げる資産	千分の四・千分の二
第三十五條第二号に掲げる資産	千分の四・千分の百
第三十五條第三号に掲げる資産	千分の〇・千分の五十
第三十五條第四号に掲げる資産	千分の〇・千分の二
第三十五條第五号に掲げる資産	千分の〇・千分の三
第三十五條第六号に掲げる資産	千分の二・千分の百
第三十五條第七号に掲げる資産	千分の二・千分の百

項目	記載事項
主要な一 事業粗利益、事業粗利益率、事業純業務の益、実質事業純益、コア事業純益及びビジネス状況をア事業純益（投資信託解約損益を除く。）を示す指二 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	千分の二・千分の百
三 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや受取利息及び支払利息の増減	千分の二・千分の百
四 総資産経常利益率及び資本経常利益率	千分の二・千分の百
五 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	千分の二・千分の百
六 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	千分の二・千分の百
七 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	千分の二・千分の百
八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金の総額に占める割合	千分の二・千分の百
九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	千分の二・千分の百
十 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に占める割合	千分の二・千分の百
十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人（卸売業にあっては資本金一億円以上の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、サービス業にあっては資本金五千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、小売業及び	千分の二・千分の百

項目	記載事項
主要な一 事業粗利益、事業粗利益率、事業純業務の益、実質事業純益、コア事業純益及びビジネス状況をア事業純益（投資信託解約損益を除く。）を示す指二 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	千分の二・千分の百
三 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや受取利息及び支払利息の増減	千分の二・千分の百
四 総資産経常利益率及び資本経常利益率	千分の二・千分の百
五 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	千分の二・千分の百
六 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	千分の二・千分の百
七 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	千分の二・千分の百
八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金の総額に占める割合	千分の二・千分の百
九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	千分の二・千分の百
十 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に占める割合	千分の二・千分の百
十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人（卸売業にあっては資本金一億円以上の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、サービス業にあっては資本金五千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、小売業及び	千分の二・千分の百

項目	記載事項
主要な一 事業粗利益、事業粗利益率、事業純業務の益、実質事業純益、コア事業純益及びビジネス状況をア事業純益（投資信託解約損益を除く。）を示す指二 資金運用収支、役員取引等収支及びその他事業収支	千分の二・千分の百
三 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや受取利息及び支払利息の増減	千分の二・千分の百
四 総資産経常利益率及び資本経常利益率	千分の二・千分の百
五 総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	千分の二・千分の百
六 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	千分の二・千分の百
七 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	千分の二・千分の百
八 担保の種類別（有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。）の金銭信託等に係る貸出金の総額に占める割合	千分の二・千分の百
九 使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	千分の二・千分の百
十 業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に占める割合	千分の二・千分の百
十一 中小企業等（資本金三億円以下の会社若しくは常時使用する従業員が三百人以下の会社又は個人（卸売業にあっては資本金一億円以上の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、サービス業にあっては資本金五千万円以下の会社若しくは常時使用する従業員が百人以下の会社又は個人、小売業及び	千分の二・千分の百

[illegible][illegible][illegible]

① 法等に基づき、又は適合会の設置の改定を明らかにするために必要があるときは、この條等に關してある科目を部分又はその條等に關してある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を附し、適切な感度を記載すること。

② 該面しない科目は削除して記載するとともに、金銀の純度の正しいものについては、一割まで減して表示し得ない。なお、純度項目に一割記載したもののうち、同一種類の金貨及び金貨その金額が金貨総額の100分の1を超えるものについては、その数量及び金貨の純度を表す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

[illegible]

(2) 記述の要領は、
① 法令等に基づき、又は通商手続の取巻を明らかにするために必要があるときは、この様式に附してある科目を部分し又はこの様式に附してある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な感語を記載すること。
② 数量については総論として記載するとともに、金貨の質銀の正しめ合いについては、一面して記述して差し支えない。なお、形制料に一名を賦したもののうち、同一種類の貨貨及び貨貨でその金貨が貨銀額約100gのものを総たるものについては、その貨貨及び貨貨の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

[illegible]

1.	◎ 專業導遊	×	×	×
2.	◎ 專業攝影人員 (又稱專業攝影師)	×	×	×
3.	◎ 專業攝影助理	×	×	×
4.	◎ 影視器材維修人員	×	×	×
5.	◎ 影視器材器材管理員 (又可叫器材管理員)	×	×	×
6.	◎ 二、三線導演	×	×	×
7.	◎ 影視美術設計 (又稱二、三線美術)	×	×	×
8.	◎ 攝影助理	×	×	×
9.	1. 攝影	×	×	×
10.	2. 攝影機	×	×	×
11.	3. 攝影器材	×	×	×
12.	4. 攝影機	×	×	×
13.	5. 影視器材管理	×	×	×
14.	專業人員 (影視專業人員)	×	×	×
15.	◎ 攝影人員	×	×	×
16.	1. 攝影機	×	×	×
17.	2. 攝影器材	×	×	×
18.	3. 攝影機	×	×	×
19.	4. 攝影器材	×	×	×
20.	5. 攝影機	×	×	×
21.	6. 攝影器材	×	×	×
22.	專業人員 (影視專業人員)	×	×	×
23.	◎ 攝影人員	×	×	×
24.	1. 攝影器材	×	×	×
25.	2. 攝影器材	×	×	×
26.	3. 攝影器材	×	×	×
27.	4. 攝影器材	×	×	×
28.	5. 攝影器材	×	×	×
29.	6. 攝影器材	×	×	×
30.	7. 攝影器材	×	×	×
31.	8. 攝影器材	×	×	×
32.	9. 攝影器材	×	×	×
33.	10. 攝影器材	×	×	×
34.	11. 攝影器材	×	×	×
35.	12. 攝影器材	×	×	×
36.	13. 攝影器材	×	×	×
37.	14. 攝影器材	×	×	×
38.	15. 攝影器材	×	×	×
39.	16. 攝影器材	×	×	×
40.	17. 攝影器材	×	×	×
41.	18. 攝影器材	×	×	×
42.	19. 攝影器材	×	×	×
43.	20. 攝影器材	×	×	×
44.	21. 攝影器材	×	×	×
45.	22. 攝影器材	×	×	×
46.	23. 攝影器材	×	×	×
47.	24. 攝影器材	×	×	×
48.	25. 攝影器材	×	×	×
49.	26. 攝影器材	×	×	×
50.	27. 攝影器材	×	×	×
51.	28. 攝影器材	×	×	×
52.	29. 攝影器材	×	×	×
53.	30. 攝影器材	×	×	×
54.	31. 攝影器材	×	×	×
55.	32. 攝影器材	×	×	×
56.	33. 攝影器材	×	×	×
57.	34. 攝影器材	×	×	×
58.	35. 攝影器材	×	×	×
59.	36. 攝影器材	×	×	×
60.	37. 攝影器材	×	×	×
61.	38. 攝影器材	×	×	×
62.	39. 攝影器材	×	×	×
63.	40. 攝影器材	×	×	×
64.	41. 攝影器材	×	×	×
65.	42. 攝影器材	×	×	×
66.	43. 攝影器材	×	×	×
67.	44. 攝影器材	×	×	×
68.	45. 攝影器材	×	×	×
69.	46. 攝影器材	×	×	×
70.	47. 攝影器材	×	×	×
71.	48. 攝影器材	×	×	×
72.	49. 攝影器材	×	×	×
73.	50. 攝影器材	×	×	×
74.	51. 攝影器材	×	×	×
75.	52. 攝影器材	×	×	×
76.	53. 攝影器材	×	×	×
77.	54. 攝影器材	×	×	×
78.	55. 攝影器材	×	×	×
79.	56. 攝影器材	×	×	×
80.	57. 攝影器材	×	×	×
81.	58. 攝影器材	×	×	×
82.	59. 攝影器材	×	×	×
83.	60. 攝影器材	×	×	×
84.	61. 攝影器材	×	×	×
85.	62. 攝影器材	×	×	×
86.	63. 攝影器材	×	×	×
87.	64. 攝影器材	×	×	×
88.	65. 攝影器材	×	×	×
89.	66. 攝影器材	×	×	×
90.	67. 攝影器材	×	×	×
91.	68. 攝影器材	×	×	×
92.				

取引有価証券（又は取引有価損失）	×××
法人税、住民税及び事業税	×××
法人税等調整額	×××
法人税等合計	×××
当期剰余金（又は当期損失金）	×××
当期首繰越剰余金（又は当期首繰越損失金）	×××
○繰上金数増額	×××
当期末繰上剰余金（又は当期末繰上損失金）	×××

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

(1) 法令等に基づき、又は諸命令の制定の職務を明らかにする必要があると、この様式に附けてある評言を記入し、又はその検査に依りて適切な意見を付し、適切な場所に記載すること。

(2) 該出ない科目は相違して記載することと、金額の重要な誤りのないものについては、一應して記載して差し支えない。なお、同一種類の資産及び負債の金額が資産総額の99%以上を占めるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付しその趣旨を記して記載すること。

[illegible]

[illegible]

名 称	品 名				
規 格	規 格				
計 画 法 定 品 名					
計 画 法 定 品 名					
計					
品 名	品 名				
品 名	品 名				
品 名	品 名				

【記載上の注意】
 ① 本表は、欄1、商業施設組合、商業施設組合連合会及び農林中央会への提供
 について記載し、それ以外は「施設外提供」欄に記載すること。
 ② 無人会館提供

種 別	当施設提供	当施設他提供	当施設外提供	当施設外提供
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名

【記載上の注意】
 商業施設組合は、上記「① 提供」の「施設外提供」欄に記載すること。
 ③ 会員の提供

種 別	当施設提供	当施設他提供	当施設外提供	当施設外提供
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名

【記載上の注意】
 1. 農林中央会提供行為は以下業務提供事業において「当」という。）第12条第1項に規定する特定農林施設組合である小規模小規模組合に提供すること。
 2. 特定農林施設組合でない場合は、施設外の「④ 会員の提供」を「⑤ 会員の提供」とすること。
 ④ 会員の提供

種 別	当施設提供	当施設他提供	当施設外提供	当施設外提供
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名

【記載上の注意】
 ⑤ 会員の提供

種 別	当施設提供	当施設他提供	当施設外提供	当施設外提供
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名
品 名	品 名	品 名	品 名	品 名

[illegible][illegible]

(单位:千元)

1 「12 法人等向け」について100%のリスク・ウェイトを用いる特例の利用状況：

要は意見債権等の内訳		(単位:千円)	
		(A)の保全状況	(A)の分類状況
		回収率(・)・%、回収率(・)・%以上	回収率(・)・%以上

(仮称上の注)は、以下各先発権合弁制から管理先発権合弁制を差し引いた残額を記載するものとする。

1 「その他」欄は、以下各先発権合弁制から管理先発権合弁制を差し引いた残額を記載するものとする。

2 「3ヵ月以上延滞」欄は、第24条第3項第3号ホ(2)に規定する3ヵ月以上延滞債権を有する債権者に対する債権額を記載するものとする。

3 「貸出条件被破綻」欄は、第24条第3項第3号ニ(2)に規定する貸出条件被破綻を有する債権者に対する債権額を記載するものとする。

4 「普通使用」欄は、「貸出条件被破綻」欄に準じて破綻額を記載するものとする。

5 「別項等に75%保全されている部分」欄は、普通担保、貸付担保、一般担保(客観的・合理的の二分法で算出した評価額が超過する部分)をいう。以下同じ。及び一般担保(合理的の二分法で算出した評価額が超過する部分)の保証額を指す。

[illegible]

(記載上の注意)

- 1 「破産更生債権及びこれに準ずる債権」、「危険債権」、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」の定義は、第204条第1項第3号ホ(2)による。
- 2 「金」債権は、部分直接償却を実施している組合においては実施後の金額を記載し、その実施額を「部分直接償却未実施額」欄に記載すること。

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

[illegible][illegible][illegible]

[illegible]

連結自己資本比率 $\left(\frac{(b)(i)}{(c)(i)} \right)$	%	%
---	---	---

(記載上の留意)

① この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法律11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

② 過去適用又は比率の訂正により、「前期末」の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なることは、その旨を欄内に記載すること。

別紙様式第7号(1)(第202条第3項第2号
関係)

経理報告書(貸方) (1) (第23次決算年度) (年) (月) (日)

(日本企業業態) (4)

業 務 発 行 日	
期 年 度	年 月 日
株式会社東京建設株式会社 所在地	
期 間	年 月 日
株式会社東京建設株式会社 代表取締役 〇〇〇 〇〇〇 報告人	
年 月 日 から 年 月 日 までの事業及び附帯の状況並びにその上の特異事項	

注: 事業報告書

1 経営の事業活動の概況に関する事項

- (1) 事業の概要
- (2) 事業の概況
- (3) 事業の計画
- (4) 事業の進捗の状況

2 経営の事業活動の概況に関する事項

- (1) 経営の事業活動の概況
- (2) 経営の計画
- (3) 経営の進捗
- (4) 経営の状況
- (5) 経営の成果
- (6) 経営の状況
- (7) 経営の状況
- (8) 経営の状況
- (9) 経営の状況
- (10) 経営の状況
- (11) 経営の状況
- (12) 経営の状況
- (13) 経営の状況
- (14) 経営の状況
- (15) 経営の状況
- (16) 経営の状況
- (17) 経営の状況
- (18) 経営の状況
- (19) 経営の状況
- (20) 経営の状況
- (21) 経営の状況
- (22) 経営の状況
- (23) 経営の状況
- (24) 経営の状況
- (25) 経営の状況
- (26) 経営の状況
- (27) 経営の状況
- (28) 経営の状況
- (29) 経営の状況
- (30) 経営の状況
- (31) 経営の状況
- (32) 経営の状況
- (33) 経営の状況
- (34) 経営の状況
- (35) 経営の状況
- (36) 経営の状況
- (37) 経営の状況
- (38) 経営の状況
- (39) 経営の状況
- (40) 経営の状況
- (41) 経営の状況
- (42) 経営の状況
- (43) 経営の状況
- (44) 経営の状況
- (45) 経営の状況
- (46) 経営の状況
- (47) 経営の状況
- (48) 経営の状況
- (49) 経営の状況
- (50) 経営の状況
- (51) 経営の状況
- (52) 経営の状況
- (53) 経営の状況
- (54) 経営の状況
- (55) 経営の状況
- (56) 経営の状況
- (57) 経営の状況
- (58) 経営の状況
- (59) 経営の状況
- (60) 経営の状況
- (61) 経営の状況
- (62) 経営の状況
- (63) 経営の状況
- (64) 経営の状況
- (65) 経営の状況
- (66) 経営の状況
- (67) 経営の状況
- (68) 経営の状況
- (69) 経営の状況
- (70) 経営の状況
- (71) 経営の状況
- (72) 経営の状況
- (73) 経営の状況
- (74) 経営の状況
- (75) 経営の状況
- (76) 経営の状況
- (77) 経営の状況
- (78) 経営の状況
- (79) 経営の状況
- (80) 経営の状況
- (81) 経営の状況
- (82) 経営の状況
- (83) 経営の状況
- (84) 経営の状況
- (85) 経営の状況
- (86) 経営の状況
- (87) 経営の状況
- (88) 経営の状況
- (89) 経営の状況
- (90) 経営の状況
- (91) 経営の状況
- (92) 経営の状況
- (93) 経営の状況
- (94) 経営の状況
- (95) 経営の状況
- (96) 経営の状況
- (97) 経営の状況
- (98) 経営の状況
- (99) 経営の状況
- (100) 経営の状況

- ① 会員募集
② 定款策定
③ 役員選任
④ 役員会等
⑤ 役員会等
⑥ 役員会等
⑦ 役員会等
⑧ 役員会等
⑨ 役員会等
⑩ 役員会等
⑪ 役員会等
⑫ 役員会等
⑬ 役員会等
⑭ 役員会等
⑮ 役員会等
⑯ 役員会等
⑰ 役員会等
⑱ 役員会等
⑲ 役員会等
⑳ 役員会等
㉑ 役員会等
㉒ 役員会等
㉓ 役員会等
㉔ 役員会等
㉕ 役員会等
㉖ 役員会等
㉗ 役員会等
㉘ 役員会等
㉙ 役員会等
㉚ 役員会等
㉛ 役員会等
㉜ 役員会等
㉝ 役員会等
㉞ 役員会等
㉟ 役員会等
㊱ 役員会等
㊲ 役員会等
㊳ 役員会等
㊴ 役員会等
㊵ 役員会等
㊶ 役員会等
㊷ 役員会等
㊸ 役員会等
㊹ 役員会等
㊺ 役員会等
㊻ 役員会等
㊼ 役員会等
㊽ 役員会等
㊾ 役員会等
㊿ 役員会等

[illegible][illegible][illegible]

[illegible][illegible]

6	1. 中国の主要都市 及び地方の主要都市	90—100
7	2. 中国の主要都市の 人口	101—110
8	3. 中国の主要都市の 面積及び人口	111—120
9	4. 中国の主要都市の 経済状況	121—130
10	5. 中国の主要都市の 交通状況	131—140
11	6. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 施設	141—150
12	7. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源	151—160
13	8. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗	161—170
14	9. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 状況	171—180
15	10. 中国の主要都市の 国際関係	181—190
16	11. 中国の主要都市の 未来展望	191—200
17	12. 中国の主要都市の 人口統計	201—210
18	13. 中国の主要都市の 経済統計	211—220
19	14. 中国の主要都市の 交通統計	221—230
20	15. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	231—240
21	16. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	241—250
22	17. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	251—260
23	18. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	261—270
24	19. 中国の主要都市の 国際関係統計	271—280
25	20. 中国の主要都市の 未来展望統計	281—290
26	21. 中国の主要都市の 人口統計	291—300
27	22. 中国の主要都市の 経済統計	301—310
28	23. 中国の主要都市の 交通統計	311—320
29	24. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	321—330
30	25. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	331—340
31	26. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	341—350
32	27. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	351—360
33	28. 中国の主要都市の 国際関係統計	361—370
34	29. 中国の主要都市の 未来展望統計	371—380
35	30. 中国の主要都市の 人口統計	381—390
36	31. 中国の主要都市の 経済統計	391—400
37	32. 中国の主要都市の 交通統計	401—410
38	33. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	411—420
39	34. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	421—430
40	35. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	431—440
41	36. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	441—450
42	37. 中国の主要都市の 国際関係統計	451—460
43	38. 中国の主要都市の 未来展望統計	461—470
44	39. 中国の主要都市の 人口統計	471—480
45	40. 中国の主要都市の 経済統計	481—490
46	41. 中国の主要都市の 交通統計	491—500
47	42. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	501—510
48	43. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	511—520
49	44. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	521—530
50	45. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	531—540
51	46. 中国の主要都市の 国際関係統計	541—550
52	47. 中国の主要都市の 未来展望統計	551—560
53	48. 中国の主要都市の 人口統計	561—570
54	49. 中国の主要都市の 経済統計	571—580
55	50. 中国の主要都市の 交通統計	581—590
56	51. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	591—600
57	52. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	601—610
58	53. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	611—620
59	54. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	621—630
60	55. 中国の主要都市の 国際関係統計	631—640
61	56. 中国の主要都市の 未来展望統計	641—650
62	57. 中国の主要都市の 人口統計	651—660
63	58. 中国の主要都市の 経済統計	661—670
64	59. 中国の主要都市の 交通統計	671—680
65	60. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	681—690
66	61. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	691—700
67	62. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	701—710
68	63. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	711—720
69	64. 中国の主要都市の 国際関係統計	721—730
70	65. 中国の主要都市の 未来展望統計	731—740
71	66. 中国の主要都市の 人口統計	741—750
72	67. 中国の主要都市の 経済統計	751—760
73	68. 中国の主要都市の 交通統計	761—770
74	69. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	771—780
75	70. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	781—790
76	71. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	791—800
77	72. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	801—810
78	73. 中国の主要都市の 国際関係統計	811—820
79	74. 中国の主要都市の 未来展望統計	821—830
80	75. 中国の主要都市の 人口統計	831—840
81	76. 中国の主要都市の 経済統計	841—850
82	77. 中国の主要都市の 交通統計	851—860
83	78. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	861—870
84	79. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	871—880
85	80. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	881—890
86	81. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	891—900
87	82. 中国の主要都市の 国際関係統計	901—910
88	83. 中国の主要都市の 未来展望統計	911—920
89	84. 中国の主要都市の 人口統計	921—930
90	85. 中国の主要都市の 経済統計	931—940
91	86. 中国の主要都市の 交通統計	941—950
92	87. 中国の主要都市の 文化・教育・医療 統計	951—960
93	88. 中国の主要都市の 環境・気候・自然 資源統計	961—970
94	89. 中国の主要都市の 歴史・文化・民俗 統計	971—980
95	90. 中国の主要都市の 政治・経済・社会 統計	981—990
96	91. 中国の主要都市の 国際関係統計	991—1000

[illegible][illegible]

(記載上の注意)

- 1 「税利益」が負の値である場合、当該負の値を記載する(帯の記載又は記載の省略はしない)。
- 2 オペレーショナル・リスク相当額は、「税利益(課税後)」の直近3年間の平均値である。なお、「税利益(課税後)」が正の値とならない年がある場合には、当該「正とならない年」以外の年の「税利益(課税後)」の合計額を当該正とならない年以外の年数で除して得た値を記載する。

第11 大口信用供与の状況

		第 年度（ 年 月 日現在）大口信用供与の状況															
同一人への信用供与等別額		百万円：単体自己資本額(連合会の単体自己資本比率計算上の自己資本額) [A]												百万円] ×20%			
		百万円：連結自己資本額(連合会の連結自己資本比率計算上の自己資本額) [B]												百万円] ×20%			
	同一人自身への信用供与等	(取引先名)						(取引先名)						合 計 額			
		信用供与等額		控除後の額		控除後の額		信用供与等額		控除後の額		控除後の額					
		信用供与等額	控除後の額	信用供与等額	控除後の額	信用供与等額	控除後の額	信用供与等額	控除後の額	信用供与等額	控除後の額	信用供与等額	控除後の額	信用供与等額	控除後の額		
連合会の信用供与等	コールローン																
	買戻金																
	貸出金																
	買戻保証見込																
	オマハのプランズ取引 (債権ノ地位)																
	株式等																
	預け金																
	買戻買戻取引支払保証 証券																
	買入手形																
	買入金税債権																
	商品有価証券																
	金銭の貸付																
	社債等																

順	目	次
第1	事業概要書	
第1	事業の概況	
第2	子会社等の状況	
第3	連結貸借対照表	
第4	連結損益計算書	
第5	連結現金流量計算書	
第6	連結キャッシュ・フロー計算書	
第7	連結貸借対照表	
第8	連結自己資本比率の状況	
(記載上の特記事項)		
1	連結貸借対照表の金額中に記載する金額単位は百万円とし、小数点以下第2位を四捨五入する。	
2	連結損益計算書の金額及び連結貸借対照表において「現金及び現金同等物」の注釈及び注記にて取得と売却、連結貸借対照表にてと替りがない。	
3	連結貸借対照表に記載する連結支払負債、少数株主資本及び子会社へ少数株主に支払った金額はゼロである。	
4	連結貸借対照表に記載する連結固定負債は、少数株主に支払った子会社へ少数株主に支払った金額である。	
5	連結貸借対照表に記載する連結有形固定資産は、連結貸借対照表において「固定資産」の注釈及び注記に規定する有形固定資産であり、以下連結貸借対照表において「有形固定資産の減価償却累計額」に規定する有形固定資産と一致する。連結貸借対照表に附する事業区分表、又は附する事業区分表に規定するときは、連結貸借対照表に附する事業区分表を優先する。	

(記載上の注意)

1 「子会社」とは法第11条の2第2項に規定する子会社を、「子法人等」とは第203条第1号に規定する子法人等であるもの(法第11条の2第2項に規定する子会社を除く。)、を、「関連法人等」とは第203条第2号に規定する関連法人等であるものをいう。以下連結業務報告書において同じ。

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないもの

[illegible]

第3 連結損益計算書

期 年度 (年 月 日～) 連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		× × ×
資金運用収益		× × ×
貸出金利息	× × ×	
預け金利息	× × ×	
有価証券利息配当金	× × ×	
— ローン等利息	× × ×	

[illegible]

- | 区 分 | | | 氏 名 | 生 年 月 日 | 就 任 年 月 日 | 退 任 年 月 日 | 備 考 |
|---------------|--------------|------------|-----|---------|-----------|-----------|-----|
| 役 職 名 | 常勤・非常勤
の別 | 代表権の
有無 | | | | | |
| 経営管理委員会
会長 | | | | | | | |

[illegible]

- 経営管理委員、理事又は監事との間の関係にある者の事実上の代表とするものを含む。及び第三者との間の関係で適合と経営管理委員、理事又は監事との間の関係が成り立つものについて記載すること。
- 「取引の増減」、貸付金、売掛金及び未払金等債権・債務の内容が正確に記述されていると記載すること。
- 「有価証券の増減」、譲渡、消滅発生した有価証券を記載すること。
- 取引により発生した有価証券は譲渡につき、譲渡に税金がある場合には、「当該有価証券」、「当該税金」と及び「当該税金の支払」、譲渡について記載すること。
- 譲渡に譲渡及び譲渡の税金がない場合には、「当該有価証券」、「当該税金の支払」と及び「当該譲渡の増減」とを、譲渡について記載すること。
- 譲渡期間、その期間を行っている場合は、「取引金額」「譲渡に税額を記載すること。
- 経営管理委員、理事又は監事第三者との間の代表とされる取引及び第三者との間の取引で適合としない経営管理委員、理事又は監事第三者の取引が成り立つものについては、当該経営管理委員、理事又は監事役員及び氏名を記載し、その下に当該第三者の氏名又は氏名及び住所と取引の目的を併せて記載すること。また、当該経営管理委員、理事又は監事・当該第三者との関係・「当該増減」欄に記載すること。
- 売買の増減がある場合には、その理由を「譲渡」欄に記載すること。

(4) その他記載に必要

(記載上の留意点)

その他事業継続の意思の内容を補足する重要な事項は、その項目を欄で記載すること。

附：剰余金処分計算書

第 年度（ 年 月 日）剰余金処分計算書

（単位：円）

科 目	借	貸
1 有価証券処分剰余金		
2 任意剰余金の増減		
3 剰余金処分額		
(1) 利益剰余金		
(2) 任意剰余金		
○繰入金		
(3) 利益剰余金		
普通留保に対する処分金		
特別留保に対する処分金		
(4) 事業留保処分金		
5 任意留保剰余金		

記載上の留意点

- 目的剰余金の目的外の剰余金額に、任意剰余金と金庫預金の内訳として当該剰余金の金

[illegible]

○	○						
計							

(記載上の注意)

- 「うち柔軟利用高」欄は、商業施設組合及び商業施設組合連合会からの受入額について記載すること。
- 全店舗商業施設組合連合会については、「うち柔軟利用高」欄を削除して差し支えない。

H 販売粗利益

		(単位：千円)		
種 別	当業年度 繰越高	前年度 繰越高	当業年度 発生額	当業年度 残高
○ ○				
—				
計				
○ ○				
計				
計 計				

(記載上の注意)

- 「うち柔軟利用高」欄は、商業施設組合及び商業施設組合連合会の販売額について記載すること。
- 全店舗商業施設組合連合会については、「うち柔軟利用高」欄を削除して差し支えない。

H 費用総括

(単位：千円)		
費 用	金 額	計
I 事業経品の開示		
(単位：千円)		
品 名	内訳科目	金額
事業経収入	計	金額
その他収益	計	金額
計		

[illegible][illegible]

[illegible]

別紙様式第9号（第202条第3項第4号関係）

別紙様式第9号（第202条第3項第4号関係）

（社名）通商興業（株）									
期		期		期		期		期	
年	月	年	月	年	月	年	月	年	月
第 年 度		第 年 度		第 年 度		第 年 度		第 年 度	
通商興業有限組合会社名									
所在地									
期									
通商興業有限組合会社名									
代表取締役 氏名									
所在地									
第 年 月 日から 第 年 月 月 までの業績及び関係の状況を次のとおり報告します。									

第1 事業経過

- 1 通商興業の事業経過の概況に関する事項
 - (1) 事業の概況
 - (2) 事業の成績
 - (3) その他通商興業の事業経過の概況に関する重要な事項
- 2 通商興業の経営者の状況に関する事項
 - (1) 組合（又は組合）の構成状況
 - (2) 会員の状況
 - (3) 役員の内訳
 - (4) 職員の状況
 - (5) 取締役の構成
 - (6) 取締役の氏名及び普通株式を所有する者
 - (7) 経営執行役員 専務
 - (8) 子会社等の状況
 - (9) その他通商興業の経営者の状況に関する重要な事項

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 キャッシュ・フロー計算書

第5 注説明

第6 附属明細書

- 1 計算書類に関する事項
 - (1) 計算書類

[illegible][illegible]

[illegible]

（借入品による支出する場合）		（貸付・貸出品）	
科	目	金	債
1	事業活動によるキャッシュ・フロー 出資参加収入 出資参加費による支出 払込金参加による支出 出資参加費による支出 出資参加収入 出資参加費による支出 事業普及費・事業管理費の支出 事業行進生年金の支払額 ・ ・ ・ ・ ・ 利息及び配当金等の受取額 利息の支払額 預け渡り金等の支払額 法人税等の支払額 ・ ・ ・ ・ ・ 事業活動によるキャッシュ・フロー		
2	投資活動によるキャッシュ・フロー 出資の売却・取得による 出資の償還の増加による支出 出資の償還の減少による収入 出資譲渡の増加による支出 出資譲渡の売却・譲渡による収入 有価証券の取得による支出 有価証券の売却・譲渡による収入 貸付けによる支出 貸付金の回収による収入 売却所得による支出 売却所得の増加による収入 ・ ・ ・ ・ ・ 正の金 債 （正の金） 運営不都合等の取組による支出 運営不都合等の取組による収入 業務所収受取等の取組による支出 業務所収受取等の取組による収入 ・ ・ ・ ・ ・		

投資活動によるキャッシュ・フロー		
1. 利息配当によるキャッシュ・フロー	借入れによる収入	
	借入金の返済による支出	
	出資の増加による収入	
	出資の返済による支出	
	出資配当による収入	
	・・・・・・・・・・	
投資活動によるキャッシュ・フロー		
4. 現金及び現金同等物の増加(減少)金額	現金及び現金同等物の増加(減少)金額	
5. 現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期末残高	
（期間）による増減の式（単位）		
期	期	（単位）（単位）
注		
1. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
① 利息及び配当による収入は利息と配当収入		
② 返済不能債権回収は貸倒		
③ 貸倒引当金変更は貸倒回収増減		
④ 貸倒損失		
⑤ 支払利息の増減額（△は減少）		
⑥ 利息準備金の増減額（△は減少）		
⑦ 契約者貸付金準備金の繰入額		
⑧ 貸倒引当金の増減額（△は減少）		
⑨ 退職給付引当金の増減額（△は減少）		
⑩ その他引当金の増減額（△は減少）		
⑪ 保険受取準備金の増減額（△は減少）		
⑫ 利息及び配当金収入		
⑬ 有価証券売却益（△は損失）		
⑭ 支払利息		
⑮ 返済不能債権回収（△は損失）		
⑯ 業務用貸倒引当金増減額（△は減少）		
⑰ その他貸倒引当金繰戻金及び貸倒損失		
⑱ 貸倒損失（△は増減額）（△は増加）		
⑲ その他貸倒引当金繰戻金及び貸倒損失		
⑳ 貸倒損失（△は増減額）（△は減少）		
㉑ 事業引当金引当金の支払額		
・・・・・・・・・・		

[illegible]

[illegible][illegible][illegible][illegible]

2 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

1 連合会の子会社等である保険会社が地震保険に関する法律第3条第1項に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社において地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に相当する資産を他の資産と区分して管理している場合における当該資産に係る評価差額については、「繰延税金負債」の前に「地震保

1 法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の損益の状況を明らかにするために
必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の

(記載上の注意)

法令等に基づき、又は連合会及びその子会社等の剰余金の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に異つてある科目を細分し又はこの様式に異つてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第5 連結決算書・フロー計算書

	借入金の返済による支出 出資の増減による収入 出資の戻付による支出 出資配当金等の支払額 前年度繰上りの配当金支払額	
	連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式取得等による支出 連結範囲の変更を伴わない子会社及び子法人等の株式売却による収入	
	(トータル)	
	財務活動によるキャッシュ・フロー	
△	現金及び現金同等物に占める増加(減少)	
△	現金及び現金同等物の増減額(△は減少、△は増加)	
△	現金及び現金同等物の平均保有期間	
△	現金及び現金同等物の平均保有割合	
	(関係会社に占有割合を示す場合)	(単位：百万円)
第 3 期		
事業活動によるキャッシュ・フロー		
	税金等調整後当期純益又は税金等調整後特別損失	
	当期中間利益調整特費	
	業務用固定資産売却損調整特費	
	同族株主	
	支払資金の増減額(△は減少)	
	前引手続金等の増減額(△は減少)	
	前引手続金回収金額超過(△は減少)	
	貸倒引当金の増減額(△は減少)	
	退職給付に関する負債の増減額(△は減少)	
	その他の当季負債の増減額(△は減少)	
	前払費用等の増減額(△は減少)	
	利息及び配当金収入	
	有価証券譲渡損益(△は減少)	
	支払利息	
	運用不動産売却損調整	
	業務用固定資産売却損益(△は減少)	
	持分法による投資収益	
	その他収益(投資不動産売却及び財務諸税間接損失、)その他損失(△は増加)	
	その他損失(投資不動産売却及び財務諸税間	

	出	発	点	集	場
経路計算書類の作成のための必要及びその子会場のキャッシュ・フローの概要を明らかにする重要な事項に関する事項	経路計算書類に設ける下記の事項を記載すること。 ① 経路計算書類に関する事項 ② 母会社の連結に関する事項 ③ 母会社の子会社が当該子会場の事業内容に関する事項 ④ それぞれの報告対象企業の種類別 ⑤ 報告対象の母会場の設備に関する事項 ⑥ 連結キャッシュ・フロー計算書における関係及 ついでに説明事項。				
経路計算の概観に関する点	⑦ 経路計算(親会社)と⑧(子会場)設備の及び⑨(子会場)				

[illegible]

別紙様式第10号(1)(第202条第3項第5号関係)

別添様式第16号(1) (第22条第5項第3号関係)		(日本産業環境A4)	
農 業 協 会 簿 年 次 年 月 日 から 年 月 日まで 厚生農業協同組合連合会 所在地			
年 月 日 殿 厚生農業協同組合連合会 代表理事 氏名 所在地 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり 報告します。			

- 第1 事業活動等
- 第1 適合会の事業活動の状況に関する事項
- (1) 事業の概況
- (2) 事業成績の推移
- (3) 事業の経過
- (4) その他適合会の事業活動の状況に関する重要な事項
- 第2 適合会組織の状況に関する事項
- (1) 総会(又は総代会)の開催状況
- (2) 会員の状況
- (3) 役員会の状況
- (4) 職員会の状況
- (5) 組織の構成
- (6) 施設の設置状況
- (7) 子会等の状況
- (8) その他適合会の運営組織の状況に関する重要な事項
- 第2 貸貸対価関係
- 第3 損益計算書
- 第4 キャッシュ・フロー計算書
- 第5 注記表
- 第6 附属明細書
- 第1 財産目録に関する事項
- (1) 固定資産

- (3) 外債出資
- (4) 借入金
- (5) 引当金等
- (6) 子会社等との取引並びに子会社等に対する債権及び債務
- (7) 給与等
- (8) その他重要な事項
- 2 事業概況等に関する事項
- (1) 役員に対する報酬等
- (2) 役員等の報酬等
- (3) 役員との取引
- (4) その他重要な事項
- 37 剰余金処分計算書
- 38 損失処理計算書
- 39 特別損益計算書
- 40 事業収支の明細
- 41 自己資本の増減の状況
- 1 附属事業
- 2 倉庫・船渠事業
- 42 倉庫利用の状況
- 43 監査報告
(記載上の注意)

- 1 乗除計算書中計算書欄に係る金額は、本文所定額及び決定計算した数字を記載すること。
- 2 乗除計算書の各様式「第7 剰余金処分計算書」及び「第8 損失処理計算書」を併せて、記載すること。剰余金処分計算書は、除数に限り得た24以内入りのものとする。ただし、剰余金処分結果計算書に於いては乗除計算書において「適合(ある) といふ」の所定結果が55以内入りの場合以下では、百万円単位とし、除数に限り得た24以内入りとすることとを物ねない。
- 3 乗除計算書に記載する剰余金比率は、小数第3位以下を切り捨て小数点第4位までを記載すること。
- 4 適合性の事業の内容を明らかにするたために必要があるときは、乗除計算書に附ける

第1 事業概況書

第	年度	年 月 日			事業概況書
		年	月	日	

(記載上の注意)

1 該当する事項がない様式がある場合は、当該様式を削除の上、「該当する事項なし」と記載すること。

2 各様式中の数値は、該当しない場合は「—」と、端数処理により正数を記載しない欄は「0」と記載すること。

- 3 各様式中、「当期増加額(又は当期増加)」及び「当期減少額(又は当期減少)」は相殺せずに、それぞれ総額で記載すること。

- (1) 事業の概況
(記載上の注意)
- 次に掲げる事項につき、数値にまとめて記載すること。
- (1) 農林水産業経営勢力及び農業経営者増進その他の連合会を取り巻く環境
- (2) 連合会の当該事業年度における主要な事業活動の内容及び成果
- (3) 当該事業年度中に実施した臨時的な資金調達、大規模な設備投資、事業譲渡その他の事業譲渡及びその関係した事項

[illegible]

- (記載上の注意)
- 1 当該事業年度における過年度事項が会計方針の変更その他の正当な理由により、当該事業年度より前の事業年度に係る過年度会計において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。
 - 2 必要がある場合は、事業年度以前の事業年度についても記載すること。
 - 3 必要に応じて、事業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

[illegible]

[illegible]

[illegible]

連結計算書類の作成のための基となる重要な事項に関する下記の事項を記載すること。

[illegible][illegible]

「国課以外」には、国課と併用した場合を含む。

(単位：千円)

組合・資本金	
--------	--

西貢河堤子站	紅丁佛氏子站		

(b) 於各站點所獲的數據可幫助地產商了解市場（例如：估價）

型	官報に掲載 されている もの	官報に掲載 されていない もの	その他	合 計
1. 官報に掲載されているもの	1,000	0	0	1,000
2. 官報に掲載されていないもの	0	1,000	0	1,000
3. その他	0	0	1,000	1,000
合 計	1,000	1,000	1,000	3,000

(2) 戦上の苦痛

13. 子文欲知其理

（記帳上の留意）
 経営方針事業等紛争解決機関の役員（法人でない団体の代表者又は管理人の
 ためのあるもの）にあっては、その代表者又は管理入、紛争解決委員等の

争解決機関が裁判手続の当事者となった場合等に、その概要を記載すること。
